

平成 30 年度

東京医療保健大学

点検・評価報告書

目 次

はじめに	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織	15
第4章 教育課程・学習成果	23
第5章 学生の受け入れ	59
第6章 教員・教員組織	68
第7章 学生支援	74
第8章 教育研究等環境	82
第9章 社会連携・社会貢献	91
第10章 大学運営・財務	98
第1節 大学運営	98
第2節 財務	105
おわりに	109

はじめに

東京医療保健大学は、平成 17 年 4 月に、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して新しい視点から総合的に探求し解決することができる人材の育成を、理念・目的として、医療保健学部(看護学科・医療栄養学科・医療情報学科の 3 学科(入学定員 280 名))により開学しました。

その後、大学院医療保健学研究科修士課程、同博士課程、助産学専攻科を整備し、平成 22 年度には独立行政法人国立病院機構との連携協力により、東が丘看護学部看護学科及び大学院看護学研究科修士課程を同時設置、平成 26 年度には東が丘看護学部を東が丘・立川看護学部に変更するとともに、看護学科を臨床看護学コース及び災害看護学コースの 2 コース制とし入学定員を 100 名から 200 名に増員しました。大学院看護学研究科においても同年度に博士課程を整備し教育研究実践組織の充実・発展に努めております。

さらには、本学の創設以来の実績を評価いただき、平成 30 年 4 月から初めて東京地域以外に千葉看護学部(地域医療機能推進機構：JCHO と連携 入学定員 100 名)及び和歌山看護学部(和歌山県・和歌山市・日本赤十字社和歌山医療センターの 3 機関と連携 入学定員 90 名)を開設し、高齢社会が進む中において地域医療に貢献する高度医療人材の育成に取り組んでおります。

本学は、国の認証評価制度により平成 30 年度に 2 回目となる大学基準協会の大学評価(認証評価)を受審し、1 回目(平成 23 年度)に引き続き「大学基準に適合していると認定する」とされました。この認証評価においては、是正勧告として 2 点、改善課題として 5 点のご提言を頂いたところです。是正勧告、改善課題については、令和 4 年 7 月までに改善に取り組み、改善状況を「改善報告書」に取りまとめ、大学基準協会に提出することが求められております。評価時におけるご提言やその後の所要の改善を踏まえ、教育研究の質向上と充実・発展を図るとともに、社会への説明責任を果たすために策定した「東京医療保健大学ビジョン」、平成 29 年度スタートの第 2 期 5 年間(令和 3 年度まで)の中期目標・計画の達成に向けてアクションプランを着実に実行しているところであります。

平成 30 年度の点検・評価報告書においては、2 年目となる第 2 期中期目標・計画の進捗状況等の取りまとめを基本としておりますが、特に、千葉看護学部及び和歌山看護学部が新設されたことに伴い、建学の精神及び理念・目的に基づき、各学部学科(キャンパス)がそれぞれに持つ特色をより発揮して今後も社会のニーズに応え、教育、研究及び社会貢献活動に戦略的かつ機動的に取り組んでいけるよう大学運営体制を刷新したこと、また上記の 7 年に一度義務付けられている 2 回目の大学評価を受審したことを踏まえ、その状況について取りまとめております。

平成 24 年度から毎年度実施している自己点検・評価については、全学自己点検・評価委員会において、学内諸会議の検証・審議の後、報告書を取りまとめ、大学経営に関する重要事項を審議する大学経営会議及び学校法人青葉学園理事会・評議員会の審議・承認を経たうえでウェブサイト公表しております。これにより、社会への説明責任を果たすと同時に、社会からの評価を真摯に受け止め教職員の総力を挙げて教育研究活動を着実に推進しております。

本学は、平成 27 年度に開学 10 周年を迎え、医療系大学として教育理念・目的に基づき「優れたチーム医療人」の育成に取り組んできておりますが、本学において修学した学生及び院生が、すでに社会に多数巣立ち、医療機関や医療関連企業等の各分野において期待どおりの活躍をしております。

については、これまでの歩みを踏まえ、これからの 10 年先を展望した本学のあるべき姿として「多様な価値観を尊重し、一歩先を歩み続ける開かれた大学」(大学ビジョン)を目指し一層の充実・発展を図るため、今後においても点検・評価により大学創設の原点である、建学の精神及び理念・目的に基づき、教育研究活動等の取り組み状況及び中期目標・計画(アクションプラン)の達成状況を明らかにするとともに改善・改革を継続実施してまいります。

本学は、これからも大学ビジョンの実現に向け教育研究の質向上を図り、積極的に社会貢献し大学の責務を果たしていく所存です。

東京医療保健大学長

木 村 哲

第1章 理念・目的

中期目標

- (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的について、大学構成員及び社会への周知を図る。
- (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的に基づき適切な教育研究等を行い、有為な人材の育成を図る。
- (3) 建学の精神及び教育理念に基づき、急速な高齢社会や地域包括医療等医療が複雑化・高度化していく中、高度な医療人材養成のニーズに対応し、積極的に教育研究活動を展開していく上で必要な「ビジョン」を策定し取組を推進する。

中期計画

【1】大学・学部・研究科等の理念・目的の周知を図る。

- ・大学・学部・研究科等の理念・目的については、学則、履修案内等に明記するとともに、学生に対し新入生及び各学年のガイダンスにおける履修説明等において周知を図る。また教職員は学内LAN、デスクネット等で周知徹底を図る。
- ・社会への周知は、大学案内・学生募集要項等に理念・目的等を明記するとともに、本学のウェブサイト等において公表する。

取り組み状況及び課題等

本学は、教育基本法に基づき学校教育法の定める大学として、また私立学校法に従い、知識社会が実現すると予想される21世紀において「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」を行い「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」を育むことを建学の精神及び教育理念とし、医療分野において特色ある教育研究を実践することで時代の求める高い専門性及び豊かな人間性と幅広い教養並びに高い倫理性を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して新しい視点から総合的に探求し解決することのできる人材の育成を目的として定めています（資料1-1、1-2、1-3）。

また、この建学の精神及び教育理念に基づき、学生中心の教育を実践するため、次の3つの基本的目標を定めています。

- 1) ますます高度化する医療保健活動に対応し、グローバルな視点で活動できる高度な知識・技術を持った専門職の育成を図ること。
- 2) 医療保健活動のチーム化を踏まえ、他の専門職と協働して医療保健活動を遂行できる優れたチーム医療人の育成を図ること。
- 3) 医療保健活動の原点とも言うべき「現場」に根付き「現場」に興味を持ち「現場」を愛し優れた判断力、実践力を持った医療人の育成を図ること。

さらに、各学部学科・各研究科・助産学専攻科においても本学の建学の精神、教育理念に基づいた、それぞれ独自の理念・目的を定めています。

〔医療保健学部〕

医療保健学部においては「ますます高度化する医療保健活動に対応し、グローバルな視点で活動できる高度な知識・技術を持った専門職の育成」「医療保健活動のチーム化を踏まえ、他の専門職と協働して医療保健活動を遂行できる人材の育成」「医療保健活動の原点とも言うべき「現場」に興味を持ち「現場」を愛する専門職の育成」を図るとともに「教育研究成果のエッセンスを相互に提供し合うことで幅広い視野を持った専門職及びチーム医療人として協調・協力が出来る人材の育成」を

図ることを理念・目的としています。

- a) 医療保健学部看護学科は「新しい時代のニーズに対応した看護師及び保健師の養成」
「本学の教育環境を活かした、医療現場におけるチーム医療の中核として活躍できる人材の育成」
及び「看護師に必要不可欠な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図ることを理念・目的にしている。
- b) 医療保健学部医療栄養学科は「新しい時代のニーズに合った医療を意識した管理栄養士の養成」
「栄養学分野の高度専門職として、チーム医療において他の関連専門職と共に的確に責務を果たせる栄養サポートチームの中核として活躍できる人材の育成」及び「人間存在の根源的問題である「食」に取り組むために必要不可欠な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図ることを理念・目的としている。
- c) 医療保健学部医療情報学科は「医療現場を理解することで、病院等の現場及び医療・健康に関する企業等で情報技術の専門職として活躍できる人材の育成」及び「医療保健の専門職に必要不可欠な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図ることを理念・目的としている。

〔東が丘・立川看護学部〕

東が丘・立川看護学部においては「変化する時代を幅広く見据えながら、専門職として自律性を持ち、臨床判断し、確かな看護の実践能力をもって発展的に未来の看護を創造しうる看護職の育成」を図るとともに「臨床に強い高度医療に対応した、高度な看護実践能力を身につけた看護職の育成」「自分で考え、判断し、行動できる自律した看護職の養成」及び「医療現場でチーム医療の中心的存在となり、コーディネーター役を果たせる看護職の育成」を図ることを理念・目的としています。

〔大学院医療保健学研究科〕

医療保健学研究科においては「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」及び「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」との建学の精神及び教育理念に基づき「学際的・国際的な視点から医療保健学を教授し、臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度専門職業人の育成」を図るとともに「教育・研究を通して医療保健学の発展に寄与する人材の育成」を図ることを理念・目的としています。

〔大学院看護学研究科〕

看護学研究科においては「高度な判断力、実践力及び教育研究・管理能力を通して、医療・保健・福祉に対する時代・社会のニーズに的確・迅速に対応し、チーム医療を支えることができる高度専門看護職の育成」及び「研究・教育の探究を通して、看護学の発展に寄与することができる人材の育成」を図ることを理念・目的としています。

〔助産学専攻科〕

助産学専攻科においては「助産師として周産期のみならずライフスタイル全般にある女性、乳幼児、家族、地域社会を対象に、全ての女性に寄り添い、女性の内なる力を信じ人間性を重視したケア・支援を行う専門職の育成を行うとともに、特に問題解決能力、判断力及び実践力を基盤にしそのスキルをもって母子保健の向上に貢献できる助産師の育成」を目的としています。

本学の建学の精神、教育理念・目的や各学部学科・各研究科・助産学専攻科における理念・目的については「大学学則」及び「大学院学則」の各条項において明記するとともに、ウェブサイトにおいて公表しています（資料1-4 <http://www.thcu.ac.jp/about/idea.html>）。

また、学生に対しては新入生及び各学年のガイダンスにおける履修案内等の説明時に周知を図っており、教職員に対しては「大学学則」及び「大学院学則」について全教職員が常時見ることができるデスクトップに掲載し周知徹底を図っています。

さらに、大学案内パンフレット等の刊行物に各学部学科・研究科等の特色を分かりやすく紹介しており本学の理念・目的が幅広く社会一般に周知できるよう努めています（資料 1-5）。学生募集要項には本学の建学の精神、本学及び各学部学科・研究科が求める学生像を明記して周知を図っています（資料 1-6）。

このほか、平成 30 年度から本学公式の SNS が始動しています。SNS では大学全体を紹介する公式アカウントと学部・学科に特化したアカウントが稼働しており、それぞれインスタグラム、ツイッター、フェイスブックにて情報を発信しています。SNS は大学ホームページや大学案内・各広報媒体とは違った角度から大学の取り組みや特色を紹介するツールとして活用でき、受験生に限らず老若男女・国内外問わず見ていただけることが魅力となっています（資料 1-7）。

また、国際的通用性の高い教育・研究の推進に資することを目的として、英文ホームページの作成にも着手したところであり令和元年 5 月頃の掲載を予定しています（資料 1-8）。

なお、平成 30 年度受審の大学評価（認証評価）結果における「大学院の理念・目的については、研究科ごとに設定していますが、修士課程及び博士課程ごとに目的を設定していないため、課程ごとに設定することが求められる」とのご意見を踏まえ、医療保健学研究科及び看護学研究科における修士課程及び博士課程ごとの目的を設定するため検討してまいります。

中期計画

【2】大学・学部・研究科等の理念・目的に基づき適切な教育研究等を行い、有為な人材の育成が図られているか、定期的に点検・評価及び検証を行いその結果について外部評価を実施し公表する。また、より適切なものとなるよう外部評価結果を踏まえ教育研究等の改善・充実を図る。

取り組み状況及び課題等

各学部学科・研究科等においては、理念・目的に基づき教育研究活動が適切に行われ、社会に有為な人材の育成が図られているかについて、学部自己点検・評価委員会、学部・研究科運営会議、学部学科教授会及び学科会議等において点検・評価及び検証を行っており、その結果については、全学自己点検・評価委員会に報告することとしており、報告を受けた全学自己点検・評価委員会はこれを審議し「点検・評価報告書」として取りまとめ、外部有識者（スクリーニング委員会委員）から意見聴取するとともに、学部長等会議、大学経営会議、理事会及び評議員会に報告し表明された改善意見等は、学長の指示を受け各学部学科・研究科等において教育研究活動等の改善充実を図るとともに、大学の内部質保証システムが機能するよう大学運営について改善を図っています。

なお、点検・評価報告書は理事会・評議員会の審議・決定後、学長において本学のウェブサイト公表しています。

また、本学の教育研究活動等の状況を把握しその分析及び評価を通じて、教育研究活動等及びこれを支える経営の改善に資するため、教育、研究、学生支援、財務・施設、人事等に関する情報の総合的な分析・評価、共有を図るべく、学長直属の「IR 推進室」を設置しています。

IR 推進室においては、主に学生の修学支援等の充実を図るため「学生の学修に関する実態調査アンケート」を毎年度実施し分析・評価を行っており、学生の能動的学修を促すための取り組みに活用

しています。なお、平成 31 年度より IR 機能を強化するため、全学部学科・研究科の構成員による「IR 推進室運営会議」を立上げ機動性を発揮していくこととしています。

中期計画

【3】本学は開学10年を経過し新たな10年に向けてスタートしたが、昨今における大学を取り巻く状況、特に医療系大学における人材養成に対する社会の期待に応えた教育研究を展開していくため、本学の建学の精神・教育理念に基づき明るく夢と活力に満ちた「ビジョン」を策定し、その具体化を踏まえて中期目標・計画の再検討を行う。

取り組み状況及び課題等

本学は、平成 23 年度に受審した大学評価（認証評価）における提言及びその後における所要の改善を踏まえ、教育研究の質の向上を図るとともに社会への説明責任を果たすため、平成 24 年度をスタートとする 5 年間（平成 28 年度まで）の中期目標・計画を策定しその達成に取り組んできました。

この間、医療系の大学として建学の精神及び教育理念・目的に基づき優れたチーム医療人の育成を図っており、本学で修学した学生及び院生が既に社会に多数巣立っており医療機関・医療関係企業等の各分野において期待どおり活躍しています。

平成 27 年度に開学から 10 年を経過したことから、本学の一層の充実発展を図るため、平成 29 年度をスタートとする 5 年間の「第 2 期中期目標・計画」を策定し、現在、これに基づき教育研究活動等を推進しています（資料 1-9）。

平成 30 年度は、第 2 期中期目標・計画遂行の 2 年目に当たり、また 2 回目の大学評価（認証評価）を受審しています。その結果は「大学基準に適合していると認定する」との評価でありました。

本学は「いのち」「思いやり」「絆」「愛」を尊重する心を持った医療人の育成を図っていますが、建学の精神に則り、科学技術の発達やグローバル化等、急激に変化する社会の期待に応え続けていくことを目指して平成 29 年度に「東京医療保健大学ビジョン」を定めるとともに、平成 30 年度は大学ビジョンを具体的に推進するアクションプランを作成しそれを中期目標・計画に反映させるべくその改訂を進めています。

第2章 内部質保証

中期目標

自己点検・評価、情報公開及び法令遵守に関する実施体制等内部質保証に関する全学的なシステムの下に適切な実施を図るとともに、教育研究活動に関する社会的責任を積極的に果たす。

中期計画

【4】 本学の建学の精神、理念・目的を踏まえて教育研究活動状況に関する全学的な内部質保証の責任ある推進体制として、学長、副学長・学科長、有識者で構成する「内部質保証推進会議（仮称）」を設置し内部質保証のための全学的な方針、手続等について定め推進していく。

- ・ 内部質保証の目的、内部質保証推進のための役割分担（各学部・学科・研究科等の役割等）、教育の企画・設計、運用、検証及び改善の行動指針（PDCAサイクルの運用プロセス等）について策定し推進する。
- ・ 3つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に基づく教育研究活動の状況について、定期的な自己点検・評価及び外部有識者による評価を行い、その結果を改善・充実に反映させるとともに状況について公表する。また、毎年度の決算状況・監査報告内容等の財務状況を公表するとともに教育研究活動のデータベース化を推進し東京医療保健大学紀要等に掲載し公表する。
- ・ 内部質保証システムの推進について、定期的に理事会・評議員会及び大学経営会議に報告し会議での意見・提言等を踏まえて、本学の管理運営及び教育研究活動等の適切な実施を図る。
- ・ 本学の建学の精神及び理念・目的を実現するために実施する平成29年度から平成33年度までの5年間の中期目標・計画について、毎年度の取組を着実に実施しその状況を公表するとともに、最終年度終了後には5年間の達成状況をウェブサイトにて公表する。

取り組み状況及び課題等

本学は、平成23年度の大学評価（認証評価）結果を踏まえて策定した第1期5年間（平成24年度～平成28年度）の中期目標・計画において「理念・目的」「教育研究組織」「教員・教員組織」「教育内容・方法・成果」等に関する34項目の計画を定め、教育の質の向上を図るため、教育研究活動等の改善・充実に取り組んでいます。

平成29年度より第2期5年間（平成29年度～平成33年度）の中期目標・計画がスタートしており、第1期で明らかにされた課題等を踏まえ、教育の質の向上を図るため、自己点検・評価、情報公開、法令遵守等に関する実施体制等の内部質保証に関するシステムをより適切に実施していくとともに、教育研究活動等の取り組み状況について社会への説明責任を果たすため、以下の基本方針に基づき取り組みを進めています。

なお、平成30年4月から千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設されたことを契機に、全学自己点検・評価委員会にオブザーバーとして学生代表に参画いただいています。

〔内部質保証システムの基本方針〕

- a) 建学の精神、理念・目的を踏まえて、教育・研究・社会貢献活動状況について定期的に自己点検・評価を行い、教育研究の改善・充実を図りその結果をウェブサイト等に公表する（資料 2-1 <http://www.thcu.ac.jp/about/jikotenken/>）。
- b) 外部有識者（スクリー委員会委員）による検証を行い、検証結果を踏まえて教育研究活動等の改善・充実を図るとともにその状況を公表する（資料 2-2）。
- c) 理事会・評議員会及び大学経営会議における意見・提言等を踏まえて、管理運営及び教育研究活動等の適切な実施を図る（資料 2-3）。
- d) 毎年度の決算の状況及び監査報告の内容等財務の状況についてはウェブサイトにおいて公表する（資料 2-4 <http://www.thcu.ac.jp/about/post/>）。
- e) 保有する教育研究活動等の情報に関する公開請求に対して、学校法人青葉学園情報公開規程に基づき適切に対応する（資料 2-5）。
- f) 教育研究活動等に伴い関係する法令及び本学のサービス関係規程等に関しては、教職員へのコンプライアンス（法令・モラルの遵守）の徹底を図る。
- g) 教育研究活動等のデータベース化を推進し、東京医療保健大学紀要、年報、教育研究活動状況等についてはウェブサイトにて公表する。
（資料 2-6 <http://www.thcu.ac.jp/research/bulletin.html>）
- h) 文部科学省に提出する本学の学部・研究科に係る設置計画履行状況報告書については、社会への説明責任を果たすため速やかにウェブサイトにて公表する。
（資料 2-7 <http://www.thcu.ac.jp/about/rikojokyo.html>）
- i) 平成 30 年度に受審した大学基準協会による大学評価（認証評価）の実施結果に基づき、所要の改善を図るとともにその結果をウェブサイトにて公表する。
- j) 建学の精神及び理念・目的に基づき策定された、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の中期目標・計画について毎年度着実に実施するとともに、中期目標・計画の実施状況について定期的に大学経営会議及び理事会・評議員会に報告し、最終年度終了後には実施状況をウェブサイトにて公表する。

〔具体的な取り組み〕

大学・学部・研究科等の理念・目的に基づく中期計画の履行に当たり、教育の質を確保しつつ適切な教育研究活動等を行い有為な人材の育成が図られているかについて、毎年度、学部自己点検・評価委員会、学部学科・研究科教授会等において自己点検・評価を行い、その結果は全学自己点検・評価委員会に報告され、全学自己点検・評価委員会においては中期目標・計画に照らし報告内容を審議し「点検・評価報告書」として取りまとめて内部質保証推進会議及びスクリー委員会に意見聴取を行います。そして、両者から意見表明された改善点等を学部長等会議に報告し審議・決定した後、学長から各学部学科・研究科教授会等にフィードバックを行い、PDCA サイクルを機能させ教育研究活動等の改善充実に取り組んでいます。

〔主な手順〕

1) 一般的な教育内容・方法等の改善

学部長等会議、全学教務委員会、FD・SD 委員会等において、以下の調査結果を受けて教育内容・方法等の改善について検討し改善を図っています（資料 2-8、2-9）。

- ・ 学生による授業評価 → IR 推進室(教務部、大学院事務室)で実施（資料 2-10）
- ・ 学生の学修に関する実態調査 → 同上
- ・ 卒業生・修了生に対するアンケート調査 → 学生支援センター、大学院事務室で実施
- ・ 文部科学省、大学及び医療系関係団体、民間教育企業等からの調査 → 企画部で実施

2) 自己点検・評価による教育内容・方法等の改善

学長のリーダーシップの下、中期目標・計画の達成に向け 3 つの方針に基づく教育研究活動等の取り組みが各学部学科・研究科において適切に行われているか、全学自己点検・評価委員会において点検・評価を実施し改善方策を講じています（資料 2-11）。

具体的には次のとおりです。

- 各学部学科・研究科の教授会、学部自己点検・評価委員会において、教育研究活動等の取り組み状況について自己点検・評価を実施し、その結果を全学自己点検・評価委員会に提出する。
- 全学自己点検・評価委員会においては、各学部学科・研究科等の教育研究活動等の取り組み状況を大学全体の「点検・評価報告書」として取りまとめ、内部質保証推進会議及びスクリー委員会に報告し聴取した改善意見等を学部長等会議に報告します。
- 学部長等会議においては、上記の両会議で表明された改善意見等を踏まえて審議を行った後、点検・評価報告書を大学経営会議及び理事会・評議員会に報告し、理事会の審議決定を経て、学長により社会に公表する。
- 内部質保証推進会議、スクリー委員会、大学経営会議及び理事会・評議員会において表明された改善意見等は、学長から各学部学科・研究科等にフィードバックを行い、各学部学科・研究科等は、学長の指示を踏まえて、教育内容・方法等の見直し・改善を図り教育研究活動等に反映させる。

3) 教育研究活動等の適切な実施

全学自己点検・評価委員会において、各学部学科・研究科等が実施する教育研究活動等の自己点検・評価結果を報告書として取りまとめ学部長等会議に報告し、学部長等会議で改善意見等について決定を行いますが、この過程において表明された、内部質保証推進会議及びスクリー委員会の改善意見等や、教学上の重要事項を審議する大学経営会議及び本学運営上の事項を審議する理事会・評議員会の意見等を踏まえて、学長の指示を受け、各学部学科・研究科等において改善に取り組んでおり、本学の管理運営及び教育研究活動等を適切に実施しています。

〔内部質保証体制システムが有効に機能しているか〕

教育の質保証については、学則第4条(自己点検・評価)、第5条(第三者評価)、第6条(情報の積極的な公表)において規定するとともに、第2期中期目標・計画に定める方針の下に取り組んでいます。各学部学科・研究科等の自己点検・評価結果に基づく、教育研究活動等の改善に資する重要事項については、各学部の各種委員会(自己点検・評価、教務(カリキュラム)、FD、入試、学生生活等)及び各学科教授会等において審議を行い、全学自己点検・評価委員会に報告します。全学自己点検・評価委員会においてはこれを「点検・評価報告書」として取りまとめて内部質保証推進会議及びスクリー委員会に報告し改善事項等について意見聴取を行い、学部長等会議に報告します。

学部長等会議においては改善意見等を踏まえて審議の後、点検・評価報告書を大学経営会議及び理事会・評議員会に提出し審議をいただきます。最終的には理事会において点検・評価報告書の内容について決定します。なお、各審議の過程において意見表明された改善事項については、学長の指示を受けて、各学部学科・研究科等において改善に取り組んでいます(資料2-12、2-13、2-14、2-15、2-16、2-17、2-18、2-19、2-20、2-21)。

本学は、建学の精神、教育理念・目的に基づき「社会からの信頼に応え、国際的通用性を備えた学士課程教育の構築を実現する」ために3つの方針を明示しています(資料2-22)。

- a) 学位授与の方針(DP)としては「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」及び「総合的な学習経験と創造的思考力」に関する学士力を有するとともに医療分野において高い専門性、豊かな人間性及び教養を備えていることを定め、
- b) 教育課程の編成・実施方針(CP)としては、本学の建学の精神、理念・目的及び学位授与の方針に基づいて制定することとし、
- c) 入学者受け入れの方針(AP)としては「医療の現場に強く、豊かな国際感覚を備え、医療の情報化に対応し、他の専門職と協働してチーム医療を実現できる人材を育成」するため、入学者選抜においては「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」という「確かな学力」を把握するとともに、各学科の教育・人材育成の目的にかなう能力・資質・意欲・適性等を判断することとしています。

なお、PDCAサイクルが有効に機能しているか、内部質保証システムの適切性については、大学経営会議(現員21名中12名が外部委員)において最近の大学教育を取り巻く社会の変化や国の制度改革等の動向を踏まえ、大所高所からチェックを受け、改善に努めています。

〔外部有識者による評価〕

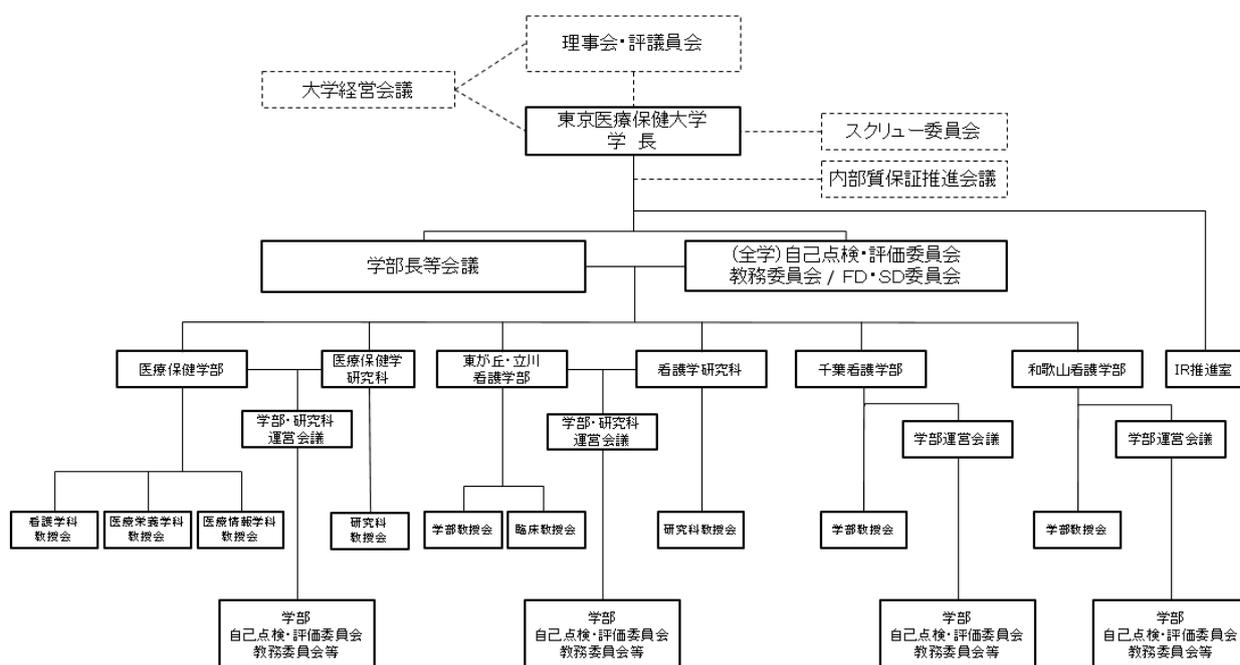
本学は、教育研究の質の保証を図る観点から、教育研究関連課題(教育研究組織・教育研究活動・学生支援・社会貢献及び社会連携の活動等)について、社会的側面から検討願外部から提言・評価を頂くため、有識者をもって構成する「スクリー委員会」(構成員：学外有識者5名、陪席：理事長・学長・大学経営会議室長・事務局長)を設置し年3回開催しています(スクリーは「船のスクリー(推進機)」、「改修(改善)のネジ」の意)。

スクリー委員会においては、全学自己点検・評価委員会が毎年度取りまとめる「点検・評価報告書」の学士課程及び大学院課程に係る教育研究活動等の取り組み状況や、課題について改善意見等を表明し、各学部学科・研究科等においてはスクリー委員会の意見等を教育研究活動等の施策に反映させています。なお、その取り組み状況については点検・評価報告書に取りまとめられ社会に公表されます。

〔全学的な教学マネジメント体制〕

内部質保証システムについては、全学自己点検・評価委員会において各学部学科・研究科等が取り組む教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施しその結果を報告書として取りまとめ、内部質保証推進会議及びスクリー委員会に報告するとともに、学部長等会議に報告し、各報告過程において表明された改善意見等については、学長において最終的にチェックし決定を行い、学長の指示を受けて、全学的な教学マネジメント体制により学士課程及び大学院課程の改善・充実を図るとともに教育の質の向上に努めています。

【全学的な教学マネジメント体制（一内部質保証システム一）】



このような内部質保証に係る取り組みについて、平成 30 年度受審の大学評価（認証評価）結果において、次のとおり提言を頂いており、今後改善に取り組んでまいります。

本学は、平成 30 年 4 月に千葉看護学部及び和歌山看護学部を開設したことから、全学自己点検・評価委員会の存続を前提にしつつ内部質保証推進会議を新たに設置しましたが、結果的には自己点検・評価のための全学的組織が 2 つ併存することとなり、無用な手間を要することとなりました。今後の対応としては、内部質保証推進会議を廃止し、全学自己点検・評価委員会において全学的な自己点検・評価を行うこととし、その構成員については、内部質保証推進会議の構成員も参考に検討することが適当と考えています。

<提言>

是正勧告

- 1) 内部質保証に責任を負う組織として「学部長等会議」を位置付けているものの、規程上では「内部質保証推進会議」がその任にあるとされており、両者の役割分担等が不明確であることに加え、自己点検・評価等の結果をもとに「学部長等会議」が全学的に改善・向上を推進する役割としているが、同会議は各学部長等に報告するにとどまっており、各学部・研究科等におけるPDCAサイクルを支援するための教学マネジメントを行う仕組みが整備されていない。また、学外有識者で構成する「スクリー委員会」は、教育研究活動等を充実・発展させるという重要な役割を担うにも関わらず、その位置付けは学長の私的諮問機関であり、規程もないため責任の範囲等が明確ではない。さらに、研究科の自己点検・評価は、その責任主体や手順等が不透明であり、組織的に実施しているとはいえないことなど、内部質保証体制には不備が多いため、是正されたい。

〔積極的な教育情報等の公表〕

本学においては、社会への説明責任を果たすとともに、特色ある教育の取り組み状況を情報提供し学生及び保護者が適切な情報を得られるよう、教育情報の公表に積極的に取り組んでおります。

また、学校教育法施行規則に定める教育情報や医療保健学部各学科、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部、医療保健学研究科、看護学研究科に係る教育研究活動等の状況については、積極的にウェブサイトにて公表しております。特に、研究活動の成果としては「東京医療保健大学紀要」「医療関連感染(Journal of Healthcare-Associated Infection)」を発刊しウェブサイトにも公表しております。

(資料 2-23 <http://www.thcu.ac.jp/about/eduinfo/>)

教育情報の公表状況は次のとおりです。

事 項	公表している内容
7) 大学の教育研究上の目的及び学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針に関すること	建学の精神、大学学則、大学院学則、社会連携・協力に関する基本方針、国際交流に関する基本方針、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針
1) 教育研究上の基本組織に関すること	大学組織及び事務組織、大学・学部学科・研究科等の理念・目的
2) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	教員組織の編成方針、教員数・事務職員数(嘱託職員含)、年齢別教員数、教員一人当たり学生数(平成29年度)、専任教員数と非常勤教員数の比率(平成29年度)、教員の紹介

事 項	公表している内容
1) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	志願者・合格者・入学者数の推移、 学生定員及び在籍学生数、 卒業(修了)者数及び学位授与数、退学者及び除籍者数、 留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、 就職・進学状況
2) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	教育課程編成・実施の方針、講義内容(シラバス)等、 授業カレンダー
3) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	学位授与の方針、各学部・研究科履修規程、 ※各種アンケート調査結果
4) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	教育環境の整備に関する実施計画、 校地・校舎・講義室・演習室等の面積
5) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学部学科・専攻科・研究科の入学金、授業料等
6) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生支援に関する基本方針、学生支援の取り組み状況、 就職支援スケジュール
7) 社会連携・社会貢献に関すること	社会連携・協力に関する基本方針、公開講座の実施状況、 大学院公開講座等の実施状況、ボランティア活動状況、 学生の課外活動の状況、国際交流(研修)事業、 産官学連携事業

このほか「データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組み」に基づき実施された「大学ポートレート」(公的な教育機関として公表が求められる情報等を公開する仕組み)に参加して、本学の各学部学科・各研究科に係る特色ある教育研究活動等の情報を公表しています。また、私立大学に係る「大学ポートレート」は日本私立学校振興・共済事業団のホームページで公開されています。

また、決算等の財務状況についても独立監査人による監査結果報告書及び学校法人青葉学園の2名の監事による監事監査結果報告書についてホームページに公表しています。

財務情報の公表は次のとおりです。

- 1) 決算説明書
- 2) 資金収支計算書
- 3) 消費収支計算書
- 4) 貸借対照表
- 5) 財産目録
- 6) 事業報告書
- 7) 監事監査報告書
- 8) 独立監査人の監査報告書
- 9) 消費収支計算書関係比率(法人全体)
- 10) 消費収支計算書関係比率(大学単独)
- 11) 貸借対照表関係比率(私立大学)
- 12) 科学研究費の採択状況
- 13) 学外研究費

本年度は、平成 29 年度スタートの第 2 期 5 年間における中期目標・計画の 2 年目にあたり、教育研究活動等の取り組み状況についての進捗状況を明らかにしておりその結果については、全学の自己点検・評価委員会において報告書を取りまとめ、大学経営会議及び理事会・評議員会において審議・承認を経た上で本学のウェブサイト公表しており、社会からの評価を真摯に受け止めて教育研究活動等を着実に推進しています。

なお、第三者評価として 2 回目の大学基準協会による大学評価(認証評価)を受審し、その結果についてもウェブサイト公表しています(資料 2-24)。

第3章 教育研究組織

中期目標

本学の建学の精神及び理念・目的を実現するために適切な教育研究組織を設置するとともに、社会の要請に応え教育研究組織の一層の充実・発展を図る。

また本学は、平成30年度に初めて東京地域以外に、地域に根ざした医療専門職を育成するため和歌山看護学部及び千葉看護学部を新設する。

これに伴い、大学における看護師養成数について全国的に大規模校となるが、それぞれの学部の教育目的・教育目標における独自性を発揮し先進的な取組を積極的に推進していく。この取組において、我が国の大学における看護師養成教育の充実・発展に寄与する。

中期計画

【5】本学の建学の精神、理念・目的の実現、社会の要請に対応するために適切な教育研究組織等を整備していく。また教育研究組織の適切性及び整備状況について、定期的に自己点検・評価による検証及び外部有識者による評価を実施するとともにその結果を踏まえ教育研究組織の整備・充実を図る。

①医療保健学部、大学院医療保健学研究科

NTT 東日本関東病院との連携協力により、医療保健学部（看護学科、医療栄養学科、医療情報学科）及び大学院医療保健学研究科修士課程・博士課程において設置の趣旨を十分活かし実践的な教育研究を着実にを行うとともに、教育研究体制の整備・充実を図る。

②東が丘・立川看護学部、大学院看護学研究科

独立行政法人国立病院機構との連携協力により、東が丘・立川看護学部及び大学院看護学研究科修士課程・博士課程において設置の趣旨を十分活かし教育研究を着実に履行するとともに、国立病院機構との連携協力を一層強化し教育研究体制の整備・充実を図る。

③和歌山看護学部（平成30年度開設）

和歌山県、和歌山市及び日本赤十字社和歌山医療センターとの連携協力により、和歌山看護学部において設置の趣旨を十分活かし教育研究を着実に履行するとともに、和歌山県、和歌山市及び日本赤十字社和歌山医療センターとの連携協力を一層強化し教育研究体制の整備・充実を図る。

④千葉看護学部（平成30年度開設）

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）との連携協力により、千葉看護学部において設置の趣旨を十分活かし教育研究を着実に履行するとともに、JCHOとの連携協力を一層強化し教育研究体制の整備・充実を図る。

⑤各看護学科の独自性を踏まえた教育研究の先進的な取組

平成30年度に看護師養成教育を4学部（医療保健学部、東が丘・立川看護学部、和歌山看護学部、千葉看護学部）で実施する体制となるが、それぞれ教育目的・教育目標に基づく独自性を活かしつつ、対話と連携を図り、相互に刺激し合い切磋琢磨して行く中で、多様性を尊重し本学の強み・特色を発揮しつつ教育研究を高度化し先進的

な取組を推進していく。この取組において、我が国の大学における看護師養成教育の充実・発展に寄与していく。

⑥国際的通用性の高い教育研究の組織的な推進

本学の建学の精神及び教育理念に基づき、実践を重視した教育研究の充実・発展を図るため「国際交流に関する基本方針」により国際的通用性の高い教育研究を組織的に推進する。

具体的には、国内外において医療の国際化や多様性が進む中、海外先進国のチーム医療や地域医療における実践的な学びを通して、高度な専門性等を養う教育研究を推進する。

- ・国際交流センターにおいて、以下の取組を推進する。
 - ・学生及び教職員を海外実習や海外研修・学会等に派遣
 - ・国際交流協定を締結し海外大学等から留学生・教職員を受入
 - ・国際共同研究プロジェクトへの参画
- ・感染制御学教育研究センターにおいて、医療現場の地球規模で関心となっている感染の制御に関わる教育研究の充実・発展を図るため、基礎・応用研究を行い国内外の感染制御に貢献するとともに、感染制御を目指した新たな学問拠点の形成を図る。さらに大学院の教育研究において医療現場等の感染制御関連分野で活躍する人材の育成を図る。

取り組み状況及び課題等

本学の建学の精神及び理念・目的を実現するため必要な教育研究組織を設置するとともに、社会からの要請に応じて教育研究組織の充実・発展を図っています。平成17年度の創設時は、医療保健学部(看護学科、医療栄養学科、医療情報学科)でスタートしましたが、その後、大学院医療保健学研究科修士課程・博士課程、東が丘・立川看護学部、大学院看護学研究科修士課程・博士課程、千葉看護学部、和歌山看護学部、助産学専攻科を設置して実践的な教育研究体制を整備し、それぞれの理念・目的に基づき教育研究活動を着実に履行しています。

また、国際的通用性の視点から、これらの教育研究活動の充実に資するために国際交流センター及び感染制御学教育研究センターを設置しています(資料3-1、3-2)。

〔医療保健学部、大学院医療保健学研究科〕

医療保健学部においては、理念・目的に基づき「グローバルな視点で活動できる高度な知識・技術を持ち、医療保健活動のチーム化を踏まえ、他の専門職と協調して活動を遂行できる幅広い視野を持った人材の育成」に取り組み、看護学科、医療栄養学科、医療情報学科の各教授会、学部教務委員会、学部・研究科運営会議において教育内容・方法等に関し審議を行い、学士課程教育の改善・充実を図るとともに教育の質の向上に努めています。

また、3つの学科を擁している利点を生かしてチーム医療の訓練として協働実践演習を行っているのも一つの特徴です。

平成26年度からは、学生の能動的学修を促すための取り組みの一環として「アクティブラーニング実施委員会」を設置し、学生の能動的な学修を促すため教育設備・教材の活用方を推進するとともにその教育成果に関する検証等を行っています。

医療保健学研究科においては、主に臨床経験を持つ社会人を大学院生として受け入れ、理念・目的に基づき「学際的・国際的な視点から医療保健学を教授し、臨床現場における卓越した実践能力、研究・教育・管理能力を持った高度専門職業人の育成」に取り組み、研究科教授会及び学部・研究科運営会議において研究及び教育内容・方法等に関し審議を行い、学問の動向等を踏まえ、大学院教育の改善・充実を図るとともに質の向上に努めています。これまでの取り組みは以下のとおりです。

- a) 平成 24 年度において、助産師資格を有し臨床現場において 5 年以上の経験を有する者を対象として実践力のある指導者を育成するため修士課程に助産学領域を設置。
- b) 平成 25 年度は、周手術医療安全に関する専門的知識及び問題解決能力を有する人材を育成するため周手術医療安全学領域を修士課程及び博士課程に設置。
- c) 平成 26 年度は、滅菌供給に関する専門的知識及び創造的問題解決能力を有する人材を育成するため修士課程に滅菌供給管理学領域を設置。
- d) 平成 27 年度は、社会の変化に応じ適切な医療・看護を提供していくため社会を俯瞰し理論を活用しながら新しい看護実践提供の在り方を見出すとともに、これを理論化し社会や教育現場において説明・実践する高度な看護能力を有するリーダーを育成するため博士課程に看護学領域を設置。また、グローバル化や少子高齢化を迎えて看護とは何かを探究し、看護実践に埋め込まれている知を明らかにするとともに、社会のニーズに対応した看護実践の開発能力の育成を図るため、修士課程に看護実践開発学領域を設置。

〔東が丘・立川看護学部、大学院看護学研究科〕

平成 22 年度開設の東が丘・立川看護学部においては、理念・目的に基づき「看護実践能力、自己啓発能力、キャリア開発能力を備え、高度な判断と実践ができる国際的視野を持った tomorrow's Nurse の育成」に取り組んでおり、連携・協力する独立行政法人国立病院機構本部と運営協議会を設置し、教育研究活動等に関し意見調整を行うとともに、主たる実習機関である同機構東京医療センター及び災害医療センターと臨床実習に関し意見交換を行っています。

連携機関との意見交換を踏まえ、学部教授会において教育内容・方法等に関し審議を行い、学士課程教育の改善・充実を図るとともに教育の質の向上に努めています。

また、国立病院機構との連携・協力を一層推進し看護教育の高度化を図ることを目的に、平成 26 年度に看護学科内に臨床看護学コースに加え、同機構災害医療センターとの連携・協力を得て、地域に寄り添い災害に伴う防災・減災にも適切に対処できる看護師の育成を目的とした災害看護学コースを設置し、入学定員も 100 名から 200 名に増員しています。

コースの授業は、1 年次は国立病院機構キャンパス(目黒区東が丘)において基盤・基礎教育を行い、実習についてはより効率的に履修するために、臨床看護学コースは国立病院機構キャンパス(国立病院機構東京医療センター)で、災害看護学コースは立川キャンパス(国立病院機構災害医療センター)において実施しています。

2 年次以降は災害看護学コースについては立川キャンパスで基盤・基礎教育及び実習を実施しています。なお、災害看護学コースは、立川キャンパスに校舎を増築し平成 32 年度より、1 学年から 4 学年まで看護教育を実施することとしています。

なお、平成 32 年度に、立川キャンパスの校舎が整備されることに伴い、東が丘・立川看護学部を改組転換し、両コースの教育課程を基にした「東が丘看護学部」及び「立川看護学部」を新設する計画であり、入学定員はそれぞれ 100 名の予定です。

看護学研究科修士課程においては、理念・目的に基づき「高度化・先進化・複雑化する医療保健を効果的、効率的に円滑に進めていくためのタスクシフト、スキルミックスに対応できる看護師及び助産師の育成」に取り組む中で、国立病院機構東京医療センター等と協働し救急医療やリスクの高い患者を対象にしたクリティカル領域で「特定行為」も実施できる、より高度の実践能力を備えた看護師の育成、産科医療を支えると同時に「性と生殖のキーパーソン」としての役割を果たすことができる、高度の専門技術・能力を備えた助産師の育成に取り組んでいます。また、看護学の発展・進化及び看護のさらなる質の向上に貢献するため、研究マインドを持って看護学の基礎教育にかかわることができる人材の育成に取り組んでいます。

- a) 高度実践看護コースでは、国立病院機構と連携して医学の知識と高度な実践力を備え患者さんにタイムリーに診療を提供できる、診療看護師(NP)の育成に取り組んでいます。このコースは、保健師助産師看護師法の改正(平成 27 年 10 月施行)により「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関として厚生労働省から認定され、21 特定行為区分すべての特定行為を実施できる診療看護師の育成に取り組んでいます。また、高度実践看護コースの院生や教員等を対象に、日本 NP 教育大学院協議会主催のハワイ研修に参加し、この研修においてアメリカの診療看護師(NP)の活動現場や NP 教育を実施している大学等を視察し、実際に診療看護師(NP)と交流することで、日本における NP 制度の役割や活動、教育、研究の在り方を検討する貴重な情報入手を行っています。
- b) 高度実践助産コースでは、助産師免許取得を目指すプログラム及び助産師の有資格者が、さらに専門性を身に付けられるプログラムにより、周産期医療の質の向上に貢献できる助産師、性と生殖のキーパーソンとしての役割を果たせる助産師の育成を図っています。
- c) 看護科学コースでは、科学的根拠に基づき自然科学をベースにした人の健康につながる研究により、臨床現場で「つかえる」エビデンスを「つくり」「つたえる」ことができる能力や、臨床現場での連携を図りながら看護基礎教育を担える能力等臨地現場においてリーダーシップがとれる能力を備えた研究者、教育者、看護管理者の育成を図っています。

博士課程においては、理念・目的に基づき「看護学の発展・進化及び看護のさらなる質向上を目指し研究マインドを持って看護の実践現場と連携を図りながら、大学での看護学の基礎教育に係わることができる研究・教育者の育成」に取り組んでいます。

看護学研究科においては、今後も医療保健に対する社会・時代のニーズに実践的に対応できる高度実践看護師及び高度実践助産師を育成するため、教育環境(カリキュラム、教員の質、施設設備等)の一層の充実に努めるとともに、国立病院機構東京医療センター・災害医療センター等を主たる実習施設として引き続き国立病院機構との連携・協力を一層強化しつつ教育・研究を推進してまいります。

〔千葉看護学部〕

平成 30 年度開設の千葉看護学部においては、理念・目的に基づき「確かな情報収集能力と倫理観、高度な看護アセスメント能力と看護技術を持ち、地域で暮らす人々の生活を見据えた看護ケアを提供できる看護職の育成」に取り組んでいます。

具体的には、学生は看護学概論として入学後間もない 1 年次 5 月及び 6 月に 2 日ずつ病院等の臨床及び保育園や健康支援センター等の保健施設に赴き、予防から療養に至る看護のフィールドに触れる見学演習を行いました。また、船橋市民を対象とした「ふなばし健康まつり」や日本医科大学千葉北総病院で実施された大規模災害訓練にボランティアとして参加し、看護専門職としての視点をもって地域住民にサービスを提供する態度を学びました。

地域医療機能推進機構(JCHO)との連携・協力としては、医学・医療概論等の科目に JCHO 本部より講師を招聘し、10～12 月には船橋中央病院を始めとする 4 つの JCHO 病院において基礎看護援助実習 I を行うとともに、事前準備として病院看護師を対象とした研修会を開催する等、協働活動を通じた貢献し合う関係性の構築を開始しています。

また、船橋市についても、公衆衛生看護援助論等の科目において、現場担当者を講師として招聘する等連携を開始するとともに、船橋地区において行われる老人体操クラブや母子支援活動への参加を通して学ぶ 2 年次の地域保健活動演習の準備を始めており、地域で暮らす人々の生活を見据えた看護ケアを提供できる能力の育成に取り組んでいます。

次年度については完成年度に向けて着実に教育研究活動を推進していくとともに、大学院開設も視野に入れた教育研究活動の基盤づくりが課題と考えています。

〔和歌山看護学部〕

平成 30 年度開設の和歌山看護学部においては、理念・目的に基づき「豊かな人間性と倫理観、高い看護実践能力を持ち、発展的に地域社会の看護を創造できる看護職の育成」に向け、各領域間で教育内容等の課題を共有し検討するなど教育の質向上に努めています。

具体的には、和歌山県知事、和歌山市長など各方面から 7 名のゲストスピーカーによる講義や学生のグループワークにより地域の理解を深める科目(わかやま学)や地域のボランティア活動を促す科目設定で展開しています。さらに、和歌山県下の看護学生が参加して開催される看護学生フォーラムで学生の希望により発表を行うなど和歌山の医療を担っていく学生としての自覚を促す活動にも取り組んでいます。

日赤和歌山医療センターでの実習開始にあたって実習協議会を発足し、第 1 回実習協議会を開催し学士課程教育における実習教育についての教育内容・方法について説明と意見交換により協力体制を確認しました。

〔助産学専攻科〕

助産学専攻科においては、近年、医療の発達とともに、高齢出産や合併症を伴う女性が妊娠・出産できるようになり、一方で助産所等での自然な出産を望む女性も増え、多様なニーズに対応できる助産師が求められている現状を踏まえて、周産期医療に対する高度な専門知識を持ち、保健・医療チームと連携しながら、女性やその家族を心身ともに支える助産師の育成に取り組んでいます。

〔国際交流センター、感染制御学教育研究センター、放射線看護研修センター〕

国際交流センターにおいては、建学の精神及び教育理念に基づき、実践を重視した教育研究の充実・発展を図るため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進するとともに、「国際交流に関する基本方針」を定め、これに基づき、教職員・学生に係る海外派遣・海外研修を積極的に推進すること、海外からの受入れを積極的に行うこと、海外大学等との国際交流協定の締結を推進することにより本学の国際化の推進を図ることとしています（資料 3-3、3-4、3-5）。

なお、国際交流事業の推進に向けて、引き続き、

- a) 学部生のハワイ研修、オーストラリア研修、
- b) 教員・院生の意識啓発を図るため、海外の学術集会等への参加及び学会誌等への研究論文等の積極的な投稿の促進、
- c) グローバル社会において医療機関及び医療関連企業等に勤務する人材に語学力及びコミュニケーション力が求められることから英語等外国語科目の教育内容の充実、
- d) 医療保健学部において「国際看護論」（看護学科）「国際関係論」（看護・医療栄養・医療情報の 3 学科共通）の科目を、東が丘・立川看護学部において「国際看護学」の科目を開講 等

時代の要請に応じた国際水準に適合する医療人の育成に取り組んでまいります。

感染制御学教育研究センターにおいては、医療現場において地球規模で関心となっている医療関連感染症の予防と制御に関わる教育研究の充実・発展に資するため、基礎・応用研究を行い、国内外の感染制御に貢献するとともに感染制御を目指した新たな学問拠点の形成を図ること、さらに大学院の教育研究において医療現場等の感染制御関連分野で活躍する人材の育成に取り組んでいます。

- a) 感染制御実践看護学講座：保健医療機関等で感染管理に従事する看護師の要請に応じて感染制御実践看護師の育成を目的として 6 ヶ月の研修（厚生労働省認定）を実施。
- b) 企業人支援感染制御学講座：医療関連企業等からの要請により企業等で感染制御に関する業務に携わっている方を対象に研修を実施。

放射線看護研修センターにおいては、日本看護協会から認定を受けた「がん放射線療法看護認定看護師養成課程」を開設し、医療領域等における放射線利用を理解し放射線利用に伴う被爆の最適化等の判断ができ、国民や患者等の放射線利用に伴う安全、安心の確保に専門職として貢献できる看護師の養成に取り組んでいます（資料 3-6）。

【教育研究組織の整備の適切性について】

本学は創設時から 14 年を経過し、建学の精神及び理念・目的に基づき、社会の要請に応えるとともに、教育研究活動等の取り組み状況について継続的な自己点検・評価、外部評価を実施し、その結果を踏まえて教育研究組織を整備しています。

教育研究組織の設置に係る適切性及び整備充実等については、全学自己点検・評価委員会、学部長等会議、学部・研究科運営会議、各学部学科の教授会及び学科会議等において自己点検・評価、検証を行っています。また、外部評価についても全学自己点検・評価委員会が取りまとめる「点検・評価報告書」において明らかになった課題等について、外部有識者で構成するスクリー委員会からの意見表明を踏まえ、改善充実に努めています。

平成 17 年度に 1 学部 3 学科でスタートした本学は、現在(平成 30 年度)は 4 学部 6 学科 1 専攻科 2 研究科という規模に発展しています(P22 図表参照)。

これは、社会の要請に応えるとともに本学の建学の精神及び理念・目的に基づき、わが国の最先端医療を実施する中核医療機関との連携・協力により教育研究組織を整備し教育の質を確保しつつ、社会に有為な医療人を育成し送り出してきた結果であり、また多面的な自己点検・評価、検証を実施しその意見を踏まえ真摯に改善に取り組み教育研究組織を適切に整備してきた結果であり、一定の評価を頂いているものといえます。

そして、このようなわが国最先端医療を実施する大規模医療機関と連携・協力した実践的教育は本学の強み・特色となっています。

<連携・協力する中核医療機関>

医療保健学部(看護学科、医療栄養学科、医療情報学科)が連携・協力する NTT 東日本関東病院においては、早くから「チーム医療」に取り組んできた実績があり医療専門職の協働の実際について身をもって体験できることが大きな特徴です。また、診療システムを日本で初めて電子化した最先端医療機関であることも実習先として理想的であると考えています。

東が丘・立川看護学部(看護学科)が連携・協力する独立行政法人国立病院機構においては、日本最大規模の病院ネットワーク(全国 143 病院で組織)を持ち、地域医療に貢献する疾病や政策医療に取り組んできた実績と歴史があり、系列の東京医療センター(臨床看護学コース)及び災害医療センター(災害看護学コース)において特徴的な医療や様々な症例を体験できる最適な実習先であると考えています。

千葉看護学部が連携・協力する独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)は、5 事業 5 疾病の他、リハビリテーション、その他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的とした、全国に 57 の病院と付属施設として介護老人保健施設、訪問看護ステーション等を有する大規模な組織であり、急性期医療ばかりでなく地域包括ケアに貢献できる人材を育成するうえで必須な知識と経験とを共有できる貴重な提携先と考えています。

和歌山看護学部が連携・協力する日本赤十字社和歌山医療センターにおいては、救急・災害医療を含む高度医療を提供し、また国際救援活動の拠点としても活動しており、高度医療チームの一員として実践力と知力を兼ね備えた看護師の育成に最適な学習環境が提供される実習先と考えています。

このような本学の教育研究組織の整備については、平成 30 年度受審した大学評価(認証評価)結果において、次のとおり提言を頂きました。

<提言>

長所

- 1) 大学の理念・目的として、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、社会が抱えるさまざまな課題に対し、新しい視点から総合的に探求して解決できる人材の育成等を掲げており、これを達成するために看護学研究科修士課程に高度実践看護コースを設け、診療看護師（NP）の育成に取り組み、厚生労働省から「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関として認定されている。また、独立行政法人国立病院機構との連携体制を基盤に、修了生を診療看護師（NP）として全国の基幹病院に輩出しており、社会の要請に応えた専門職の育成に取り組む教育研究組織を編成していることは評価できる。

なお、教育研究組織の整備状況については、自己点検・評価、検証を行った結果を報告書に取りまとめウェブサイトで公表しており、自己点検・評価で得られた本学の教育研究活動等の強み・特色を社会に理解いただくよう効果的な情報発信に取り組んでいます。

図表 東京医療保健大学 開設学部・学科の推移

開設年月日	学部	学科	キャンパス
創設 平成 17 年 4 月 (1 学部 3 学科)	医療保健学部	看護学科	五反田キャンパス
		医療栄養学科	世田谷キャンパス
		医療情報学科	
平成 22 年 4 月 (2 学部 4 学科) 平成 26 年 4 月 (東が丘看護学部の名称変更)	医療保健学部	看護学科	五反田キャンパス
		医療栄養学科	世田谷キャンパス
	医療情報学科		
平成 30 年 4 月 (4 学部 6 学科)	東が丘・立川看護学部	看護学科	国立病院機構(東が丘)キャンパス 国立病院機構立川キャンパス
		臨床看護学コース 災害看護学コース	
	千葉看護学部	看護学科	船橋キャンパス
平成 30 年 4 月 (4 学部 6 学科)	和歌山看護学部	看護学科	雄湊キャンパス 日赤和歌山医療センター キャンパス
		看護学科	雄湊キャンパス 日赤和歌山医療センター キャンパス
		看護学科	

第4章 教育課程・学習成果

中期目標

- (1) 本学の理念・目的に基づき、医療分野において特色ある教育研究を実践することで時代の求める高い専門性及び豊かな人間性と幅広い教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に対応し解決できる人材を育成するため「教育課程編成・実施の方針」に基づき、授業科目を適切に開設し教育課程を体系的に編成するとともに、知識の展開力を重視した教育、学生の主体性を尊重する教育を実施する。また学習意欲を高めるために適切な履修指導を行う。
- (2) 社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育の質の向上を図る。
- (3) 研究科修士課程及び博士課程においては、各指導教員の役割分担と連携体制を明確にして指導教員間の綿密な協議に基づき体系的な大学院教育を行うこととし、院生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の充実を図る。また、博士課程においては、高い研究能力を持ってグローバルに活躍する質の高い人材を育成するため、院生の質を保証する博士課程教育の充実を図る。
- (4) 学習成果について、自己点検・評価、検証を行いその結果を踏まえて、不断の教育課程及び教育方法等の改善・充実を図るとともに「学位授与の方針」に基づき学位の授与（卒業・修了認定）を適切に行う。

中期計画

【6】(1) 学士課程における取組

本学の理念・目的に基づき、質の高い医療人に必要とされる豊かな人間性を育み、様々な角度から物事を見て、多様な現場で実践的な力を培う「教養の力」を身に付け、健全な倫理観を持ち「知識・技術・心」を兼ね備えた医療専門職を育成する教育を推進する。具体的には、

- ・ 臨床現場で、相手の気持ちを理解し思いやりと誠意を持って接することができる、寛容で温かみのある人間性、生命を尊重する心を養うため、科目区分を「いのち・人間（心理学、哲学、文学、生命倫理学等を含む）」「社会科学（経済学、社会学、法学、国際関係論等を含む）」等の教養を重視した区分とするとともに、各種外国語教育や海外研修等国際感覚を養うプログラムを編成し、グローバル化が進む医療現場で必要とされる異文化理解や語学力、コミュニケーション能力を修得させる。
- ・ 上記の教養の力を身に付け「チーム医療」の充実という時代の要請に応えるため「医療のコラボレーション教育」を導入し、医療現場でチームケアを実践し、他の専門職と協調して優れたチーム医療を実践できる力を身に付けさせる。
- ・ また課題解決型教育を積極的に推進し、社会が抱える多様な課題に主体的に対処できる力を身に付けさせる。
- ・ このため、授業においては学生が主体的に学習するアクティブ・ラーニングを積極的に行うとともに、ICTの利活用を積極的に推進し学生の能動的な学習を促すため教育内容・方法の充実を図る。

また、取組状況についてはアクティブ・ラーニング実施委員会、内部質保証推進会議において検証し不断に見直し・改善を図る。

- ・ 学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るため医療・福祉・健康分野への興味・関心を持たせることを主眼に、産業界との連携により企業活動の現場を知り知識・技能・態度を育めるよう、ポートフォリオを活用する等豊かな人生設計に資する観点から、キャリア教育に関する課程及び教育内容の充実・強化を図る。また、インターンシップの推進を通じて職業的自立に寄与していく。
- ・ 本学の学生は、医療専門職として自立するため各種国家試験等に合格することが求められることから適切な学習支援対策を講ずる。
- ・ 学士課程教育における教養教育、専門教育及びその学習成果について、学長のリーダーシップの下、全学教学マネジメント体制において不断に自己点検・評価、検証を行いその結果を踏まえ見直し・改善を図る。特に看護教育においては、今後の医療分野において地域包括医療が重要となっており、このため、一つの学問分野だけでなく複数の学問分野を学修することが求められ、知の基盤形成に資する教養教育の在り方について適切に対応する。

① 医療保健学部看護学科における取組

- ・ 保健・医療・福祉の現場で協働できる人材、医療の高度化や社会・環境の変化に柔軟に対応し新しい価値を創造できる人材、人と生活を大切にその人らしさを尊重した看護を実践できる人材の育成を目指して教育内容等の充実を図る。

② 医療保健学部医療栄養学科における取組

- ・ 在宅医療や生活習慣病等新しい時代のニーズに合った医療を意識した管理栄養士、チーム医療において栄養学分野の高度専門職として他の関連専門職とともに的確に責務を果たせる栄養サポートチームの中核として活躍できる人材、「食と健康」に関する知識をより深く追求する意欲を持つ専門職の育成を目指し教育内容の充実を図る。

③ 医療保健学部医療情報学科における取組

- ・ 急速に情報化が推進している医療・ヘルスケア分野において、情報処理技術に精通し、医療・健康に関わるデータを収集・分析し、医療安全の向上や医療・健康の質向上に活用するだけでなくこれらの知識と技術を用いて医療・ヘルスケア分野のシステム構築ができる専門職の育成を目指し教育内容の充実を図る。

④ 東が丘・立川看護学部看護学科における取組

- ・ 看護実践能力、自己啓発能力及びキャリア開発能力を備え、高度な判断と実践ができる国際的視野を持った tomorrow's Nurse の育成を目指し教育内容の充実を図るとともに、臨地現場での実践力を発揮できるよう実習及び学内演習の充実を図る。

⑤ 和歌山看護学部看護学科における取組（平成 30 年度開設）

- ・ 「看護実践能力」、「課題対応力」及び「自己教育力」の 3 つの能力を備え、変化する時代・社会を幅広く見据えながら、自律した専門職として豊かな人間性と倫理観、高い看護実践能力をもち、発展的に地域社会の看護を創造しうる看護職の育成を目指し教育内容の充実を図る。

⑥千葉看護学部看護学科における取組（平成30年度開設）

- ・確かな情報収集力と倫理観をもとに創造力を伸張し、高度な看護アセスメント能力と看護技術を持ちながら自己研鑽し続けることができ、地域で暮らす人々の生活を見据えた看護ケアを提供しうる看護職の育成を目指し教育内容の充実を図る。

(2)助産学専攻科における取組

- ・周産期医療に対する高度な専門知識を持ち、問題解決能力・判断力はもとより、実践力を基礎にし、そのスキルを持って母子健康の向上に貢献できる助産師の育成を図るため、助産診断技術学・助産学実習等の充実を図る。
- ・適切な学習支援により助産師国家試験受験資格及び受胎調節実地指導員受験資格を取得するとともに、新生児蘇生法一次コース修了認定証等の取得を目指す。

【7】PDCA(Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(改善)

サイクルに基づく全学的な教学マネジメント体制(内部質保証、IR機能等)により学士課程教育の改善・充実を図るとともに、教育の質の向上に取り組む。

- ・社会の変化に応じ実効性をもって教育を質的に転換していくためには、入学から卒業までを一貫した教育活動と捉え、3つの方針を有機的連携の下に運営し、多様な入学者の力を更に向上させるため、カリキュラム構成の見直し、学生の能動的な学修を重視した指導方法の導入、学生の学修時間増加に向けた指導、学修成果に係る評価の充実等に取り組む。
- ・学習成果については、客観的に検証し明らかになった課題等をフィードバックし新たな取組に反映させる。
- ・初年次教育について、新入生に対し高校から大学に円滑に移行でき、在学中の学習及び人格的な成長の実現が可能となるよう総合的な教育プログラムに取り組む。
- ・学生の課外活動の教育的意義を学則に明記するとともに、正課の授業の他、学友会の活動、クラブ活動、地域等へのボランティア活動等課外活動への学生の積極的な参加を推進する。

【8】研究科修士課程及び博士課程において、科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動を通じて、学際的・国際的視点から医療保健学を教授し、臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を有する高度専門職業人を育成するため、「教育課程編成・実施の方針」に基づいて、授業科目を適切に開設し教育課程を体系的に編成するとともに、院生の学習意欲を高めるため適切な教育方法・履修指導を実施する。

①医療保健学研究科修士課程における取組

- ・看護マネジメント学、助産学、看護実践開発学、感染制御学、周手術医療安全学、滅菌供給管理学、医療栄養学、医療保健情報学の各領域において、実践現場で役立つ研究課題を追求するとともに、現場の抱える関連諸問題の解決に寄与する人材を育成するため、共通科目・各専門分野に応じた選択科目及び研究演習の充実を図る。

また、修士課程の開設から10年が経過したことを契機に、学術の進展等に対応しカリキュラムの見直しを行い修士課程の充実を図る。

②医療保健学研究科博士課程における取組

- ・教育研究実践の高度化・専門化に対応し、我が国の医療現場において感染制御学、周手術医療安全学又は看護学の専門知識をもって中心的指導者として活躍できる人材の育成を図るため、感染制御学、周手術医療安全学又は看護学に関する特別講義及び特別研究・研究演習の充実を図る。

③看護学研究科修士課程における取組

- ・医療における高度な看護実践を担い救急医療等の迅速な医療を提供する必要性に対応し医師や他の医療従事者とのスキルミックスにより権限の委譲・代替を創的に実践する能力を備えた人材の育成を図るため、診察・診断学特論、医療安全特論、臨床薬理学特論、実践演習・統合実習等の充実を図る。
- ・少子化が大きな課題になっている中で、性と生殖のキーパーソンとして活躍できる専門性の高い判断力と実践力を備えた助産師を養成するために、課題解決型の教育内容の充実を図る。
- ・看護教育・研究の担い手として、自然科学の研究の原理を理解し自らの看護学研究にその概念・手法を自在に活かせる能力を養うことを目指し、看護科学コースにおいては、特論、演習科目を充実させ、教育研究スキルを獲得させるための教育内容の充実を図る。

④看護学研究科博士課程における取組

看護学の発展・進化及び看護の更なる質向上を目指し、研究マインドを持って看護学の基礎教育に関わることができる研究・教育者を育成するため、博士論文に相応しい研究を進めるための個別指導を通して研究・開発能力の育成を図るとともに、幅広い視野をもった学生を育てるため領域を超えて全学生によるゼミナールを月2回の頻度で開催し情報の発信・伝達能力、ディベート能力の強化を図るなど教育内容の充実に取り組む。

【9】毎年度、学生による授業評価や学生の学修及び生活に関する実態調査、卒業生へのアンケート調査を実施するとともに、教員によるFD活動を積極的に推進し「東京医療保健大学を語る会」における各教員からの教育方法等の工夫・改善等について意見交換を行う。また、各学科等のFD活動報告会等を実施するなど教育力の向上及び授業内容・方法の改善・充実を図る。

- ・教育目標、「教育課程編成・実施の方針」及び「学位授与の方針」の適切性、学習成果について自己点検・評価及び外部有識者による評価を実施し検証を行い、その結果等を踏まえて教育内容等の改善・充実を図る。また「学位授与の方針」に基づき、学位の授与（卒業・修了認定）を適切に行う。さらに科学と技術の進歩に合わせ、卒業生、修了生の再教育に努める。
- ・GPA（Grade Point Average）制度を活用して、学部学生に対する厳格な成績評価の実施を図る。

注）GPA制度：米国において一般に行われている成績評価方法。

授業科目ごとの成績評価を5段階で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たりの平均を出す。卒業のためには通算の

GPA が 2.0 以上であることが必要とされ、3 セメスター連続して GPA が 2.0 未満の学生に対しては退学勧告がなされる。

・各学部・各学科・各研究科の取組状況及び課題等について、以下の観点から検証を行う。

- ①学科（研究科）の教育理念・目的に基づき、どのように教育に取り組んでいるか
- ②授業において工夫・改善を図ったことについて
- ③教育効果及び教育成果についてどのように検証を行っているか
- ④教育上の課題及び今後の改善方策等について

取り組み状況及び課題等

医療保健学部

○学士課程における取り組み

医療保健学部では、本学理念に基づき、看護師、保健師、管理栄養士等の有資格者を含む質の高い医療人を育成する教育を推進しています。医療専門職としての基礎的・基本的な知識の修得を徹底するとともに、個々の能力を生かしつつ、人々が協働し共に生きてゆく社会の実現に貢献できるような人材を養成することを教育目標とし「いのち・人間の教育分野」「医療のコラボレーション分野」「専門職の教育分野」の3分野に分けて、教育課程を編成し実施しています。

「いのち・人間の教育分野」は、看護学科、医療栄養学科、医療情報学科の3学科の卒業生が、臨床現場で相手の気持ちを理解し思いやりと誠意を持って接することができる、寛容で温かみのある人間性、生命を尊重する心を養うため、心理学、哲学、文学、生命倫理学、経済学、社会学、法学、国際関係論等の教養を重視した科目を配置しています。また、グローバル化が進む医療現場で必要とされる異文化理解や語学力、コミュニケーション能力の修得を目指す外国語科目を配置しています。これらの科目は主に1、2年次に配置し、各学科「専門職の教育分野」での学修基盤となるようにしています。

「医療のコラボレーション分野」は、看護学科、医療栄養学科、医療情報学科の3学科それぞれの専門性を理解し発展させるとともに、相互理解を図れるよう1年次「キャリア教育Ⅰ」や4年次「協働実践演習」では3学科混成クラスとしています。更に学生の社会的及び職業的自立を図るために、そして必要な能力を育成するために「キャリア教育」は1年次から3年次までに配置し、専門的知識にとどまらず、社会から期待される人材を育成するための教育を行っています。

「専門職の教育分野」は「いのち・人間の教育分野」「医療のコラボレーション分野」での学修を基盤に、各学科で独自の専門性に応じた教育課程を編成しています（資料 4-1）。

○PDCA(Plan：計画、Do：実施・実行、Check：点検・評価、Act：改善)サイクル

各学科において、授業評価や教員間のピアレビューに基づき、授業内容や方法の点検・評価を行い、改善を図っています。3学科共通科目に関しては、平成30年度より医療保健学部教務委員会により設置された共通科目専門委員会において「いのち・人間の教育分野」に設置された科目を中心に履修状況や授業評価、各学科からの意見等をもとに課題を整理し授業内容等の改善に取り組んでいます。医療保健学部の特色ある取り組みである4年次

「協働実践演習」については、各学科長を中心とした検討会議を編成し、現状把握するとともに、今後の授業計画の改善点について課題共有をしています（資料 4-2）。

○学部の取り組み状況及び課題等について検証

医療保健学部においては学科別「履修案内」とし、「東京医療保健大学 医療保健学部履修規程」に基づき、卒業要件となる必要単位数等を明示しています。また、学則に基づく単位認定基準を踏まえ、全学部シラバスにおいて成績評価の方法及び基準、「学位授与方針との関連を明示しています。学位授与の可否は、各学科教授会等の卒業判定会議を経て学部長等会議において審議しています。

各学科における PDCA サイクルの検証結果、共通科目専門委員会等の取り組み結果については、各学科へフィードバックしています。医療保健学部の組織的な検証方法について、取り組み方法等の具体化は今後の課題としています。

医療保健学部 看護学科

○学士課程における取り組み

平成 29 年度に学位授与方針に基づき、卒業時到達目標を設定しました。これを履修ガイダンス時に配布するとともに 4 年次には到達目標に対する学習達成状況を自己点検するシートを配布し、卒業時到達目標に向けた学習に取り組めるようにしました。平成 27 年度入学生からは、2 年次前期という早い時期に地域住民の健康づくりに主体的に取り組む演習（地域保健活動演習）を開始し、環境が暮らし・健康に与える影響を考え、予防を主軸に事業を企画し、住民とともに楽しみながら運営することにより、学生自身が持つ力に気づき、学び続けることにつながることを目指しています。平成 30 年度においては、学生の自己学習を促す取り組みとして Self-Learning paper 小冊子の作成（基礎看護援助方法Ⅰ～Ⅲ、クリティカル・シンキングⅠ～Ⅲ）、アセスメントに必要な基礎知識ワークブック（小児看護援助論Ⅰ・Ⅱ）など、補助教材を作成し活用しています。また技術習得の実践的な自己学習を促すため、実習室の利用環境を整え適宜教員による支援を行いました。

基盤となる科目での学修状況をフィードバックし、段階的な学修を意識できるよう関連科目での学修成果物を活用するようにしています。例えば、1 年次の「機能看護学Ⅰ」で最終課題として記載したレポートを 2 年次の「機能看護学Ⅱ」初回講義時に返却し、学生が自身の考えや状況を把握した上で授業に臨むことができるようにしています。

各単元の取り組みでは、実習での体験を教材として実践の場における困難への解決方法を産み出す演習（機能看護学Ⅲ）を実施しています。

学習内容に応じ、一部の単元では学習上の課題別にグループ編成し個々の学習状況に沿った授業運営をしています（クリティカル・シンキングⅡ、小児看護援助論Ⅰ・Ⅱ）。

各実習科目では、地域志向性・対象者中心の考え方を育み、看護の受け手となる対象（患者・家族）理解から対象に必要な看護の考案・実施へと展開できるようにしています（精神看護学実習、急性期・慢性期看護学実習、老年・在宅看護学実習、母性・小児看護学実習）。また、4 年次の「看護の統合実習」は全領域の教員が科目担当者となり、多職種との協働について学ぶ機会を設けるとともに、自己のテーマに沿った実習計画の立案、実施及びその考察を通して、実践として統合することができるようにしています。

OPDCA(Plan：計画、Do：実施・実行、Check：点検・評価、Act：改善)サイクル

毎回の授業において、学生の学習状況を把握し、知識の補完や関連情報の提供等を行っています。具体的には「精神看護援助論Ⅰ・Ⅱ」において、リアクションペーパーに記載された質問等について、次の講義時に回答し、疑問の解決に努めています。また、ミニテストを必要に応じて実施し、理解度の低い内容については、再度解説することで知識の獲得を図っています。「機能看護学Ⅰ・Ⅱ」において、授業ごとに記載するミニレポートへのコメントを通して、学びの強化や発展的な学習を促しています。

Semester終了時には学生からの評価や教員評価を行い、それらを踏まえて翌年度の授業の改善を行っています。具体的には、基礎看護学の演習科目において、教員の受け持ち学生数の調整、演習内容の精選、実習へとつなげる指導内容等、演習方法の工夫を行いました。一部の科目では大学共通の授業評価の他に独自の授業評価を行っています。具体的には「看護学概論」において、最終講義時に科目の到達目標を提示し、その達成に役立った授業方法や改善点を尋ね、これをもとに翌年度の授業計画を修正しました。

学生の反応だけでなく、社会の変化も捉え授業内容に反映させています。具体的には、医療政策の改定など新しい情報を授業で紹介し、学生が世の中の動きに関心を持ち、変わりゆく社会の中での看護の役割について考える機会となるようにしています。

また、座学での学びを臨床での実践に反映させ、学修の積み重ねが効果的に行われるよう工夫しています。講義においては、臨床で実際に起きた出来事や事例を用いながら理論などを現実の事象に関連させて説明したり、臨床で活動している医療者による講義を組み込んだりしています。実習においては、学生が直面している出来事や問題解決を進めるにあたり、講義の内容を思い出すよう促し講義資料を見直しながら、知識を実践に活かす学習の機会としています。

○学科の取り組み状況及び課題等について検証

毎回の授業ではミニテストやリアクションペーパー等を用いて学生の理解状況を把握し、各科目では科目の特性に応じた複数の評価方法を用いて成績評価を行っています。これらは科目担当者に任されているため、FD研修を通して学習成果の検証に対する共通理解を測ることが課題であると考えます。また、公正な評価を行うために、試験における不正行為に対する取り決めに関する運用のフロー図を看護学科の履修指導及び学生支援体制の体制に合わせて修正しています。

授業運営に関する質を保証するため、定期的に領域内あるいは科目担当者内でミーティングを行い、学習状況や卒業時に身につけておくべき看護実践力の具体、評価の視点等について共通理解を図っています。

カリキュラム全体の検証としては、看護学科教務委員会で専門科目のシラバスチェックを行っています。現在は必要な項目の記載確認にとどまっており、卒業時到達目標と各科目の達成目標との関連や達成目標と授業計画の整合性等の点検が十分行っていないことが課題です。また、看護学科教務委員会内にカリキュラム評価班をおき、カリキュラム運営上の課題を収集、検討する体制をつくっています。平成30年度は平成27年度入学生から変更したカリキュラムの完成年次であるため、平成31年2～3月に学生及び教員を対象としたカリキュラム評価を実施する予定です。この結果をカリキュラムの見直しや各科目の

改善に活用することが今後の課題です。

また、看護学科では学習の着実な積み重ねとして平成 23 年度から進級制度を導入していますが、仮進級に伴う履修の重複等が生じており、進級制度に関して、学習成果の評価を含め評価する必要があると考えています。

今年度は研究的取り組みによる学習成果の検証も試みています。具体的には精神看護学実習において、学科特別研究費を獲得し、地域志向性を育む新しい実習形態として、学生の学び等を分析・評価しています。

この2年間は入学生が120名を超える状況が続いていることに加え、学生は年々多様化しており、特に学習意欲に乏しい学生に対して、どのように主体的学習の習慣化を図るかを考えることも課題です。

医療保健学部 医療栄養学科

○学士課程における取り組み

医療栄養学科では、医療現場においてこれから管理栄養士の役割がますます重要になるとの認識のもとに、医療分野の各専門家と連携し「チーム医療」の一員として医療に参画できる管理栄養士の養成を目指すとともに「人間としても調和のとれた管理栄養士の育成」を目指しています。特に「チーム医療」においては、栄養学分野の高度専門職として他の関連専門職とともに的確に責務を果たせる栄養サポートチームの中核として活躍できる人材の育成に力を入れています。それに伴い本学科では、1年次後期の必修科目「医学・医療概論」において病院見学を実施し、早い段階で医療職として自覚できるように促すとともに、目指す管理栄養士像をすべての学生が早い時期に具体化できるように支援しています。また、3年次前期の必修科目「栄養教育論実習Ⅱ」においては、医学部で専門的な研修を受けた模擬患者の方に協力をしてもらい、医学生や看護学生に行われている OSCE (Objective Structured Clinical Examination; 客観的臨床能力試験) を模擬した演習方法を取り入れ、臨床現場に即した実践的な栄養指導の演習を行っています。

さらに管理栄養士に必要な専門的な知識・実践能力を養うために、専門科目の「専門職の教育分野」を「専門基礎分野」と「専門応用分野」に分け、1年次から4年次まで順序に沿った教育を実施しています。1年次の3学科共通科目は2年次に行われる「専門基礎分野」への足掛かりとし、3・4年次には「専門基礎分野」の知識を活用し「専門応用分野」の科目を学び、より実践的な学習を行えるように科目を配置しています。例えば、1年次に「自然科学」や「体の仕組みと働き」など基礎的な知識を学んだ後、2年次に「生化学」や「病理学」など管理栄養士に必要な専門的知識を養い、3年次に「臨床栄養学」等の専門的知識を必須とする実践的な学問を横断的に学べるようにしています。また、専門的科目を学ぶ際には学生の理解度をより深められるよう、関連科目間の講義と実験、実習、演習をできるだけ同時期に組み合わせて開講するようにしています。

管理栄養士の他にも、食品衛生管理者、食品衛生監視員(任用資格)、フードスペシャリスト(認定資格)、及び栄養教諭一種教員免許状が取得できるように所定の科目を配置しています。

必修及び選択科目については、専門分野を修得するために必須となる基礎的な科目及び栄養士資格取得に必須の専門科目を必修科目としています。それ以外の選択科目については、他の資格取得に関連する専門科目は資格ごとに規定があるため、それぞれ希望する学生が選択できるように、資格に応じて必要な科目を「履修案内」の科目履修条件において明示しています。また、4年次においては卒業後の進路を見据え「病態生化学」「臨床検査学」「臨床栄養実践演習」等の選択科目を履修できるようにしています。これらの学習を体系的に進めることができるよう履修系統図を作成し、各年度のガイダンス等で指導しています。

なお、本学科では通年開講の科目が存在するので、単位の実質化を図るための履修登録単位数の上限は Semester 毎ではなく年間とし、年間の履修登録単位数の上限を 45 単位と定めています。また、年間に履修できる単位数に制限を設けることで、それぞれの科目の単位数に見合った学習時間を確保できるよう配慮しています。

必要履修科目数の多い教職課程については、例外として上限設定を設けていません。しかし学生の学習時間を確保させるために、担当教員が履修カルテ(後述)等を用い学生の指導を行っています。また、個々の授業科目における成績評価の基準は、シラバスに到達目標を示した上で評価基準を明示しています。

近年では、在宅医療や生活習慣病等新しい時代のニーズに合った医療を意識した管理栄養士、「食と健康」に関する知識をより深く追求する意欲を持つ専門職の育成を目指すために、これまでの 10 年間で振り返り、教育課程編成・実施の方針に基づき平成 28 年度にカリキュラム改訂を行い、3 年次に「地域実践栄養学実習」4 年次に「サプリメント論」等の科目を新設し、教育内容の充実を図っています。平成 31 年 3 月時点で 3 年次生までが新カリキュラムで学修しています。

OPDCA(Plan:計画、Do:実施・実行、Check:点検・評価、Act:改善)サイクル

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として、講義科目では、事前学習の課題を提示して反転授業を行ったり、学生自身が興味のある問題をテーマにディベートするなど取り組んでいます。また、自主学習を促すためにインターネット上で問題を解く課題を課したり、授業内容に関する課題に取り組みせレポートを提出させたりして、次の授業時に復習を兼ねた解説(フィードバック)をしています。

実験、実習及び演習等の科目では、授業内容に応じて 3、4 人のグループ構成とし、更に実験、実習に関しては最大 40 人を 1 クラスとし各学生が授業に参加できるよう授業形態に配慮しており、全ての学生が実験や実習を通して様々な体験ができるようにしています。例えば、2 年次生前期科目の「調理科学実験」においては「食品企業の製品開発室に所属し、自社製品の改善プロジェクトの担当になった」と設定し、他社製品との比較を計画、実施、データ整理、プレゼンという流れで授業を展開しています。実際に用いられている環境に沿って行うことで学習への参加意欲が高まり、学生の積極的な参加につながっています。また、グループ内の意見交換がうまく行くように KJ 法などのブレインストーミングの手法を取り入れている科目もあります。

なお、関連する科目の講義、実験、実習、演習をできるだけ同時期に組み合わせて開講するようにしているので、学生自身が講義で感じた疑問を題材に、並行して行われる実験、

実習、演習時に学生同士で議論したり成果を発表したりすることで、主体的な学びにつながっています。

○学科の取り組み状況及び課題等について検証

教育効果及び教育成果については、全科目の授業評価を実施し、その結果を各担当教員に提示しています。各担当教員は、その結果に基づき今後の教育方法について改善策を検討し、学科長に報告しています。

医療栄養学科では、各 Semester 末に実施する定期試験以外に、こまめに学生の理解度・学習成果を把握するため、小テストなどの確認テストや課題提出などを行っている科目が多くあります。その結果を受け、学生の理解が十分ではなかった箇所を次の授業で補足でき、学習支援につながっています。また、年々変化する学生の特性に合わせ、定期的に教育方法の見直しをすることにも有用となっています。

また、本学科では平成 28 年度にカリキュラム改訂を行い、平成 31 年 3 月時点で 3 年次生までが新カリキュラムで学修しています。新カリキュラムの適切性は、まだ点検・評価を実施していませんが、4 年経過を目処に実施する予定です。

「食」の多様化が進みつつあり、入学生の「食文化」も様々に変化しています。近年、入学する学生においては、これまでに入学前までに身に着けてほしい基本的な食に関する知識はもちろん、基礎学力等においても個々人の能力のバラツキが多く見られる傾向にあります。そのため、各授業において創意工夫がこれまでも増して求められています。したがって、1 年次の初年次教育において「食文化」の面についてもっと多く取り入れてゆくことを検討していくとともに、特に入学して間もない 1 年次の基礎科目等において、できるだけ平易な説明を行いながら、基礎学力の確認と充実を心がけています。また入学時に高校レベルの化学、数学の試験を行って学力を確認し、必要に応じて選択科目の「化学Ⅰ」「基礎数学」、履修外科目の「リメディアル基礎化学」等の履修を勧めています。

上記の課題改善策として新カリキュラムにおいて、1 年次の導入教育の目的で加えた「総合学習Ⅰ」、2 年次までの総括的教育を目的として加えた「総合学習Ⅱ」に関して、それらの効果を検証していく予定です。

医療保健学部 医療情報学科

○学士課程における取り組み

1) 中期目標(1)における教育課程(カリキュラム)の編成に関して

「専門職の教育分野」においては、科目を「情報系科目群」「医療系科目群」「統合系科目群」に整理し医療情報分野への就業者に求められる知識や技術を系統的に学べるよう構成しています。「情報系科目群」では情報処理系の技術と知識を基礎から医療情報に特化することなく幅広く学びます。「医療系科目群」では疾病の機序、診断、検査、治療等の臨床医学や診療報酬などの医療制度を学びます。「統合系科目群」では医療系情報システムや生体情報・診療データの分析・利用など医療と情報処理の融合分野を学びます。

これら 3 つの科目群のそれぞれにおいて、基礎から応用・専門へと科目を体系的に配置しています。医療情報の専門家としての基礎知識修得のために、各科目群の基礎的な科目についてはそのほとんどを 1、2 年次に必修科目として配置しています。専門・応用

的な科目については、学生の興味・関心に合わせて学修できるよう、その多くを3年次以降に選択科目として配置しています。

2) 中期目標(1)における学生の学習意欲向上のための措置に関して

医療情報学科では、単位の実質化を図るために履修登録単位数の上限を年間44単位としています。

各科目のシラバスにおいては、授業の目的、到達目標、授業準備のための事前学習、受講の前提となる知識または履修しておくべき科目、成績評価の基準と方法、授業内容及び対応する資格(資格に関連する科目のみ)を掲載し、学生の自発的な学習を促し、効率よく学修できるようにしています。

また、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うために次の措置を講じています。

- a) 1年次に開講される「情報リテラシー」及び「情報科学」では、入学時のコンピュータに対する経験や知識により学生を4クラスに分け、レベルにあったきめ細かな講義を少人数制で行っています。
- b) 上記2科目は4年間の学修の基礎となるため、早い時期からパソコンを学習に活用できるように、1年前期に配置し週2回の開講としています。
- c) 座学で開講される「専門職の教育分野」の科目は、学生の理解度を把握しながら授業展開ができるように、学生を2クラスに可能な限り分け少人数制で行っています。
- d) 実験及び演習等の科目では、講義内容に応じて2~4人のグループ構成とし、全ての学生が体験でき、また学生同士で議論ができる体制としています。

学生の取得知識の確認や自己学習が可能となる環境整備のために2017年度にe-learningシステムを導入しました。今後も継続的に運用し、新たな教材開発を行いながらその活用を図っていきます。

履修指導においては、2016年度に導入した新しいカリキュラムについて学生に「医療IT技術者育成履修モデル」と「診療情報管理士育成履修モデル」の2つの履修モデルを提示し、初学者である学生に4年間の学修をイメージしやすくしています。学生が将来就く職業への興味にあわせて前者は医療IT技術者として医療情報システム等の開発で活躍することを、後者は診療情報管理士として診療情報の管理・分析などを通じて活躍していくことを想定したモデルとなっています。

3) 中期目標(2)に関して

社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成できるよう、医療情報学科では学修の進捗にあわせた資格取得を各学年で推奨しています。

1年次にITパスポート、2年次に医療情報基礎知識検定、3年次に基本情報技術者、医療情報技師、診療情報管理士(3年次終了時)の資格取得を推奨しています。2016年度に導入した新しいカリキュラムにおいては、2年次までの学修状況を社会的基準に照らして評価することを狙って、2年次から3年次の進級要件にITパスポートもしくは医療情報基礎知識検定の資格取得(もしくはそれと同等の科目の単位取得)を組み入れています。2018年度は29名(100%)が3年次に進級しました。

例年、医療情報ゼミの発表会や卒業研究発表会等を実施する際に、インターンシップ・病院実習等を実施している企業・病院等の担当者を招待し、学修内容に関して意見聴取を実施し教育の質向上を試みていますが、2018年度については諸般の都合により学外の

方を招待することができませんでした。次年度以降は例年通りの実施を予定しています。

4) 中期目標(4)に関して

医療情報学科では、学則に基づく単位認定基準を踏まえて、既修得単位の認定ならびに科目の単位認定を行っています。成績評価については、シラバスにおいて成績評価の方法及び基準を明示しそれ従って評価を行っています。卒業要件については履修案内に明示の上適宜学生に説明を行い学位授与の可否は医療情報学科全教員が参加する卒業判定会議を経由して学部長等会議において審査しています。

また、平成 28 年度に導入した新しいカリキュラムにおいては、4 年次後期に必修科目として医療情報総合演習Ⅳ(卒業試験)を配置し、学位授与基準を満たす卒業生が必ず身に付けておくべき医療・情報に関する知識・技術についてその修得状況を確認する講義を行い、卒業試験を課すことにしています。来年度の実施に向けてその内容を検討しています。

OPDCA(Plan:計画、Do:実施・実行、Check:点検・評価、Act:改善)サイクル

平成 30 年度は大学評価の年であり、来年度以降に PDCA サイクルを回すための現状把握と問題抽出にあてる時期と考えています。また、平成 28 年度に導入した新しいカリキュラムは本年度で 3 年目を迎え、来年度には卒業生を輩出することになります。

カリキュラムに関しては、現在、受講する学生の学修レベル(当該科目開講までの学生の単位取得状況等により判断)を考慮して科目単位での講義内容の調整等によりカリキュラム運用の改善活動を行っています。一部の科目においては科目間での調整・改善も行いましたが、4 年の運用を迎えていないこともあり(現在「Do:実施・実行」の段階)、カリキュラム全体での十分な改善活動には至っていません。

また、カリキュラムの運用においては、構成科目の多様性から本学科専任教員のみで全ての科目を担当することは現実的ではなく、十分な知識と教育能力を持つ非常勤講師の力を借りなければなりません。カリキュラムの効果的な運用のために必要な非常勤講師との協働ならびに相互理解を育む機会を十分には持てていないという問題を認識しています。

来年度は当該カリキュラムにおいては「Check:点検・評価」の時期に当たり、専任教員によるカリキュラムについての議論はもとより、4 年次生へのヒアリングや非常勤講師との協働・交流を通して、カリキュラム全体のあり方を含めた点検・評価を行う予定です。

○学科の取り組み状況及び課題等について検証

学生の取得した知識の確認や自己学習が可能となる環境整備のために平成 29 年度に e-learning システムを導入しました。平成 30 年から運用を開始し、現在「医療情報総合演習Ⅱ」(1 年次)「キャリア教育論Ⅱ」(2 年次)「情報基礎実験Ⅱ(サーバー構築)」(2 年次)「医療情報ゼミⅠ」(3 年次)「医療情報ゼミⅡ」(3 年次)「応用医療情報技術」(3 年次)の 6 科目と全学年を対象にした資格試験対策のコース「医療情報技師能力検定対策講座」と「医業経営コンサルタント対策講座」で利用しています。

利用状況は、3 年次生 33 名、2 年次生 52 名、1 年次生 49 名です。次年度は、卒業試験等での利用を開始し、学生の自己学習をさらに推進する予定です。

東が丘・立川看護学部看護学科

○学士課程における取り組み

東が丘・立川看護学部においては、教育理念に基づき自律性を持ち、高度な看護実践ができる看護職の育成のため「看護実践能力」「自己啓発能力」「キャリア開発能力」を中核能力と捉え、それぞれの能力の醸成に必要な科目を、中核能力への到達の順序性を考慮して配置しています(図 4-1 参照)。

具体的には、各授業科目を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」「統合分野」の4分野に分けています。「基礎分野」及び「専門基礎分野」は「専門分野」の学習を深めるための基礎となる科目群で構成しており、主として1・2年次に配置しています。例えば、1年前期に「自然科学の基礎」として、数学・物理学・化学・生物学の基礎を復習することで、学生の入学試験の受験科目の違いによる理数系の知識のバラツキを軽減することができ、「解剖生理学」や「生化学」等の学習が深められることにつながります。

なお、学修する「基礎分野」「専門基礎分野」のすべての単位を取得することが3年次への進級要件になっています。「専門分野」は「基礎看護学」「基礎看護技術学」「臨床実践看護学」の3つのまとまりからなり、その中で「基礎看護学」「基礎看護技術学」は、主に1年次に取得することになっています。「統合分野」は「在宅看護学」「地域看護学」「研究」「看護マネジメント」「キャリア開発」の5つのまとまりから構成されています。

また、医療現場でチーム医療の中心的な存在となり、コーディネータ役を果たせる看護師に必要となる、チーム医療やスキルミックスの概念を理解し、その実現に向けて積極的に関与できるよう「臨床検査学演習」「臨床栄養学演習」「臨床薬理学演習」「チーム医療論」「疾病予防看護学」等の科目を設置し、講義と学内演習を組み合わせた教育を実施しています。

そのほかにも、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自律を図るため、「自己啓発能力」「キャリア開発能力」を育成するための科目を1年次から4年次までに配置し教育しています。

具体的には「政策医療論」「看護研究の基礎」「看護職とキャリア形成」「NP論」等の科目を設置しています。4年次の看護学統合実習では卒業後リアリティーショックに陥らないように、交替勤務や複数患者受持ちを取り入れ臨床現場に近い実習を行っています。

医療専門職として自己の特質を知り、自らのキャリアを自らの意思で築き生涯にわたって自己研鑽し、成長発達していくための能力を修得することができるよう教育内容の充実を図っています。また、災害看護学コースでは「災害看護学実習」を必修科目として配置しコースの特徴を生かした教育をしています。

東が丘・立川看護学部における教育の特徴

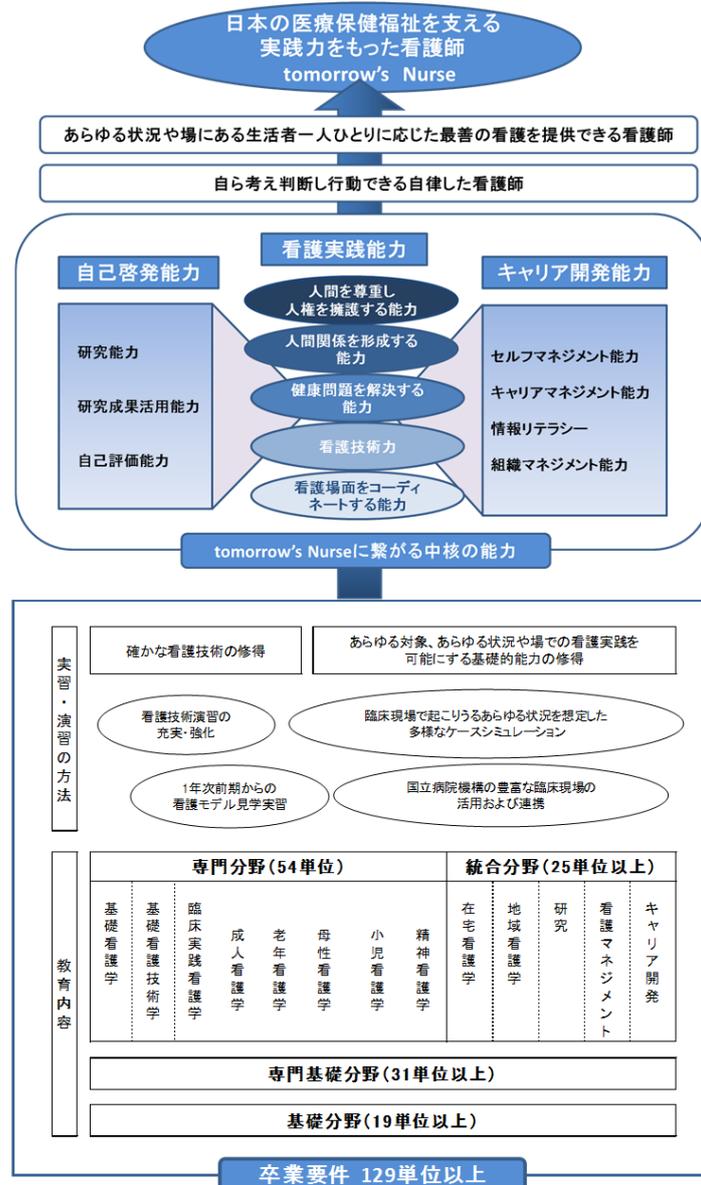


図 4-1 東が丘・立川看護学部における教育の特徴

OPDCA (Plan : 計画、Do : 実施・実行、Check : 点検・評価、Act : 改善) サイクル

東が丘・立川看護学部においては、単位の実質化を図るための履修登録単位数の上限は、1年間で45単位と定めています。各科目のシラバスにおいては、授業の到達目標、授業準備のための事前・事後学習、成績評価の基準と方法及び授業内容を掲載しています。

また、保健・医療・福祉分野への興味関心を持つことができるよう、授業の一環として医療施設・保健施設・介護施設、学校等における実習・見学を行っており、4年次生の「看護学統合実習」では政策医療を担う独立行政法人国立病院機構施設を中心とした医療保健福祉の諸機関と連携しスキルミックスの展開を総合的に学べる実習を設定しています。

さらに国立病院機構東京医療センターを初めとした国立病院機構の病院が行うインターンシップに学生が参加しています。

学生の能動的学修を促すための情報入手の一環として、全ての学年を対象に学生生活実態に関する定点調査を行い、学生の学修時間の実態及び学修行動を把握し、結果を学生に対する生活支援のためにフィードバックしています。また、異なる学年の学生間交流や教員と学生のコミュニケーションを図る場として、各学年概ね5～10名ずつ1年次生から4年次生まで合わせて概ね20名の学生と教員1名で構成するコンタクトグループを組織しています。各グループ最低年2回のミーティングを実施しており「先輩の話が聞けてよかった」「実際の学修計画が解った」等の意見が聞かれ能動的学修を促す機会となっています。

看護師国家試験の合格率を上げるために、各領域の教員代表者からなる国家試験対策委員会を設置し1年次生から支援を行っています。また、学生の自主性を高めるために学生によって構成された国家試験対策学生委員会が組織され、国家試験対策委員会と連携・調整しながら活動しています。看護師国家試験の模擬試験の結果を教育効果・成果の指標として履修支援に活用し、国家試験対策委員を中心に模擬試験の実施及び強化対策講義の実施などを計画的に行っています。さらに、コンタクトグループの活動を通して、学生同士の情報交換も活発に行っており、看護師国家試験を受験した4年次生が、後輩に学修スケジュールの計画立案(年間・月間・週間・日々の計画)や学修方法(場所や時間)、不得手科目の取り組み方、1日の学修時間や必読図書などを紹介し指導しています。

4年次生に対しては、卒業研究で配属された領域の教員を中心に個別で継続的な支援を行っており、国家試験不合格の既卒者に対しても、ニーズに対応した継続的な受験支援を実施しています。

3年次生に対しては、就職支援として、本格的な就職活動前の2月に卒業生との懇談会を実施しています。事前に行うアンケートに基づき、就職希望の多い国立病院機構、ナショナルセンター、大学病院等に就職した卒業生を大学に招き、勤務先の紹介をしてもらった後に、学生と自由に懇談する時間を設定しています。実際に勤務しているからこそ分かる生の声を聴くことで、学生も就職に対するイメージが具体的になるようで、とても好評です。その他にも、学生の要望に従ってマナー講座や履歴書の書き方講座、メイク講座などを無料で開催しています。

○学科の取り組み状況及び課題等について検証

東が丘・立川看護学部においては「履修案内」に「東京医療保健大学 東が丘・立川看護学部履修規程」を明示するとともに、卒業要件についても必要単位数等を明示しています。また、学則に基づく単位認定基準を踏まえ、各科目のシラバスにおいて成績評価の方法及び基準を明示しています。平成30年度からは、シラバスに「学位授与方針との関連」も明記することとしました(資料4-3)。

単位認定については、カリキュラム委員会で審査の後、東が丘・立川看護学部教授会(全教授・准教授が参加)において認定し、同時に進級判定も行っています。

東が丘・立川看護学部看護学科においては、教員と実習施設の指導者が、連携・協働し、日々の実習を通して、教育効果、改善点等を把握し教育環境の充実を図っています。また、実習施設の実習担当者が一堂に会し相互理解を深める場として、臨床看護学コース、災害看護学コースのそれぞれで「看護学実習施設に対する説明会」を開催し、看護部長をはじめとする実習担当者との意見交換を行っています。

平成 30 年度は臨床看護学コースでは 13 施設 40 名の実習担当者と教員 32 名が、災害看護学コースでは 32 施設 52 名の実習担当者と教員 28 名が参加して、教育の取組に関する説明、実習指導に関する意見交換を行いました。説明会はテーマで分けた分科会形式をとっており、実習の在り方等について具体的な意見交換を行えるようにしています。

実習施設の指導者との連携会議や説明会等を定期的かつ継続的に行うことで、教育の進め方について共通認識を深めることや効果的な学修環境確保につながっています。

東が丘・立川看護学部看護学科においては、全科目の授業評価を実施し、その結果を学部長が総括して教育効果の検証を行い、必要な改善を行う等の対応をしています。

単位認定のための試験とは別に、各回の授業終了時に学生の理解度等をこまめに把握して個々の教育成果を検証し次の授業に反映しています。また、各セメスターで科目不合格者を把握し、看護学科カリキュラム検討委員会や学生生活支援委員会が協働して履修支援を行っています。

さらに、看護師国家試験の模擬試験の結果も教育効果・成果の指標として履修支援に活用しており、看護師国家試験の合格率を上げるために国家試験対策委員会を中心に模擬試験の実施及び強化対策講義の実施等を計画的に行っています。平成 29 年度の看護師国家試験の合格率は 100%でした。

また「学生生活実態調査」の調査結果については、学生生活支援委員会をはじめとした 11 の委員会において、学生の学習環境や生活環境についていろいろな側面からの検討を重ね、これらの各委員会の活動内容を毎月開催される教授会において情報共有を図ることにより、個々の教員の取り組みに還元されるようにしています。

千葉看護学部看護学科

○学士課程における取り組み

千葉看護学部看護学科では、学位授与の方針として地域完結型の保健・医療において看護に期待される役割を果たすとともに、社会の変化に応じて継続的に発展し看護の新たな価値を創造する基盤となる力として、具体的に以下の 5 つの能力の修得を要することとしています。

- 1) 豊かな教養と人間性に支えられ、人間としての思いやり・人との絆・生命への畏敬・倫理観を持って看護を実践できる能力
- 2) 人々と社会に対する幅広い知識と医療・看護に関する専門知識・技術を論理的・統合的に活用し、様々な健康段階にある人々の安心で充実した暮らしを支える看護を実践する能力
- 3) 看護サービスを受ける人々や他職種と効果的な関係を構築し共通の目的達成に貢献できる連携・協働能力
- 4) 看護専門職者として生涯を通じて自己研鑽し、看護実践力の向上と新たな課題発見・解決に向け自律的に取り組める能力
- 5) グローバル化・情報ネットワーク化に対応できる視野と語学・情報スキルを持って社会のニーズを捉え創造的に応えられる能力

この方針に対応する形で、高度な看護実践に必要となる「看護実践能力」「段階的判断能力」及び「柔軟な想像力」の3つの能力の育成を教育課程の目的に掲げています。またカリキュラムの特色として、基礎的な幅広い知識・教養を身につけるとともに論理力と統合力を強化する科目を設定しています。各科目は「いのち・人間の教育」「専門職の教育」「養護教諭課程」の3つに分類し、更に「専門職の教育」は<専門支持><専門基幹><専門展開><実践統合>の4区分にわけ、段階的に学修が可能となるように設定されています。

「いのち・人間の教育」では、グローバル化・情報ネットワーク化に対応するため「英語講読・記述」「英会話Ⅰ」「英会話Ⅱ」「ICTリテラシーⅠ」を必修とし、少人数クラスでの授業として教員による細やかな指導を行っています。また3年次までに23の選択科目を用意し、学生ができるだけ幅広く選択できるよう時間割の配置を考慮しています。

「専門職の教育」では、1年次の「医学・医療概論」において、本学部の特色である地域完結型の保健・医療に携わる独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の医療・看護等担当理事、船橋市の地域包括ケア担当職員による講義の機会を設けるほか、「看護学概論」では学外演習として病院の病棟のみならず中学・高等学校、こども園、地域包括支援センター、通所リハビリテーション、健診センターなど広いフィールドでの演習を行っており、1年次後期の「基礎看護援助実習Ⅰ」と併せて、アーリーエクスポージャーを意識した教育内容としています。

また、領域別の看護学の学修に加え、論理性や判断能力を養う科目として「クリティカル・シンキングⅠ～Ⅲ」や「看護研究」、マネジメントの理解を養う科目として「機能看護学Ⅰ～Ⅳ」を各学年に段階的に配置しているのも特徴です。

推薦入学者を対象とした入学前教育についても、全学的な取り組みに加え、令和元年度入学予定者に対し、特別講義の見学やICT教材であるナーシングスキルズの体験利用の機会を設け、大学での学修方法を体験的に学び、入学後の学修との継続ができるようにしています。

OPDCA(Plan:計画、Do:実施・実行、Check:点検・評価、Act:改善)サイクル

千葉看護学部看護学科は、学部開設初年度であり、学位授与の方針等に即して教務委員会を中心に授業や実習、期末試験等に関する取り決めを定め、具体的には授業等が円滑に進むよう非常勤講師や実習施設との窓口教員を置き調整を行ったほか、学生に対して学修や生活支援に関するガイダンスを定期的に実施しました。

個々の授業については、全学で行う授業評価アンケートの他に、各回のリアクションペーパーの記載内容により、学生の理解や疑問点等を確認し、次回・次年度の授業改善に反映できるようにしました。

また、これらを実施するにあたり学科FD委員会主催の研修会を年2日、小規模なセミナーを定期的に実施し教員の教育力等の向上に努めています。

○学科の取り組み状況及び課題等について検証

千葉看護学部看護学科は、学部開設初年度であり単年度の検証となりますが、単位の実質化の観点からは、履修科目登録数の上限を年間44単位とし、保健師国家試験受験

資格に係る科目や養護教諭一種免許状取得に係る科目などでは上限に含めない対応を取る一方で、これらを履修する場合の要件を定め、学生にとって過剰な負担とならないようにしています。また、各授業科目におけるグループワークや実技演習、学外の実習において、授業内容に応じて複数の教員の配置、クラス・グループ分けを行うなどして、適切な規模で教育が行われるようにしています。

必修科目の未修得者に関してはセメスター毎に確認し、未修得者の多い科目については担当講師と授業や試験内容について話し合いを行うとともに、学生に対しても教務委員とアドバイザーの教員が面接を行い学修状況等について確認をしています。

本学科では、上位年次に進級するためには当該年次に配置された必修科目をすべて修得する必要があり、年度末に学科教務委員会、進級判定会議、教授会において、進級が適切であるかを確認することとしています。完成年度においては卒業判定についても同様に実施する予定です。

次年度以降、補助的な教育成果の指標として、定期的に外部模試の受験を学生に勧奨し、それまでの学修内容の習得状況を確認する予定です。

令和2年度より、現在併設している JCHO 船橋中央病院附属看護専門学校が閉校となり、本学部が当該施設の使用を始めることから、学生に対してより充実した教育環境を提供できるよう準備を進める必要があると考えています（資料 4-4）。

和歌山看護学部看護学科

○学士課程における取り組み

和歌山看護学部においては、変化する時代、社会を幅広く見据えながら、自律した専門職として、豊かな人間性と倫理観、高い看護実践能力をもち、発展的に地域社会の看護を創造しうる看護職を育成するため「看護実践能力」「課題対応力」「自己教育力」を中核能力として捉え、それぞれの能力に必要な科目を配置しています。

具体的には「豊かな人間性を育む分野」「看護の基盤をつくる分野」「看護実践能力を高める分野」の3分野でカリキュラムを構成しました。

「豊かな人間性を育む分野」は、人間の心や生活・地域・社会・文化等の幅広い知識を修得し教養を身につけ、人間関係を形成し課題に対応できる基礎的能力を身につけるための科目群で構成しており、主として1・2年次に配置しています。

「看護の基盤をつくる分野」は、人間とその生命を尊重できる倫理観を持ち、健康課題を解決するため看護実践に必要な知識を身につけられるよう、医学、隣接諸科学の科目群で構成しています。例えば、1年前期に必修科目の「わかやま学」では和歌山の歴史・文化とくらしを学習し、和歌山への郷土愛を育み地域の医療に貢献するための知識を深めます。

「看護実践能力を高める分野」は、高度な判断と看護実践ができるための基礎となる医療と看護学の知識・技術を修得し、あらゆる場や状況において健康課題を解決しより健康な状態を目指せるように看護が実践できるための基礎的能力を養う科目群で構成しています。例えば「成人看護学概論」「老年看護学概論」講義について、小児看護学、母性看護学、地域・在宅看護学、精神看護学の教員の協力を得て、人間の一生を発達の視点から捉えたうえで授業を展開しています。

さらに、各看護学が共通事例を用いて授業を展開する試みを始めました。看護専門職を目指すための自覚を促す意味で、7月末に日本赤十字社和歌山医療センターで基礎看護援助実習(早期体験実習)を行いました。1施設で全学生を一度に受け入れていただき、実習指導にあたる看護師より多くの学びを得ました。実際の臨床現場に接し、それぞれが看護専門職を目指して学ぶ決意を新たにしています(資料4-5)。

OPDCA(Plan:計画、Do:実施・実行、Check:点検・評価、Act:改善)サイクル

1)「わかやま学」

和歌山県知事、和歌山市長など各方面から7名のゲストスピーカーによる講義や学生のグループワーク、新入生研修では事前学習グループで課題について調べ、千葉看護学部の学生との合同研修を行いました。さらに、地域住民へのインタビューから「地域の現状と課題から必要な資源を考える」グループワークを実施し発表を行いました。

実施にあたっては、新入生研修時のグループ活動状況からグループメンバーを変更し、1年次生で実行可能なインタビュー方法にするなど、担当教員間で学生の反応や成果を確認しながら進めました。まとめのグループ発表では、地域の理解、課題、学生として実行可能な提案について講義内容も活かした内容で、和歌山の医療を担っていく学生としての自覚を促すことができました。しかし、講義内容は専門的であり、言葉はわかっても内容を十分に理解されていないことが学生の発表で見受けられたため、講義内容の理解に向けて学部担当教員が学生への支援をする必要があることがわかりました。

2)「成人看護学概論」「老年看護学概論」

学生の対象理解の基盤をつくるために、小児看護学、母性看護学、地域・在宅看護学、精神看護学の教員の協力を得て、人間の一生を発達の見点からとらえたうえで授業を展開しています。さらに、各看護学が共通事例を用いて授業を展開する試みを始めました。今後学年進行に伴い、各看護学担当教員が学生の理解度の情報共有のうえ、学生の理解を促すような授業を行う工夫が必要です。

○学科の取り組み状況及び課題等について検証

1) 教育効果の一つの指標として前期定期試験結果と講師からの学生の学修状況に関する情報があげられますが、複数の科目で点数が低い学生、出席等も含め学習への取り組みに課題がある学生に対して、学生の教育ニーズを把握して早期に今後の学修を支援する体制を整えていく必要があります。すでに教務委員会、アドバイザーと情報を共有し今後の対策について検討する方向です。

次年度には国家試験対策委員会を立ち上げ、学生とのパートナーシップで学修を積み上げていけるような体制にする予定です。

2) 現在のところは、進行している科目内容を把握している状況ですが、カリキュラムの進行に伴い、学ぶ内容・順序性等について教科間の共通理解や調整を行い過不足のない効果的な授業展開が必要と考えます。そのために、領域長会議をはじめ領域長間である程度調整をして教員に周知する方法をとる予定です。現在は看護過程について話し合いを行い実習に向けて領域間で共通理解に至りました。今後ヘルスアセスメント、技術演習等をテーマに話し合っていく予定です。

- 3) 実習教育は看護学教育にとって重要であり実習施設の指導者と協同して学生の学びを支援する必要があります。主な実習施設である日本赤十字社和歌山医療センターと実習協議会を開催し実習受け入れに関する方針が明らかにされました。今後、実習施設が増えていくため、本学部における実習教育の方針を明らかにし、広く実習受け入れ施設と協同するために、会議の持ち方についても検討が必要であると考えています。

主な実習施設である日本赤十字社和歌山医療センターでの実習配置については、和歌山赤十字看護専門学校の開校に伴い、本学部にとって効果的に実習の学びを積み上げていけるような実習時期・配置などを検討していきます。

- 4) 和歌山県看護学生フォーラム

和歌山県下の看護学生が参加して開催される看護学生フォーラムがあります。平成30年度は、各校が「生活習慣病」から取り組みたいテーマについて12月22日(土)に発表しました。本学部生でもグループを結成し「糖尿病」に焦点を当て準備を進めました。

和歌山県の看護学生が集う場として運営されていますが、全学年次が揃った時に本学部がどのような参加の仕方をしていくかの検討が必要と考えています。

助産学専攻科

○専攻科における取り組み

- 1) 近年わが国では、医療の発達とともに、高齢出産や合併症を伴う女性が妊娠・出産できるようになり、ハイリスク妊娠が増加しています。一方、助産所などでの“自然な出産”を望む女性も増えており、多様なニーズに対応できる助産師が求められています。

さらに、大学ビジョンから、先進的な発想のもと一歩先を歩み続け、世界の医療保健をリードできる医療人・研究者を育成すべく、高度な教育と研究、社会貢献活動も求められています。

助産学専攻科においては、社会に求められる質の高い専門性と真摯に生命と向き合い、慈しむ心を持った医療人の育成を目指し、助産学の発展に寄与する高い志を持つ人材の育成に努めており、周産期にある女性や家族(パートナー、新生児、乳幼児含む)、生活の場である地域社会を対象として、人間性を重視したケアを実践できる助産師の育成を目指します。特に、健康の維持増進ならびに健康問題を解決するために必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、自己決定を支える力、判断力、実践力を基盤に、対象者の健康の向上に貢献する助産師の育成を目標としています。

- 2) 高度な科学的思考力・判断力・創造性を総合的に培い、チーム医療を推進及び医師と協働できる助産師の育成、自律性のある助産活動を実践できる基礎的な能力を育成しています。
- 3) 島嶼医療に触れることや乳児院見学により、自分とは異なる生活文化を知るなどから助産師として求められることを自らが考え、自己理解を深めるのみならず、他者と誠実に向き合っ気遣うことができる豊かな人間性の育成を目指しています。

○PDCA(Plan:計画、Do:実施・実行、Check:点検・評価、Act:改善)サイクル

- 1) 少子化や産科医不足という社会情勢の中で、助産師の役割は拡大しています。そこで「医療の高度化・対象のニーズの多様化に対応できる知識と技術を修得する」という

教育目的を達成するために、周産期医療などで助産をとりまく医学的な最新情報を授業の中で積極的に提供しています。「人間を尊重した助産活動が展開できる」という教育目的に関しては、助産診断・技術学の講義・演習を強化するだけでなく、母子及び家族の心理、生命倫理を同時に授業展開し、助産の対象や家族を含めた社会についても考え、支援できる能力を育成しています。また、臨床実践能力の学修強化のために、事例の状況設定や問題提起など内容の探求ができるように小単位のチームにおけるワークを行い、その後、個人ワークで理解度の口頭試問、臨地実習での確認など、学修が積み重ねられる工夫を行っています。

また、NCPR (Neonatal Cardiopulmonary Resuscitation・新生児蘇生法) Aコース及び受胎調節の実施指導員の資格取得ができる研修も行っていきます。

- 2) 助産学専攻科の教育目標を達成するために平成 27 年度からは、医師による医学分野及び助産学講義や演習について思考過程の順序性を考慮して理解を得やすい方法を検討しています。また、助産師の担う役割の拡大に応じたカリキュラムを考慮して助産学実習・助産管理実習・新生児特定集中治療室 (NICU: Neonatal Intensive Care Unit) 及び母子保健科の実習、乳児院の演習も実施しています。また、家族支援論において助産の対象や家族を含めた社会、倫理的問題について思考できるように、シナリオディベート (Scenario Debate) を実施して内容を深めており、肯定・否定側に分かれ論述を行い、ジャッジも体験しています。論理展開でき、各立場の考え方にも理解を示せる発言やフローシートへの記載からは思考過程も明らかにでき、記録できる力も育成されています。

○専攻科の取り組み状況及び課題等について検証

- 1) シナリオディベート (Scenario Debate) を実施して論理展開の体験や各立場の考え方にも理解を示せる発言、フローシートの記載から思考過程が明らかにでき、記録から記録力もあることが検証できています。
- 2) 家族計画実施指導員養成の一環として実際の指導を想定して、ロールプレイを展開する等、理論と技術を実践に結びつけることができるように工夫し、さらに、「助産診断・技術学Ⅰ」と「助産診断・技術学Ⅱ」においても、実践に即した事例を展開し、自己・他者評価を取り入れ、主観的・客観的に評価できています。
- 3) 「助産学研究」では、主に実習終了後から本格化する助産学研究論文作成に備え、前期から助産学研究の意義、研究への倫理的配慮、研究的思考に関する基礎的学習を実施し、実習に研究的な視点をもってリサーチクエスションを見い出していけるように指導しています。実習中は分娩介助技術への指導が優先され、実際の展開を通して助産師として「人間を尊重した助産活動が展開できる」ことを深めていくだけの時間的余裕を持つことが難しいことを想定の後、実習終了後に行う助産学研究論文作成を前期から積極的に取り入れて倫理的配慮や研究的思考などを通して生命倫理や助産師が研究を行うことの意義に関する指導を行っています。研究内容を通して、論じることから伝えることの難しさやロジックを学び、最終的に示説としてまとめることができ、発表に至っています。

「地域母子保健」では、乳児院の見学演習を取り入れ、唯一の母子関係の重要性を学び、生活や家族形態の多様性などもレポートから確認されています。

- 4) 集団を対象とした健康教育として、前期に健康教育論の講義と指導計画の作成、後期に学内・臨地リハーサルと検討を重ね、妊婦対象に健康教育を実体験の基に学修ができています。企画・運営・評価の一連を通して、妊産婦のニーズの視点を中心としながら、教室運営・実施し、学びを評価するまでができています。
- 5) 「医療安全管理学」では、抄録とプレゼンテーションを行い、内容は討議により学びを共有し評価しています。
- 6) 最終評価として、学力は修了試験を実施して評価しています。

7) 助産学の臨地実習協議会の開催

分娩介助実習は、総合周産期母子医療センターから地域の中核病院まで多岐にわたっており、臨地実習における教育の質の向上を図る目的で毎年度臨地実習協議会を開催しています。協議会においては学生が受け持ち実施した分娩実績等のデータや助産学習の到達度の分析結果を提示し、助産学実習に対する臨床指導者間の情報共有の機会や次年度の実習に向けての方向性を共有及び検討、問題などの討議により次年度の課題を明らかにして評価しています。今後も継続して協議会を開催します。

- 8) 災害看護演習の一環として、平成 27 年度から体育館にて妊産婦・次世代を対象とした避難所運営演習を開始しており、後期には災害時の助産ケアとして実践を踏まえた課題に応じて学生が分娩介助を実践する等の演習を実施することにより、最終課題レポートから読み取ると、助産師として災害時の運営の実際や役割などを実践に役立てられる学習ができています。

9) 教育上の課題及び今後の改善方策等について

「助産診断・技術学」の講義・演習を強化するために実践に即したロールプレイなども導入して臨場感をもって事例展開し、教育効果を主観的・客観的に評価できました。これらのことから、周産期の生理と病態、生殖の形態と機能、助産診断・技術学などの学修ができるための模擬事例の展開などの授業の工夫や、実習を通して得た実際の体験と根拠に基づいた医療 (EBM: evidence-based medicine) を分娩事例と共に医学及び助産学の知識を確認し、臨地における受け持ち事例のアセスメントを深める指導を行うとともに、事例研究を行うことで、更に探求できるように研究指導を行う等の改善を図りました。

さらに、平成 29 年度より、実習の段階評価に応じて、2 段階目、3 段階目に目標を達成できるように症例検討を行い、医学的根拠と助産ケアの在り方を明らかにしていきました。このことは領域教員の学習にもつながったと考えます。また、沖縄における離島実習も開始し、離島における医師や看護師、地域行政、乳児院の見学演習など今ある場所だけでなく価値観や育児文化に触れ、育児環境の変化や課題など学びや検討事項が明らかとなってきていることを授業に取り入れ、母子関係に興味を持ち、助産師として何を実践していくのかを自ら考えるようになってきています。学生は分娩事例も 10 例体験し、事例研究など課題が達成できていました。また、平成 27 年度から修了認定試験を施行し、国家試験合格のためにも対策講義など継続して努力しており、合格率も 100% を継続できています。

医療保健学研究科修士課程

医療保健学研究科修士課程においては、看護マネジメント学、看護実践開発学、助産学、感染制御学、周手術医療安全学、滅菌供給管理学、医療栄養学、医療保健情報学の8つの領域において、現在に医療保健分野において社会が必要としている人材を次のように捉えて、そのような人材の育成を図るため、共通科目・各専門分野に応じた選択科目及び研究演習の充実を図っています。

- 1) 学際的に・国際的な視点から自分の専門性を認識し、その専門分野において科学的・学術的な生成とそれに基づいた判断・行動ができる。
- 2) 高度専門職業人として、それぞれの地域の医療保健組織において、地域のリソースに合わせて自身ならびに自施設の医療サービス提供を考えることができる。
- 3) 高い専門性を持ちながらチーム医療の推進ならびにマネジメントができる。

○大学院課程における取り組み

1) 看護マネジメント学領域

看護マネジメント学領域においては、より良い看護の継続的な提供を目指し、現状の課題、近い将来予測される課題を見出し、適切な研究方法を用いて看護マネジメントに取り組む態度、論理的思考力、創造力の醸成を行っています。講義・演習では、学問的基盤をもちながら看護現場でリーダーシップを発揮することのできる高度専門職業人の育成を目指し、マネジメントに関する基礎的理論の理解及びこれを具体的に活用していくための方法論について教授しています。

修士論文のための研究指導は、学生が実践を通して感じている課題を大切にしつつも、幅広い見方を身につけることを目指し、2～3名ごとのゼミ形式で実施しています。入学後2～3か月で関連文献を読み込み、おおよそのテーマを設定したところで、研究テーマ発表会を行い、グループ分け及び指導教員決定を行っています。また、発表・討論力をつけるため、領域内で研究経過報告会を行っており、指導教員以外の教員による異なる視点からの指導を大切にしています。論文審査については、全指導教員が参加する領域独自の予備審査を設けており、本論文作成に向けての指導を行った上で学外審査員を含めた本審査を実施しています。

これらの教育活動については、大学院医療保健学研究科の指導教員会議において、報告・評価を行っています。各科目の評価は単位認定責任者が主として授業への参画状況とレポートにより実施しています。また、修士論文については全修了生が関連学会において発表を行い、学修の成果を公開し看護学の発展に貢献しています。

教育の成果は在学中の学修状況に加えて修了後の実践に反映されるものであることから、看護マネジメント領域においては平成24年度から年1回、修士課程修了生・在院生・教員の参加を得て看護マネジメント研究会を開催しています。

研究会においては修了生から、看護マネジメントに関する実践活動等についての報告及び修士課程で履修したことについての効果・成果の発表等が行われるとともに参加者との意見交換等が行われています。研究会は看護マネジメントに関する課題等について連携して実践・研究を行っていくための有意義な機会となっています(資料4-6、4-7)。

2) 看護実践開発学領域

変化する社会に依じて必要となるケアの課題を見出し、適切な研究方法を用いて看護実践の質改善に寄与する人材の育成をめざし講義・演習を通じた教育を行っています。看護実践開発特論Ⅰではケアの現象を理解するための理論の理解、倫理的知識を深めて自身の看護の実践経験の理解を深めていきます。看護実践開発特論Ⅱでは、対象特性に応じたケアに関するテーマを各自設定し、理論ならびに実践事例、社会情勢を踏まえてテーマにおけるケアの課題を明確化するディスカッションを行います。これにより、ケアの開発に必要な演繹的・帰納的思考を身につけるとともに、研究への導入ともなっています。看護実践開発特論Ⅲでは多様なケアの場における看護の実践について学び看護実践の可能性について展望し、看護実践開発特論Ⅳでは情報学の教員を含む教授陣により、ケアの質向上に向けた情報を発信するためのスキルを実践的に学んでいます。修士論文指導は、可能な限り学生の関心に沿ったテーマを研究する教員を主指導教員・副指導教員に選んでいます。

当領域は、今年度をもちまして3回生を輩出します。今年度から、修了生のネットワークの構築を目指して在学生と修了生の交流会を開始しました。

各科目の評価は単位認定責任者が主として授業への参画状況とレポートにより行っています。また研究指導や主指導教員の責任のもと、評価までの一連を担当しています。次年度は、学生の最終評価の共有により教育の成果について把握したいと考えています。

3) 助産学領域

助産学領域においては、臨床経験を有する助産師を対象として、豊かな人間性、確かな実践力・教育力、グローバルな研究力を有する助産師の育成を目標として、Evidenced Based Medicine (EBM: 根拠に基づく医療)・Narrative-based Medicine (NBM: 物語対話に基づく医療)に基づいた母子へのケアに対する高度な実践力、ケアの開発・研究、チーム医療(医師との信頼関係と連携の確立: 役割分担)の実現を目指した協働と折衝力、このような母子保健分野に貢献できる人材の育成を目指して教育しています。

大学ビジョンから、先進的な発想のもと一歩先を歩み続け、世界の医療保健をリードできる医療人・研究者を育成すべく高度な教育と研究、社会貢献活動も求められておりますが、平成28年4月からは、品川区との連携事業として、教員・大学院生を中心とした「産後ケア事業」を開設し、研究的視点をもって高度な助産実践能力の探求とその実践を図り、官学連携を実施しながら産後ケアの質の向上を図っています。

4) 感染制御学領域、周手術医療安全学領域、滅菌供給管理学領域

感染制御学、周手術医療安全学及び滅菌供給管理学の高い知識と専門性を持ちながらチーム医療の中心的役割を持ちマネジメントができる人材育成を目的としています。

本領域に共通する基盤知識を「感染制御特論Ⅰ」で学び「感染制御学特論Ⅱ」では微生物学演習を行います。また「感染制御学研究特論Ⅰ～Ⅳ」では各院生の取り組んでいる研究について教員全員と院生にプレゼンすることで研究内容を共有し、感染制御領域の先進的な課題をディスカッションすることとしており、これら3つの特論は本領域の「必修」となっています。これらの学びを基礎に、修士論文作成においては論文作成の初学者に添うよう、担当教員が指導していく体制をとっています。感染制御学にとって重要な臨床現場の課題については「感染制御学マネジメント特論」で、既に経験知とし

てまたは学問としての学びを統合する科目と位置づけています。最終的には、現場の本領域に係る課題を見出し客観的に論理的に解決できる能力を育成することを念頭に置いています。

また、修士論文を作成し審査に合格することを教育成果としています。その2年間のプロセスにおいて学内での発表と評価を繰り返す中、各院生の課題のとらえ方、論理的思考、概念化能力、そしてプレゼンテーション能力等を評価し総合的に学位授与に相当するか判断しています。

5) 医療栄養学領域

医療栄養学領域においては、医療・保健分野において社会のニーズに応えられる栄養スペシャリストの養成を主眼としています。院生が、専門的かつ高度な知識を体系的に学び、さらなる実践能力を修得できるよう、具体的な研究結果を交えて臨床栄養領域の研究の意義について教授するとともに、科学的根拠に立ち返ることの重要性を強調して教育を行っています。また、全領域共通の必修科目として「総合人間栄養学特論」を開講しています。受講対象者の多くは、栄養学を専門としない臨床現場で看護や感染対策の専門家として働いている院生であることから、栄養学の基礎にとどまらず、human nutrition(人間栄養)に焦点をあて、医療・保健の各領域と関連した研究報告をもとに講義を行い、さまざまな領域の院生同士でディスカッションを行う場も設けています。

6) 医療保健情報学領域

中期目標(3)における組織的な教育・研究指導体制の充実に関して

医療における情報処理技術の普及はこの10年で大きく進み、医療保健に関するデータは日々集積され診療や病院経営などの意思決定に利用されています。本大学院は平成30年度で10年目を迎え、これを機に時代の変化に対応できるようカリキュラムを大きく変更することになりました。令和元年度からの新しいカリキュラムでは医療保健に関するデータの利用に焦点を当て、病院内の利用、地域での利用、経営での利用、薬事行政への利用、AIを使つての利用に関する科目を用意しています。

OPDCA(Plan:計画、Do:実施・実行、Check:点検・評価、Act:改善)サイクル

1) 看護マネジメント学領域

「看護マネジメント学特論Ⅰ【人材育成】」及び「看護マネジメント学特論Ⅲ【人材活用】」においては、院生の実践経験を最大限活用し理論理解の上に立った具体的問題解決スキルの学修を支援するため、ケースメソッド法を採用し典型的な事例における課題解決演習を実施しました。

「看護マネジメント学特論Ⅰ」については、専門職教育においてシステム設計並びに評価を実践している講師を招聘し、最新の現状理解を図るとともに、理論を活用し実践を改善する方法が学修されるよう工夫しました。

「看護マネジメント特論Ⅱ【看護情報のマネジメント】」においては、質的情報のマネジメントを学ぶことに主眼を置き、質的研究方法、インタビュー調査法について講義・演習により学んでいます。受講生がお互いにインタビューを行い、分析、発表をする演習も行いました。

「看護マネジメント学特論Ⅳ【質保証、リスクマネジメント、クリティカルパス論】」

においては、質を支える構造として労務管理とその後ろ盾としての労働政策、プロセスを担保するために重要となる倫理課題とその対処に重点を置き、講義とディスカッションを組み合わせながら理解を深めた上で、質管理の具体的な方法について総合討論を行っています。また病院の質管理のみならず、様々な場での質管理を考えるため、外来、ケア施設、ターミナルケアにおける質管理についての論文講読も行いました。

「ケアマネジメント特論」においては、特に国際看護及び病院経営の視点から対象への個別ケアをマネジメントする方法と課題について事例とディスカッションを通して授業を展開しました。

「組織の経済学」と「看護政策論」においては、平成30年度は隔年開講のうち「看護政策論」を開講し、看護政策のトピックスについて学びました。

「精神保健学」においては、職場におけるメンタルヘルスマネジメントをテーマとして教科書の輪読を行いました。教科書は最先端の研究から対策の実践までを取り扱ったものにし、職場におけるソーシャルキャピタルやバーンアウトなど、履修生が修士論文に取り組む上で活用できそうな内容を多く扱いました。またリエゾン看護師による講義も取り入れ、より実践的なテーマでディスカッションできるよう工夫しました。

「研究演習Ⅰ」については、研究の初学者である院生が実践課題から研究疑問を作り出す支援として、全員で文献のクリティークを行った上で、6月に研究テーマ発表会を行い、指導教員を決定しました。指導教員は、主指導教員、副指導教員を含む複数体制とし、多くの視点から研究計画を考えられる支援を行うこととしました。

「研究演習Ⅱ」については、全コース共通で行う中間報告会に加えて、7月に研究進捗報告会、9月に研究結果報告会を設け、論文作成に向けた方向性や進捗の確認・指導を行いました。提出後の論文については、学会発表にとどまらず原著化を促進させるため学内紀要へ投稿する仕組みを整えました。

2) 看護実践開発学領域

・ 研究指導体制における工夫について

主・副指導教員による個別指導のほか、M1,2の全員が参加する全体報告会を、年3回行っており、研究の見通しをもって進めることができるよう、また多様な意見を交換し合うことで研究の質を高めることができるように研究指導体制を工夫しています。

・ 科目の工夫について

「看護実践開発学Ⅰ」では、看護実践開発特論Ⅰは大学院入学後に受講する初めての講義であるため大学院での学びに取り組みやすい課題提示、サポートを行っています。特論Ⅰに続く特論Ⅱでは、特論Ⅰでの学習を踏まえた学びが発展するよう、特論Ⅰ担当教員との科目目的、学修内容の共有を図り、学生へのガイダンスを行っています。

看護実践研究方法論では、自己の探求したい研究テーマや、なぜ研究に取り組むのかについて他者に説明し、また全員でディスカッションをします。さらに看護領域で主に使われている代表的な研究方法を学び、探求する研究課題に合った研究方法の選択について検討し学びます。これにより、医療の実践現場で役立つ研究課題を追求するための基礎的な科学的知識・論理的思考を身に着けられるようにしています。

以上のような科目の工夫によって、社会人としての経験が豊かな学生の経験を生かすとともに、大学院における研究の取り組みを容易にしたいと考えています。

3) 助産学領域

「臨床助産学演習」においては、臨床における助産やケアを探究するため、助産院における助産管理、健康診査や超音波診断検査などの助産ケアの専門技術の修得を図り、また医療機器メーカーの工場見学を通して機器の製造過程等を学び、医療安全管理に活かす学びに繋がっています。沖縄の島嶼医療を通して、生活に即した健康教育の予防の重要性や本島への搬送の判断など、助産師としての学びに繋がられています。

「助産学教育演習」においては、指導教員が行う講演や講義などに院生が同行して授業・講義計画の立案・実施に当たりました。

「助産学特論」においては、助産学の専門教育として参加型・グループワーク・プレゼンテーションを中心とした協働(共同)学修を行いました。

「助産学教育特論」及び「助産学教育演習」においては、出産準備教育(母親学級)における教育指導として演習施設に出向き、母親学級の企画・運営を学修します。また、学内においてリハーサルを行い、体験演習を実施した後、臨床指導者及び臨床の管理者として受け入れている助産演習について、教育体験を通しながら再考しています。分娩介助実習の引率をティーチングアシスタントとして担当教員と赴き、学生の教育について探究しています。

「研究演習」においては、EBPM(Evidence Based Practical Midwifery)に基づき、臨床課題に取り組み、文献検討、研究計画書の作成を行っています。この学修訓練を経て修士論文のリサーチクエスチョン(Research Question: RQ)を明らかにしており、段階的に修士論文に取り組み工夫を行っています。

平成 28 年 4 月から開始した品川区との連携事業として、教員・大学院生を中心とした「産後ケア事業」を開設し研究的視点をもって高度な助産実践能力の探究とその実践を図り、官学連携を実施しながら産後ケアの質の向上を図っています。平成 30 年 4 月からは産後ケア研究センターを開設し行政との連携の実際や実践を研究センターにおける演習や取り組みを通して院生も学修しています。教室における教授法だけでなく、事前課題の学習やプレゼンテーション及び討論など、また臨地における演習などを通して学習効果が得られてきています。

課題についてパワーポイントにまとめプレゼンテーションや討論による学びを積み重ねており、これを自身のポートフォリオとして学習段階の可視化を推奨し学びの蓄積を通してリフレクションしています。また討議内容をホワイトボードに記載して可視化していくことをしています。これにはトニー・ブザンが提唱したマインドマップ、自分の考えを絵で整理する表現方法を活用しています。学生からはわかりやすく思考を明らかにしやすいという評価が得られています。

4) 感染制御学領域、周手術医療安全学領域及び滅菌供給管理学領域

「感染制御学特論Ⅰ」においては、臨床現場の感染制御活動を深めるために主に基盤となる感染症の医学的知識や消毒薬基礎知識そして洗浄・滅菌の原理についてオムニバス形式で講義します。併せて、現代の課題に則した最新情報やエビデンスを解します。

「感染制御学特論Ⅱ」では、主に微生物実習を通じて感染症の原因となる微生物を理解することを目的としています。また、研究に必要な微生物実験の基礎知識と手技を学び、細菌の培養、グラム染色、顕微鏡観察を実践します。手指消毒前後の微生物や環境

に存在する微生物を採取し培養後、菌量測定法や評価について学びます。

「感染制御マネジメント学特論」、専門職としての医療従事者に必要な諸概念及び感染制御実践上における各種の課題について、急性期病院だけではなく老健施設等での感染制御と感染制御担当者の役割、それぞれの課題を院生とともに共有しながら、知見を深めていきます。

「感染制御学研究特論Ⅰ～Ⅳ」定期的に院生各自の研究進捗を発表することで、研究内容に関する指導は元よりプレゼンテーション能力を養う機会にもなっています。

5) 医療栄養学領域

「総合人間栄養学特論」は、2人の教員によるオムニバス授業を其々の専門的な立場から行い、栄養を専門としない院生にも興味を持っていただくよう、臨床現場に役立つと思われる臨床栄養関連の研究の内容に焦点を絞って授業を行っています。また、摂食嚥下のメカニズムを理解し、食事の形態との関連を深く学んでいただけるよう嚥下食を使った実習も行いました。

「臨床栄養学特論」「ライフステージ栄養学特論」「公衆栄養学特論」などの専門科目では英語の論文を教材にして、論文の組み立て方や解析方法・まとめ方など、研究論文のPECO(Patient、ExposureまたはIntervention、Comparison、Outcome)についての授業を行っています。

「臨床栄養学特論」では、臨床現場において、栄養管理のリーダーとして活躍できる人材の養成のために、①疾病及び栄養障害に至った病態を理解できること、②科学的根拠をもとにした、適切な栄養管理を提案できること、③チーム医療において栄養管理の専門性を十分に発揮できる知識を修得できること、を達成目標としました。

また病態ごとに栄養管理の基本的理論を修得させ、適正な栄養管理法について実践体系を構築し、理論展開を図ることとしました。そして臨床現場における栄養管理を多角的な視点を持ちながら(multimodal approach)、多職種との連携を活用した栄養介入(multidisciplinary care)により解決する技術を身につけるようにしています。

「ライフステージ栄養学特論演習」「公衆栄養学特論演習」を廃止し、それぞれ「ライフステージ栄養学特論」「公衆栄養学特論」の中に演習形式を取り入れ「特論」の充実を図るようにしました。

「公衆栄養学特論」では、栄養疫学の研究デザインの基礎的事項を復習しつつ、さらなる理解を深めることを重視した授業展開を図りました。最新の栄養疫学のエビデンス構築に関わる英文論文をともに読みながら、論文読解のポイントや栄養疫学研究を読み解く際の注意事項を栄養疫学的、また、統計学的な視点をもとに教授するよう心がけています。また、実践的な研究成果の記述能力や発表能力も身に付けることができるよう、院生の積極的発言や発表能力の向上につながる課題などを設けるようにしました。

「生体防御機能論」では、従来行っていた進化医学の視点や感染・免疫からの様々な疾患の講義に加えて、受講者の実務を行う中で抱えている疑問を出してもらい、それについて生体防御の面からの解説を行うように努めました。

研究指導に関しては、年に3回、領域内で中間報告会を開催し、各院生の研究の進捗状況を確認しています。領域内全体でディスカッションを行うことで、院生が自ら足りない点などを把握することができると同時に、繰り返しプレゼンテーションをすること

で、その技術の習熟につながると考えています。

「総合人間栄養学特論」においては、各教員から出された課題をレポート形式でまとめるとともに授業の感想や要望などを付記させて専門の異なる院生がどのくらい興味を持ったか、今後役に立てることができるかについて意見を求めています。また、研究指導における、研究成果の解析、まとめ、プレゼンテーションなどのスキルの修得については、領域内の中間報告会において実践させ、確認しています。また、できる限り全員に全国レベルの臨床栄養関連の学会で発表するよう指導しています。

「臨床消化器特論」では学会に院生を引率し、最近のトピックス及び学会発表・講演を学ぶ機会としました。

6) 医療保健情報学領域

教育内容の修正・改善活動は、大学院生からのヒアリングならびに授業評価アンケートの結果に基づいて、各科目の担当教員との話し合いで PDCA サイクルを回しながら進めています。特にサイクルの「Check(点検・評価)」においては、なるべく定量化された指標に基づいて実施する予定です。利用する指標については授業評価アンケートの内容を含めて担当教員と協議します。

○各領域の取り組み状況及び課題等について検証

1) 看護マネジメント学領域

平成 25 年度より実施している「研究演習Ⅰ」における文献探索と研究計画立案活動、及び新規に導入した「研究演習Ⅱ」における研究進捗報告会は、より質の高い研究を期間内に実施していくことに効果的であると評価しており、引き続き実施していくこととします。一方、修了後に原著としての論文公開が少ない状況が続いていますが、学会発表にとどまらず論文発表を行うよう引き続き指導を行うとともに、学内紀要への投稿を促進していくこととします。規定の 2 年で修了しなかった院生が複数あることについては、看護マネジメント研究会における修士課程修了生との共同研究や意見交換等により院生の仕事と学業(研究活動)の両立の支援を図るとともに、受験前の個別相談を充実させ、事前に準備を整えて入学することができるようにします。

また、2 年間という限られた期間の中で、マネジメントの基本理論を学びつつ自己の設定課題について研究を進めるため令和元年度にカリキュラム変更を予定しています。

2) 看護実践開発学領域

次年度は新カリキュラムに移行します。本年度は、医療保健学研究科全体でカリキュラムの見直しが行われ、看護実践開発学に位置づけられていた「教育」に関する科目は研究科全体の選択科目として位置づくこととなりました。特論ⅠとⅡは必修科目となり、担当教員の変更があることから、従来とおり、学生の学習の連続性を図っていくための工夫(各科目の教授内容と学生の到達度の共有)により質の改善を図ってまいります。

3) 助産学領域

ポートフォリオや討議内容をマインドマップ方式で学習の段階を可視化することにより情報の整理、整理法、記憶力、直観力、集中力、人を察する力を身につけることができるとされ授業に活用して理解の段階を明らかにしています。学生からはわかりやすく、思考を明らかにしやすいという評価を得ています。

4) 感染制御学領域、滅菌供給管理学領域、周手術医療安全学領域

感染制御学領域は、感染制御の携わる医療従事者だけでなく企業人なども対象としており、多彩な背景を持つ院生が入学してきます。中には既に基礎的実験研究の素養を持つ者もあれば、現場の経験が主で体系的に学んだ事のない初学者もいます。特に後者は、感染制御学の基本を学びつつ研究を進めることとなり、その両立が今後の課題です。

5) 医療栄養学領域

バックグラウンドが多彩な院生に対し、それぞれの研究にあるいは職場の業務に幅を持たせたりヒントになったりするよう様々な視点を加えることにしています。修士研究を学会で発表することや学会誌に投稿することを勧めていることから、医療栄養学領域の院生が学会発表を行い、研究データの整理を行いながら発表力のトレーニングとなるように指導するとともに、修士研究内容は関連学会誌へ投稿するように指導しています。

6) 医療保健情報学領域

令和元年度より新カリキュラムが開始する以降は、各科目の担当教員との連携をさらに深め、受講する大学院生からのヒアリングを実施して課題を具体的にするとともに、大学院生の状況ならびに社会情勢を見ながら、適宜教育内容の修正・改善等を行っていく予定です。

医療保健学研究科博士課程

○大学院課程における取り組み

1) 感染制御学・周手術医療安全学

本課程の大学院生は、すでに感染制御及び周手術における知識を有し、現場で指導的な立場にある者です。研究テーマは、感染制御学及び周手術医療安全学の世界的な課題に着目し、大学院生が注目しかつ実行可能なテーマを絞り込んだ上で、主体的に研究を進められるようサポートしています。

本課程では、博士論文が認められることを教育成果としています。博士論文を認める条件として、博士論文研究に関する査読付き論文(日本語可)を最低1本投稿していることを課しています。また、研究の進捗は学内での発表で表明され評価を受けることとしており、これを繰り返し行うプロセスにより、各院生の課題のとらえ方、論理的思考、概念化能力、そしてプレゼンテーション能力等を評価し、総合的に学位授与に相当するか判断しています。

2) 看護学

看護学博士課程では、医療保健学研究科専任教員の中で博士課程の指導を行う教員を選出し、教育指導を行っています。研究指導は、指導教員の個別指導が主となりますが、年に3回博士課程研究報告会を実施し、博士課程在籍学生及び指導教員が集まってディスカッションを行うことにより、幅広い視点で研究課題を考える機会となっています。また、博士論文研究の質を担保することを目的として、研究計画審査を行っています。研究計画審査では、研究テーマに関連する副論文の提出を義務付けており、研究計画内容について博士課程専任教員が合議で審査を行います。また博士論文の審査会は、主査(1名)、学内審査委員(2名)、学外審査委員(1名)の4名で実施しています。主指導教員は、審査委員とはならず、オブザーバーとして審査会に参加することとしています。

看護学博士課程では、「学位授与の方針」に基づき、学位の授与（博士認定）を適切に行っています。博士課程の指導は、指導教員との個別指導が主となってしまいがちですが、複数の教員で研究指導を行うことで質を担保しています。現在、看護学博士課程の学位授与は1名に留まっていますが、研究計画が遅れている学生の状況を把握し、専任教員全体で指導体制を検討していく予定としています。

OPDCA(Plan：計画、Do：実施・実行、Check：点検・評価、Act：改善)サイクル

1) 感染制御学・周手術医療安全学

仕事との両立を図っている院生であることと、主体的な研究推進を求めていることで研究が滞らないよう、担当教員は全体のマネジメントをしながら、意識的に関わるよう努めています。

2) 看護学

特別講義では、専任教員による講義とともに英文原著論文の講読を行っています。少人数でディスカッションを主とした講義形式を行っています。研究演習においては、前述の通り年3回の研究報告会を実施し、研究経過を発表しディスカッションする機会を大事にしています。

○大学院の取り組み状況及び課題等について検証

1) 感染制御学・周手術医療安全学

主体的な研究推進を求めているがゆえに、研究が滞りがちになることがしばしば起こります。これらの調整は指導教員に負うところですが、院生のモチベーションを維持し、よりよい研究環境を整えることは今後の課題であります。

2) 看護学

社会人学生として、本務と両立させながら研究を行い、学位論文作成に取り組むことには多くの困難が伴うため、3年間で修了できない学生が増えてきています。

一つの原因として、指導教員による個別指導の場合、教員業務の忙しさなどから時期をずらしてしまい、進行が遅れていってしまうことがありました。そのため、学生一人ひとりテーマは異なりますが、初年度は研究力向上のための集団指導を充実させ、学生同士でのディスカッション機会も担保することにより、忙しい時期でも研究に取り組み、3年での修了を目指していくことを支援していく予定としています。

看護学研究科修士課程

看護学研究科修士課程においては、教育理念・目的に基づき「高度化・先進化・複雑化する医療保健を効果的、効率的に円滑に進めていくためのタスクシフト、タスクシェアリング、スキルミックスに対応できる看護師及び助産師の養成に取り組むとともに、国立病院機構東京医療センター、災害医療センター、東京病院等と臨床教授会を年2回開催して綿密な指導についての情報交換等を行い、救急医療やリスクの高い患者を対象にしたクリティカル領域で省令に定める「特定行為」も実施できる、より高度な実践能力を備えた看護師の育成及び産科医療を支えると同時に「性と生殖のキーパーソン」としての役割を果たすことができる高度な専門技術能力も備えた助産師の育成に取り組んでいます。

保健師助産師看護師法の一部改正(27.10.1 施行)及び「特定行為研修省令」の公布(27.3.13)・施行(27.10.1)に伴い、看護学研究科看護学専攻高度実践看護コースにおいては、平成27年10月1日付で「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関として厚生労働大臣から認定を受けました。

このことにより、高度実践看護コースにおいては、特定行為研修の実施を統括管理するため、研究科長をはじめとする有識者9名をもって構成する特定行為研修管理委員会を設置し、既にコースを修了したものに対し特定行為研修に関する事項の審議を行い、特定行為研修の免除認定を行った後、修了証を授与しました。また、平成28年4月からは特定行為研修指定研修機関として指定後初の新入生を受け入れ、修了認定を行いました。平成31年3月末までの修了認定者は152名となっています。

なお、看護学の発展・進化及び看護の更なる質向上を目指すためには研究マインドを持って看護学の基礎教育に係わることができる人材の育成が喫緊の課題であることから、平成26年度から新たに、修士課程に看護科学コース及び博士課程に看護学専攻を設置し、看護の実践現場と連携を図りながら、大学での看護学教育に関わることができる教育者の育成を行っています。

また、看護学研究科においては、医療保健に対する社会・時代のニーズに実践的に対応できる高度実践看護師及び高度実践助産師を育成するため、国立病院機構東京医療センター及び災害医療センター等を主たる実習施設として連携・協力を強化し、教育環境(カリキュラム、教員の質、施設設備等)の充実に努めています。

1) 高度実践看護コース

- ・ 高度実践看護コースでは「臨床の現場(主としてクリティカル領域)での多様な状況に対応するために、チーム医療として患者の『いのち』の一番近くで、高度な専門知識を活用した総合的な判断により、医療的介入にも対応可能な実践ができる自律した看護師」の育成を目指しています。クリティカル領域における高度実践看護師には、救急患者、周術期患者、ハイリスク患者を対象に、安心・安全な医療を医師との連携・協働の下に適時に効果的に提供できる能力が求められます。そのために、クリティカル領域における高度な看護実践能力として「クリティカル領域における看護実践能力」「状況を総合的に判断(診察・包括的健康アセスメント)できる能力」「状況に対応した治療を実践できる能力」が第一義に求められます。これらの実践を行うにあたり、患者の安心・安全を常に考え、診療看護師・特定看護師としての能力の限界を認識する「倫理的意思決定能力」「医療従事者との協働・ネットワーク推進能力」が求められます。さらに、高度看護

実践者として看護職の教育等にリーダーシップを発揮することができる「トップマネジメント能力」「研究開発能力」が必要です(図 4-2 参照)。

- ・ 教育内容としては、高度実践看護師の役割・機能を認識し専門職としての倫理観を基盤に、医療従事者と協働の下に健康状態を判断し、その対処が実践できる内容、教育的・経営的な観点からのトップマネジメントに関する内容、自己の実践に関する課題を追究し新たな知を創出する研究開発に関する内容、診療看護師(NP)に関する国際的な見識を深めるために必要な能力等を養う内容で構成しています。
- ・ 臨床現場で患者に医療を提供するためには、高度実践看護師の役割と実践内容、人体構造と機能→疾病・診察・診断・フィジカルアセスメント→臨床推論→治療(薬剤治療ほか)の教育内容が必要であり、学習者が系統立てて理解できるようにするために、学習の順序性にも配慮しています。また、病院実習ではクリティカル領域で必要とされるアセスメント・検査・治療の方法を修得し多様な医療ニーズに対応できる実践能力を養うため、医師臨床研修医制度に基づく初期臨床研修(救命救急センター)のプログラムを活用し実施しています。

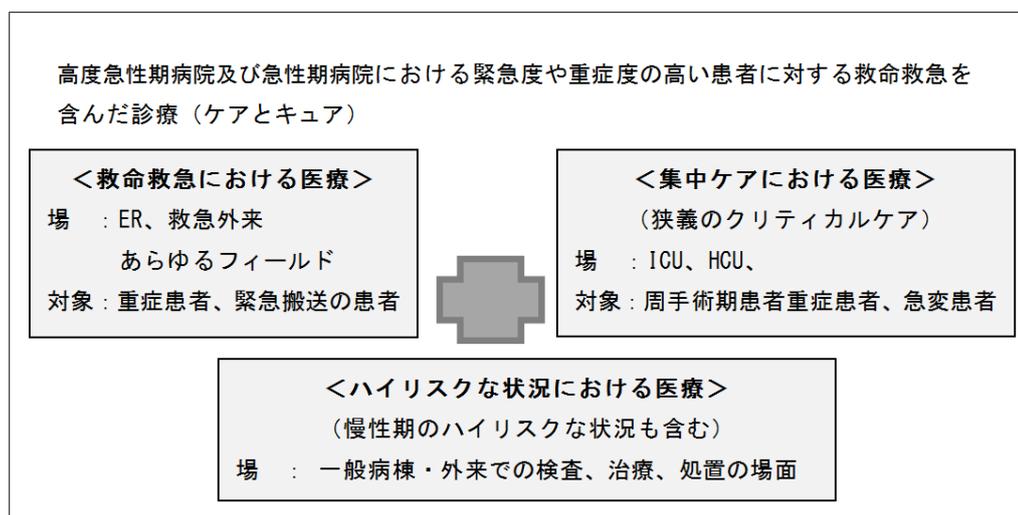


図 4-2 【診療看護師(NP)が活躍するクリティカル領域の考え方】

- ・ 高度実践看護コースのカリキュラムは、指定行為に係る指定研修機関として、厚生労働大臣より 21 区分の特定行為全てが認められています。なお、本学における特定行為研修は、大学院の課程として実施されるものであり、その目標、内容、時間数、方法及び評価は、「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」に基づいています。

2) 高度実践助産コース

- ・ 高度実践助産コースにおいては、21 世紀の助産師の養成教育を目指し、研究マインド、研究手法の基本を修得し、エビデンスに基づく助産実践(Evidence Based Practice in Midwifery :EBPM)の展開ができる能力を備えた助産師の養成及びウィメンズヘルス全般にわたる幅広い分野を自律的に支援できる助産師の養成を図るとともに、現場における継続教育を担える助産師の育成、管理者・指導者としての基本的なスキルを備えた助産師を育成するための教育課程を編成しています。

- ・ 妊産褥婦・胎児・新生児の正常な状態の判断と対象のニーズに沿ったケア、これらを自律して行うためには助産診断力と助産診断技術力の強化が必要であり、助産臨床推論力の強化、超音波検査法の修得と評価能力の強化、産科危機的状況下では医師と協力し適切に対応できる緊急時の実践能力の強化を図っています。また、妊娠・出産を医療の視点で管理する医学モデルに対して女性の産む力を尊重した非介入的な助産モデルにおける助産実践力を高めるため「地域助産活動論」「助産診断技術学特論」において、東洋医学、助産の代替ケア、様々な出産スタイルに対応できる助産ケアを実践できる能力を育成しています。
- ・ 「助産学基礎実習」「助産実践力開発実習」においては、助産師免許取得に必要な基礎的知識や技術の習得を段階的に図っています。また「助産実践力発展実習」ではハイリスク実習を行い、ハイリスクな状態にある妊婦や新生児・乳児を持つ親へのケアや支援、施設内外の他職種との連携・協働できる実践力と調整力を育成しています。会陰縫合については学内で講義・演習を行った後、実習施設で医師の指導の下に見学実習を行っています。
- ・ 「地域助産学実習」では、地域において助産院が医療システムの中で果たす役割を地域母子保健、地域連携医療の観点から学ぶとともに、女性のニーズに応じて自然な出産(Women-centered care)を実現するために必要な助産技術、女性と家族に対する支援、正常範囲を見極め医療連携する助産診断能力を育成しています。
- ・ 現状の医療システムを変革できる能力を育成するためには、EBPM を実行できる力の育成、助産実践の現状を分析できる研究能力、得られたエビデンスを導入し医療現場を変革できる能力が重要です。そのため「EBPM 探究論」では、エビデンスの必要性、エビデンスを探す力、つくる力、使う力の修得を支援し「研究特論」では助産学研究の基礎を教授しています。これらを踏まえた上で、各自の研究テーマを発展させ「課題研究」へとつなげ研究論文を作成するための研究指導を行っています。コースの他の講義科目でも医療現場で慣例化されている助産実践・ケアに疑問を持ち、それを意識化し言語化できる力を養っています。さらに現場の問題を明確にした上で、それを解決できる力、そして得られたエビデンスを医療現場に導入するための経済的・人的・時間的資源の活用等について学べるような教育方法を用いて講義・演習を行っています。
- ・ これからの助産師には新たな挑戦への勇気や経営的な視点、またチーム医療を推進するマネジメント能力等幅広い能力が求められています。さらに後に続く助産師を教育し、エビデンスに基づいて現状を変革していくためには、助産師個々人がリーダーシップを発揮することが必要です。そのため、コース科目では一斉教授法だけではなくグループ学習法や事例やテーマについての討論等、リーダーシップに必要な力を育成するための方法を用いて授業を進めています。
- ・ なお、高度実践助産コースの「助産師免許取得プログラム」は助産師国家試験において開設以来 100%の合格率を維持しています。

3) 看護科学コース

- ・ 看護科学コースにおいては、看護学の発展・進化及び看護の質向上に寄与することができる研究能力及び教育能力、高度実践現場における看護マネジメント能力の養成を主眼としており、看護基礎教育において看護の対象であるヒト、人、人間を理解するため

に必須とされる看護の基盤となる学問領域に関する教育研究能力を持った人材を育成するため「看護基盤科学」「臨床看護学」及び「応用看護学」領域に関する教育課程を編成しています。

- ・ 看護学を科学的な視点から探究することにより、エビデンスを蓄積しそれらのエビデンスを看護実践にまで発展させることができる資質(Evidence-Based-Nursing)を涵養し、社会のニーズ、時代のニーズに的確に対応できる教育研究能力を持った人材を育成しています。具体的には、看護基礎教育において、各専門領域の教育(講義・演習・臨地実習指導)ができる教育研究能力、看護の対象を理解するための基盤となる学問領域(看護基盤科学)に関する教育研究能力、看護科学のスキルをベースに地域社会の保健ニーズに対応できる実践的な教育研究能力という3つの能力の育成に努めています。

看護学研究科博士課程

博士課程においては、看護学の発展・進化及び看護の質向上に寄与することができる研究能力及び教育能力の養成を主眼としており、看護の対象であるヒト、人、人間を科学的に捉え、その発達段階に応じた看護学の各専門領域に関する研究教育能力を持った人材を育成するための「成育看護学領域」、看護科学をベースに地域社会の保健ニーズに柔軟に対応できる研究教育能力を持った人材を育成するための「地域環境保健学領域」に関する教育課程を編成しています。具体的には、

- ア) 看護対象であるヒト・人・人間を科学的な視点から捉えその発達段階に応じた各専門領域における課題解決に向けた研究教育能力、
 - イ) 看護科学をベースに地域社会の保健ニーズに対応できる実践的な研究教育能力、
- という2つの能力の育成に努めています(資料4-8)。

【今後における課題等】

これまで述べてきた、本学の各学部学科・研究科等の取り組みについて、平成30年度に受審した大学評価(認証評価)結果においては、次のとおり、長所と改善課題について提言を頂いており、今後提言に沿って改善課題に取り組んでまいります。

<提言>

長所

- 1) 医療保健学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、優れたチーム医療人の育成を図るために、1年次から4年次にかけて「医療のコラボレーション教育」の科目群を設置し、所属する学科以外の専門職に関する知識等の修得に加え、「キャリア教育Ⅰ」及び「協働実践演習」では、看護学科、医療栄養学科、医療情報学科の学生を混成したクラスを編成し、グループディスカッションやグループワークなどを行っている。これらの取り組みによって、医療のさまざまな専門職と協働する際の視点の相違や難しさを体験するなど、学科個別の教育では得られない学習を通じて、医療現場でチームケアを実践できる人材を育成しており、アンケート結果等において在学生のみならず卒業生からも高い満足度を得ていることは評価できる。

改善課題

- 1) 医療保健学研究科修士課程では、学位授与方針を授与する学位ごとに設定していない、また、同博士課程では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定していないため、改善が求められる。
- 2) 看護学研究科修士課程の高度実践看護コース及び高度実践助産コース（助産師免許取得プログラム）では、課題研究の審査基準をあらかじめ学生に明示していないため、改善が求められる。
- 3) 医療保健学研究科及び看護学研究科では、学位論文の発表会や履修科目修了後の最終試験等を通じて学習成果を把握・評価するとしているものの、これらの結果から学位授与方針に示した学習成果を測定するための指標の設定には至っていないため、学習成果を適切に把握・評価するよう改善が求められる。

第5章 学生の受け入れ

中期目標

- (1) 本学の理念・目的及びそれに基づく「入学者受け入れの方針」について、社会への周知に努めるとともに、時代の要請を把握しそれを踏まえて、同方針について不断の見直し・改善を図る。
- (2) 入学者選抜試験は公正かつ適切に実施する。
- (3) 入学定員及び収容定員の適正な管理に努める。
- (4) 学生募集に係る広報活動の充実を図る。
- (5) 本学の国際化を図り国際的通用性の高い教育研究を推進するため、留学生・研究生の受け入れを積極的に行う。

中期計画

【10】本学の理念・目的及びそれに基づく「入学者受け入れの方針」について学生募集要項等に明示し本学ウェブサイト公表するとともに、進学ガイダンス及びオープンキャンパス等において説明するなど社会への周知を図る。

また、高大接続システム改革が要請されており、これに伴い学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受け入れの方針において、学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）に関し、入学希望者に求める能力の適切な判定ができる入学者選抜の改善を図る。

取り組み状況及び課題等

1) 本学は、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することの出来る人材の育成を目的としており、学生の受け入れにあたっては、学部学科・大学院ともこれらの理念・目的及び「入学者受け入れの方針」を明記しています（資料5-1）。

「入学者受け入れの方針」については、学生募集要項に明示するとともに本学ウェブサイトにおいても公表しています。「入学者受け入れの方針」の基幹となる各学部学科の理念・目的については、平成31年度から大学及び学部案内にもその内容を掲載することとし、受験生及び関係者等にもより周知を図ってまいります。

2) 入学者受け入れの方針について

- ・「入学者受け入れの方針」については、従来から記載している「求める学生像」や「高等学校段階において履修しておくことが望ましい科目」等に加え、平成28年度からは、各種の入学者選抜試験において学力の3要素のどのような点を評価するかを明記し、受験生の特性や能力によって、多様な入学者選抜が実施できることを周知しています。
- ・平成30年度においては、医療保健学部医療情報学科にて新たに「資格保有型A0入試」を実施したことに伴い、同学科の「入学者受け入れの方針」を一部改正しました。
- ・また、医療保健学部看護学科ではカリキュラム改訂や「学位授与の方針」と卒業時到達

目標の明文化を踏まえ、育成すべき学生像を念頭に、求める学生像についてもより具体的に明示するために「入学者受け入れの方針」の内容、表記の一部改正を行い、平成 31 年 4 月より公表、施行することとしました。

- 3) 研究科においては、大学院の理念・目的を達成しうる人材の育成を図るため、課程ごとに適切に学生の受け入れ方針を定めるとともに、ホームページに学生募集要項を掲載することを通じて方針を公表しています。しかし、これについては大学評価(認証評価)結果において、学生の受け入れ方針を常時ホームページに掲載して公表することが望まれるとの指摘を頂いたところであり掲載に向けて取り組んでまいります。

【平成 31 年度以降における検討課題】

現在「高大接続システム改革」に基づく入学者の受け入れ方法について、本学の最大の課題として検討していくこととしています。

同改革で求められている英語の外部試験の利用や、4 技能(英語の 4 技能：聞く、話す、読む、書く)評価の方法、一般入試における記述式問題の導入の可否、学校推薦型入試(現推薦入試)、総合型入試(現 A0 入試)への対応など、全学組織であるアドミッション委員会の中で早急に検討を進めてまいります。

これに関連し、文部科学省から「平成 31 年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」(平成 30 年 6 月 4 日)として通知されているとおり、同要項の「第 7 学力検査実施教科・科目、試験方法等の決定・発表」の 3 項に「個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2 年程度前には予告・公表する。なお、その他の変更についても、入学者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める」とされており、本学としては、2021 年度の大学入学者選抜より「大学入学共通テスト」が実施されることから、その対応について協議・検討し可能な限り早期の公表に努めてまいります。

中期計画

【11】入学者選抜試験の実施内容について、学部・研究科等の特色・特徴等を踏まえた改善・充実を図る。

- ・入学者選抜試験問題について、「入学者受け入れの方針」に基づき適切に作成することとし、試験問題にミス等が生じないようにチェック体制を徹底する。
- ・入学者選抜試験会場において、入試実施上の注意事項の徹底を図るとともに、試験監督を厳正に行うなど入学者選抜試験を公正かつ適切に実施する。
- ・入学者選抜試験関係業務を適切に実施する。

取り組み状況及び課題等

- 1) 入学者選抜試験においては、学部学科の特性、特徴を踏まえた多様な入学者選抜試験を実施し都度改善に努めています。平成 31 年度入学者選抜試験においては、以下の点の改正を実施しました。
- ・医療保健学部医療情報学科の A0 入試の定員枠を年間通算での定員設定とし、A0 入試の定員を 30 名から 40 名に増員しました(P61 表参照)。これに伴い、同学科の A0 入試を 11 月にも実施することとし、8 月から翌年 3 月まで延べ 6 回の A0 入試を行いました。

- ・また、高等学校の課程で IT パスポートや基本情報技術者試験等の資格を取得している商業高校、実業高校などの生徒を新たなターゲットに「資格保有型 A0 入試」を創設し、より多様な入学者の受け入れを行うべく取り組みました。「資格保有型 A0 入試」は 10 月、11 月に A0 入試と同時並行で実施しました。

入試区分	入試実施日	31 年度募集定員	30 年度募集定員
8 月 A0 入試	30 年 8 月 11 日(土)	40 名	10 名
9 月 A0 入試	30 年 9 月 9 日(日)		5 名
10 月 A0 入試 資格保有型 A0 入試【新設】	30 年 10 月 7 日(日)		8 名
11 月 A0 入試【新設】 資格保有型 A0 入試【新設】	30 年 11 月 11 日(日)		-
12 月 A0 入試	30 年 12 月 16 日(日)		5 名
3 月 A0 入試	31 年 3 月 2 日(土)		2 名

- ・和歌山看護学部看護学科においては、学部スローガンでもある「地学地就」に基づき、県内各地からの入学者を確保するとともに、卒業後はその地域への就職を推進することを目的として、公募制推薦入試制度の中に「地域枠」を設け、エリアを定めた学生募集も推進しました。具体的には、紀北・紀中・紀南のそれぞれのエリアで計 26 校を制定し、これらの高校から専願制の「地域枠公募制推薦入試制度」として定員 8 名での学生募集を行いました。これに伴い、指定校推薦入試の募集定員を 30 名から 25 名に減員しました(下表)。

入試区分	入試実施日	31 年度募集定員	30 年度募集定員
(一般) 公募制推薦入試	30 年 11 月 18 日(日)	10 名	13 名
地域枠公募制推薦入試【新設】		8 名	-
指定校推薦入試		25 名	30 名

- 2) 入学者選抜試験問題については、試験問題にミス等が生じないように以下のような問題作成、チェック体制を実施しています。
- ・一般入試問題の作成にあたって、年度当初に各科目原則 3 名(科目により 2 名~4 名)の問題作成委員を選定し、学長より作問を委嘱しています。問題作成委員のうち 1 名については、該当科目の作問・査読責任者として作問者間のとりまとめ、問題作成委員間での協議・打合せの開催、作成問題の編成、1 次的な問題の確認・査読を行っています。このような形で作問を行ったのちに、外部の第三者機関に査読・問題チェックを委託し、各科目について 3 名ずつその業務にあたります。外部機関から指摘があった内容については問題作成委員の作問・査読責任者を通じて問題作成委員にフィードバックし、指摘事項について検討、修正・補正を問題作成委員間で行います。

・A0 入試、推薦入試等の小論文、課題論文、総合問題について、学部ごとに形態や内容の異なる入試を実施しているため、それぞれの学部学科において選抜された入試担当委員会の委員が確認、チェックしたうえで、各学科長が最終確認を実施しています。

3) 入学者選抜試験の実施にあたっては、各学部学科の入試担当委員と入試広報部が中心となり、学部学科ごとに監督者説明会、事務職員説明会、監督者・事務職員合同の説明会を実施し、入試業務に際しての注意事項、留意事項の徹底を図るとともに、全教職員の協力のもと入試業務の適切かつ公正な実施に努力しています。

4) 研究科においては、学位授与方針に合致した学びを修めうる知識と人間性を有する人材の育成を図るため、学力試験と面接、書類審査、論文(医療保健学研究科博士課程のみ)による入学試験を実施しています。

また、大学院の入学試験については、研究科ごとに実施しており、選抜方法、日程等については学部長等会議及び大学経営会議において審議・決定しています。

中期計画

【12】学部・研究科等の入学定員に基づき、適切な入学者数を受け入れるとともに収容定員の適正な管理に努める。

取り組み状況及び課題等

1) 本学は、毎年度入学定員に基づいて、適切な入学者数を受け入れることとしています。

平成 30 年度においては、医療保健学部医療情報学科の入学者が表に示すとおり、募集定員を下回ったことから、医療保健学部全体の募集定員に対する入学者数比率が 0.99 となり、収容定員に対する在籍学生数比率についても 0.97 となりました。

後述するように、医療情報学科の募集活動の強化を図ったことにより、平成 31 年度の入学者数は 70 名と増加しました。引き続き、募集定員の確保、医療保健学部全体の収容定員の確保に向けて努力してまいります。

東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部については、それぞれ適切な入学者を確保しており、募集定員に対する比率や収容定員に対する比率も適正な数値となっています。このため、全学部を合わせた募集定員に対する入学者数や収容定員に対する在籍学生数も適正なレベルの学生数となっています。

平成 30 年度の募集定員に対する学部入学者数比率

30.5.1 現在

学 部	学 科	募集定員	入学者数	募集定員に対する入学者数比率
医療保健学部	看護学科	100	122	1.22
	医療栄養学科	100	106	1.06
	医療情報学科	80	51	0.63
医療保健学部 合計		280	279	0.99
東が丘・立川看護学部	看護学科	200	214	1.07
千葉看護学部	看護学科	100	107	1.07
和歌山看護学部	看護学科	90	104	1.15
学部合計		670	704	1.05

平成 30 年度の収容定員に対する学部在籍学生数比率

30.5.1 現在

学 部	学 科	収容定員	在籍学生数	収容定員に対する在籍学生数比率
医療保健学部	看護学科	400	467	1.16
	医療栄養学科	400	413	1.03
	医療情報学科	320	209	0.65
医療保健学部計		1,120	1,089	0.97
東が丘・立川看護学部	看護学科	800	852	1.06
千葉看護学部	看護学科	100	107	1.07
和歌山看護学部	看護学科	90	104	1.15
学部合計		2,120	2,152	1.01

- 2) 医療保健学部医療情報学科の学生募集については、ここ数年募集定員を下回る入学者数が続いており、このような状況を改善すべく、以下の方策を講じて募集定員の確保に向けて努力しています。
- ・平成 30 年度より医療情報学科の学生募集に特化した「学生募集部」を立上げ、これまでの活動を検証するとともに、新たな広報活動と募集活動を展開しています。具体的には、
 - a. 医療情報学科に対する「学びのイメージ」の創出とその浸透
 - b. 高大接続に向けた学びの特性の理解と評価
 - c. 18 歳の視点に立った情報発信と情報提供
 の 3 点を重要課題と位置づけて募集活動の強化を図っています。
 - ・中期計画【11】にも記載しましたように、医療情報学科の A0 入試制度の見直しを行い、より広い範囲のより多くの受験生が関心を抱き、チャレンジできる A0 入試の制度とし

ました。具体的には、一点は、A0入試の募集定員を入試日ごとの設定から、年間合計の人数とし受験生がフレキシブルに受験日を選定できるようにしました。また、これに合わせて募集定員を10名増やし、年間40名の定員としてより多くの学生の受け入れができる入試制度としました。もう一点は、これまであまり受験者層とは考えていなかった商業高校、実業高校、総合高校などを新たなマーケットと捉え「資格保有型A0入試」をスタートしました。こうした高校では教育課程の違いがあり、なかなか一般入試への受験は難しい点がありますが、一方で、その教育課程でITパスポート、基本情報技術者などのIT関連資格を取得しているケースも多く、そのような資格取得者にとって今まで想定していなかった医療分野を見据えて進学先、進路決定の機会を提供できることとなります。平成31年度の資格保有型A0入試では受験者が1名に留まりましたが、高校教員の関心は高いことから次年度以降も本入試による学生募集について注力してまいります。

- ・医療情報学科は、学科での学びが高校側(受験生)に十分に伝わりにくい点があることから、学生募集にあたっては、教員訪問、出張講義、各種イベントなど募集活動を継続的かつ効果的に行うことによって、医療情報学科の学びを受験生、高校側に理解してもらい、本学への進学に結びつけてもらえるように努めています。

平成30年度は、出張講義、講演会、ガイダンスなどを延べ100校で実施しました。

- ・また、平成30年10月からは世田谷キャンパスに「情報教育研究センター」を開設し、主として医療情報学科在学生の各種資格取得のサポートを、学習面及び申請手続き面の両面から行いました。医療情報学科と学生募集部が中核となり、学生支援センターと教務部とが連動した形で運営を行い、在学生の資格取得へのマインドを高揚させることをねらいとしていますが、学生募集の上でも資格取得や専門教育に重点をおいていることを周知、広報し、大学入学後のサポートの一つとして医療情報学科の学生募集に繋げてまいります。

- 3) 大学院医療保健学研究科及び看護学研究科については、平成30年度において、表に示すとおり看護学研究科が募集定員に対し入学者数比率が0.77となり、収容定員に対しても在籍学生数比率が0.83となりました。

なお、平成31年度においては、看護学研究科について募集活動の強化を図ったことにより、募集定員に対する入学者数比率が1.10の予定となっています。

平成 30 年度の募集定員に対する大学院入学者数比率

30.5.1 現在

研究科	専攻	募集定員	入学者数	募集定員に対する入学者数比率
医療保健学研究科	修士課程医療保健学専攻	25	29	1.16
医療保健学研究科	博士課程医療保健学専攻	4	5	1.25
看護学研究科	修士課程看護学専攻	30	23	0.77
看護学研究科	博士課程看護学専攻	2	2	1.00
研究科合計		61	59	0.96

平成 30 年度の収容定員に対する大学院在籍学生数比率

30.5.1 現在

研究科	専攻	収容定員	在籍学生数	収容定員に対する在籍学生数比率
医療保健学研究科	修士課程医療保健学専攻	50	68	1.36
医療保健学研究科	博士課程医療保健学専攻	12	19	1.58
看護学研究科	修士課程看護学専攻	60	50	0.83
看護学研究科	博士課程看護学専攻	6	8	1.33
研究科合計		128	145	1.13

- 4) このような本学の定員管理の取り組みに対し、平成 30 年度受審の大学評価（認証評価）結果の〈概評〉の③において『学生の定員管理については、各学部・学科において概ね適正である。ただし、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学科があるため、定員管理を徹底するよう是正されたい。一方で、2018（平成 30）年度より、定員管理に課題がある学科に特化した学生募集を行うために「学生募集部」を立ち上げ、新たな広報活動や募集活動の展開を開始しており、今後の成果が期待される。』との意見があり、以下のとおり提言を頂きました。

〈提言〉

是正勧告

- 1) 医療保健学部医療情報学科では、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.88、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.78 といずれも低いため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。

本学としては、これを真摯に受け止め、医療情報学科の学生確保に全力を傾注してまいります。なお、平成 31 年度入学者に係る募集活動では、平成 30 年度末で 80 名の募集定員に対し 70 名が入学予定となっています。

中期計画

【13】進学ガイダンス・オープンキャンパス・入試説明会等の内容の充実を図るとともに、その実施概要については本学ウェブサイト公表する等広報の充実を図る。

また、本学の認知度向上を図るため高等学校・塾等への広報活動を積極的に行うとともに大学案内及び大学紹介パンフレット等の記載内容の充実を図る。

取り組み状況及び課題等

1) 本学を志望する受験生や高校生を対象として、オープンキャンパス・入試説明会などのイベントを開催していますが、このようなイベントの開催については、大学案内等に年間イベントの日程を掲載するほか本学ホームページに開催案内、実施内容を随時掲載し社会一般や高校生・保護者に向けた周知を図っています。また、入試広報部及び学生募集部において、職員が本学の認知度の向上や学部学科の内容の周知を図り学生募集に結びつけるため、首都圏や関東近県の高等学校・塾等を定期的に訪問して、その際オープンキャンパス・ミニオープンキャンパス・入試説明会等のリーフレットやチラシ等を作成し、本学での開催イベントの広報に努めています（資料 5-2）。

2) 本学は、平成 30 年 4 月に千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設となったことにより、4 学部 6 キャンパスを有する大学となりオープンキャンパスは全ての学部・キャンパスにわたって延べ 7 日間実施しました。

オープンキャンパス以外にも各学部学科で独自の企画を行い学科見学会、学部説明会、推薦入試説明会などのイベントを実施し各学部学科の学生募集活動を推進しています。

3) 前述しました高等学校を中心とした学校・塾等への訪問は、本学の広報活動・募集活動の基幹をなすものであり、医療系大学としての特長、医療栄養学科・医療情報学科の学修内容や特色、首都圏の 3 看護学科の特徴や違いなど説明文書だけではなかなか理解を得にくい点もあるため、このような点を払拭するために高校訪問等による活動を中心に置いて募集活動を展開しています。

4) 広報媒体としては、大学全体を紹介する「総合案内」と各学部学科の特色・特徴を紹介する「学部案内」の 2 種類の冊子を作成しています。

平成 30 年度に発行した 2019 年版の大学案内では、「総合案内」は保護者向けを意識して、各種のデータをまとめたデータブック的な要素を取り入れるとともに、文字量を少なくして各学部・学科のエッセンスを伝える内容としています。一方、「学部案内」は高校生・受験生が親しみを持てるように、学生の登場するページを多くし、キャンパスライフやサークル活動なども取り上げる内容としています。

そして、首都圏に医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部と 3 つの看護学部があることから、それぞれの違いや特徴をまとめたリーフレットも作成し、高校生・保護者への周知を行うように努めています。

なお、平成 30 年度から本学公式 SNS を始動しており、大学の魅力を紹介するツールとして活用でき、受験生等にインスタグラム、ツイッター、フェイスブックにて情報発信しています。

中期計画

【14】海外からの留学生・研究生の受け入れを積極的に行うため、海外大学との交流協定の締結に取り組むとともに受け入れ環境（授業料等の経費について配慮を行う等）を整備し交流を推進する。

取り組み状況及び課題等

- 1) 将来的な海外からの留学生や研究生の受け入れを行うため「国際交流に関する基本方針」に基づき、本学の国際化に向けて環境整備や体制整備に努めてまいります。
平成 30 年度においては、昨年度に引き続き学部学生の希望者向けに、ハワイ大学やシャミナーデ大学での海外研修を実施するとともに（参加 29 名）、新たにグリフィス大学（オーストラリア）での海外研修もスタートさせ、19 名の学生が参加しました。
今後は 9 月のオーストラリア研修と 3 月のハワイ州 2 大学での研修を両輪として海外研修を推進してまいります。
- 2) また、近年では東南アジア諸国（ベトナム、タイ、インドネシア等）との交流の可能性が高まっていることから、将来的にはそうした国々の看護師育成についての高等教育の側面協力や留学生の受け入れなどを念頭に、国際交流の取り組みを推進してまいります。

第6章 教員・教員組織

中期目標

- (1) 本学の理念・目的を実現し、教育研究を円滑に実施するため、教育研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、熱意をもって、かつ真摯に教育研究に取り組む教員の配置を図る。
- (2) 教員の資質及び教育力の向上を図るため、教員のFD活動を積極的に推進し教員の資質向上のための取組方法や教員組織の改善を図る。
- (3) 教員の研究活動の振興と円滑化を促し、その研究成果の発表を行うため「東京医療保健大学紀要」を毎年度発刊する。
- (4) 教員の資質向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の教育研究活動等の評価を実施し処遇等に反映させる。

中期計画

- 【15】「教員組織の編成方針」に基づき、教育研究を円滑に実施するため、有効かつ適切な教員配置を図るとともに、教員に欠員等が生じた場合には原則公募により募集を行うこととし、採用・昇任等に当たっては教員選考規程及び教員選考基準に基づき公正かつ適切に行う。

取り組み状況及び課題等

本学の教員組織の編成に当たっては、本学の建学の精神及び理念・目的を達成するため「教員組織の編成方針」に基づき「教育研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、臨床現場の経験が豊富であり熱意を持って、かつ、真摯に教育研究に取り組む教員」を配置することとしており、「学部・学科・研究科においては、大学設置基準及び大学院設置基準に定める教員数を措置するとともに、学部・学科・研究科が求める教員像を踏まえ、医療系の大学として関係法令に基づき教育課程に相応しい教員組織を適切に編成・整備すること」としています（資料6-1）。

また、医療系の大学である本学においては優れたチーム医療人の育成を図ることとしていますが「臨床現場に強い」人材を育成する観点から、実習施設として連携する医療機関の臨床現場等において教育実習・臨床実習の指導等に当たってもらうため、保健・医療・介護等の分野において優れた見識・知識を有するとともに豊富な経験を有し教育上の能力があると認められる者について、大学経営会議で選考を行い「臨床教授・客員教授」等に任用しています。

具体的な編成においては、「教員選考規程」「教員選考基準」に基づき、学部・学科・研究科の主要な授業科目について、専任教員の役職のバランスや医療系（看護系等）の大学であるため女性比率が高い傾向にあり、また実習が多いため授業負担への配慮、年齢構成にも配慮した選考を行い適切な配置に努めています。

教員選考の手続きは、全学の人事委員会（学長を委員長とし、各学部長、各学科長、助産学専攻科長、各研究科長、大学経営会議室長、事務局長をもって組織）を設置し、教員の採用・昇任等に関する教員選考委員会を置くとともに「教員選考規程」及び「教

員選考基準」に基づいた同委員会の選考審査結果を受け、公正・厳正に審議を行った後、大学経営会議に提案しています。なお、教員に欠員が生じた場合は、原則公募により募集を行うこととしています（資料 6-2、6-3）。

今後 10 年に向けて本学の進むべき方向について検討し策定した「東京医療保健大学ビジョン」には、求められる教職員像、学部・研究科像も示されており、現在その具体化に向けた検討に着手しています。

しかし、このような取り組みについては、平成 30 年度受審の大学評価（認証評価）結果において、本学が定める「教員組織の編成方針」は、『いずれも定めている内容は「求める教員像」であり、教育課程に対する教員組織の編成の考え方を示したものではありません。今後は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた、各学部・研究科等の「教員組織の編成」に対する方針を定め、公表することが望まれる』との意見を頂いており、今後検討してまいります。

中期計画

【16】教員の FD 活動を積極的に推進する。

- ・ FD 活動の一環として、毎年度学生による授業評価、学修及び生活に関する実態調査を実施し、授業内容・方法の改善・充実及び教員の教育力の向上を図る。
- ・ 全教職員が一堂に会して、教員の事例発表及び意見交換を行う「東京医療保健大学を語る会」を毎年度開催し、学部・研究科における FD 活動の推進を図る。
- ・ 全学的な実施体制の下に、外部有識者の協力を得て、FD 活動の取組及び教員組織の適切性について自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて FD 活動の取組方法や教員組織の改善・充実を図る。またその状況について公表する。
- ・ FD 活動を通じ、教育の基本である 3 つの方針を対象としてその在り方及び内容を検討し教育研究活動の改善・充実を図っていく。

取り組み状況及び課題等

教員の資質向上、ひいては教員組織の改善・向上に資するため、FD 活動を推進すべく全学委員会を設置するとともに、各学部学科の「FD 委員会」において研修会等を企画しているほか、授業内容・方法の改善・充実及び教員の教育力の向上を図るため、開学当初から毎年度学生による授業評価を実施しています。なお、平成 30 年度より、全学 FD 委員会にオブザーバーとして学生代表に参画いただいております。学生の要望も踏まえて FD 活動に取り組んでいます（資料 6-4）。

学部学生及び大学院生による全授業科目の授業評価のアンケート結果については、学内各キャンパスに掲示するとともにウェブサイトにも公表しています。

アンケートの実施に当たって、講義・演習科目と実習・実験科目に関しそれぞれの授業形態の特性に応じて評価項目・評価方法の見直しを行い、授業における良い点及び改善されるべき点を抽出できるようにしています。

授業科目のアンケート結果は、授業の担当教員に渡し、教員はアンケート結果を踏まえて、授業において工夫を行っている点や今後授業の改善に取り組む点などのコメ

ントペーパーを学科長等に提出します。その上で、学科長は「授業評価結果に関する考察」としてまとめ、今後の授業への活用方法を示し、授業評価の集計結果とともに学内に掲示し、ホームページで公表しています。また、結果の公表により授業評価に対する理解・意識啓発、授業内容・方法の改善・充実がより一層進んでいくものと考えています（資料 6-5 <http://www.thcu.ac.jp/about/eduinfo/>）。

学部学科・研究科においては、FD 活動の一環として国内外の大学等から講師を招聘し、様々なテーマで講演会・研修会を開催しており、各教員においても外部機関開催による FD 研修会・セミナーへの参加、専門分野の学会への参加・発表等により FD 活動に積極的に取り組んでいます。しかし、教育関連テーマの講演会等への参加者が少ない状況であり、今後、全学的に教員組織の管理及び質保証の取り組みとして多くの教員が参加できるよう努めてまいります。

また、全学的な FD・SD 活動の一環として教育力の向上等に関するテーマに基づき全教職員が一堂に会し発表・意見交換を行う「東京医療保健大学を語る会」を、平成 20 年度から毎年度実施しています。

平成 30 年度の語る会は、昨年度、今後 10 年の本学の進むべき方向について検討し、これからも建学の精神及び教育理念・目的に基づき、特色ある教育・研究活動等を展開していくための“明るく夢と活力に満ちた「東京医療保健大学ビジョン」”を取りまとめたところであり、この実現に向けて具体的なアクションプラン（行動指針）について説明し意見交換を行いました。また、冒頭では、教職員からの強い要請により、理事長から『「グローバル人材」について考える』とのテーマで講話がありました。参加した教職員と理事長、学長の活発な意見交換が行われ、教職員は改めて本学の果たすべき使命・役割を認識する機会となりました。さらに、全学的な FD 活動の一環として、学士課程の 3 つの方針「学位授与の方針 (DP)」、「教育課程編成・実施の方針 (CP)」、「入学者受け入れの方針 (AP)」の適切性等を検証し高大接続の関連において求められるものに見直しを行ってまいります。

また、教員相互の資質向上を図るため、各学部学科において教員の授業参観による評価を行うピアレビューを行っており、現在、一部科目の授業公開を行っていますが、今後も授業公開を拡大することなどピアレビューの活用を推進してまいります。

なお、このような本学の FD 活動については、平成 30 年度の大学評価（認証評価）において、以下のとおり提言を頂きました。この提言に沿い、各研究科に FD 委員を配置し活動を開始しています（資料 6-6）。

< 提言 >

改善課題

- 1) 大学院として固有の FD 活動が行われていないため、組織的な取り組み、適切にこれを実施するよう改善が求められる。

中期計画

【17】毎年度発刊する「東京医療保健大学紀要」への論文の投稿を積極的に行うよう奨励する。また研究活動の質の向上を図るとともに紀要に対する社会からの信頼に応えるため、紀要の投稿論文について学内の教員による査読に加え、学外の有識者に査読を依頼し、その評価等を踏まえて投稿原稿の採否・修正の指示決定を行う。

取り組み状況及び課題等

本学専任教員の教育研究活動の振興と円滑化を促しその成果の発表のため、平成18年度から毎年度1回「東京医療保健大学紀要」を発刊しています。

紀要に掲載する原著論文及び研究報告論文等は、学内で投稿募集を行い、紀要委員会の審査を経た後に掲載しており質の充実を図っています。審査に当たっては、原著論文の内容によって適任の学外有識者に査読を依頼しています。

原著論文が紀要に掲載され発行されるまでの期間を短縮するため、原著論文の速報性を重視する観点から、紀要委員会において投稿論文の採否について審査結果が出た後、速やかに採択原著論文を本学ウェブサイトに掲載しています。

なお、医療保健学研究科においては、感染制御学教育研究センターと協働し医療関連感染に関する研究成果等を発表するため、毎年度原著論文・短報等を掲載した雑誌を年2回発刊するとともに、本学ホームページにおいても公表しています。

中期計画

【18】教員の教育研究活動等の実績・成果について、教員個々の「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目について、学長及び各学科長等による全学的な評価システムにおいて評価を実施し処遇等に反映させる。

- ・教員の授業参観を行って評価を行う等ピアレビュー（同僚評価）の取組を推進する。また、最先端の医療技術に関する講習会、他の機関・団体等が開催するFD関係の研修会・セミナー及び学会等への積極的な参加（研究発表等を含む）を奨励するとともに、学内運営の各種委員会委員、本学主催の公開講座等の講師の委嘱等の活動について評価を実施する。
- ・評価結果の処遇等への反映方策として「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目の業績が特に顕著であると認められる教員に対し教員表彰を行うとともに、表彰を受賞した教員のうち業績が特に顕著な教員に対してインセンティブを付与するため特別教育研究経費を配分する。

取り組み状況及び課題等

中期目標・計画において「教育研究の質の向上及び活性化を図るため、教員の教育研究活動等の実績・成果を評価し、処遇等に反映する仕組みの導入を図る」と定めていることを踏まえ、平成27年度から「教員評価規程」を定め、次のとおり当面の措置として教員の教育研究活動等に係る評価（教員評価）を実施しています。

- 1) 教員評価実施に当たっての原則的な考え方について
 - ・教員評価は、教員の資質の向上と自らの能力開発の一助とすること。
 - ・教員評価は、教員の優れた取組を評価するプラス評価を原則とすること。
 - ・教員評価のための評価データ(以下「評価データ」という)は教員の自己申告によること。
- 2) 評価項目について
 - ・教育研究活動等の実績・成果を評価する項目を「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の3項目とする。
 - ・「教育活動」「研究活動」の評価に当たっては、教育及び研究の質の向上を図るために取り組んだ(取り組んでいる)ことについて重点をおいて評価を行う。
 - ・「学内外活動」の評価においては、全学及び各学科等における各種委員会における活動状況・実績、本学が主催・共催した公開講座における活動状況・実績・成果、学会等における活動状況・実績・成果等について重点をおいて評価を行う。
- 3) 評価実施方法について
 - ・医療系の大学である本学においては医療機関の臨床現場及び医療関連企業等における実習等に重点をおいて教育課程を編成していること等を勘案し、3項目全体による総合評価ではなく「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目による業績評価を行う。
 - ・各教員は、毎年5月1日現在で、前年度の教育研究活動等に関する具体的な取り組み内容について「教員評価データ入力(記述)要領」等に基づき、5月末日までに、デスクネットの評価データの様式に入力(記述)する。なお、当該年度当初に採用された教員は対象としない。教員は毎年5月1日現在でウェブサイトの教員紹介データ(学位・資格、担当科目、研究テーマ、最近の業績または代表的な業績、専門領域での活動等)の入力を行っていることから教員紹介データと併せて評価データを入力(記述)する。
 - ・評価データの記述に関して説明資料がある場合には別途メール添付等により総務人事部長に提出する。総務人事部長は説明資料を各学科長・各研究科長(「各学科長等」という)及び学長に送付する。
 - ・学部所属教員のうち研究科教員を兼務している教員については学部及び研究科それぞれにおける教育研究活動等について評価データに入力(記述)する。
 - ・各学科長等は、総務人事部から付与されるパスワードにより各教員の評価データを開き、6月中旬までに評価データに各評価項目に係る業績の評価を入力(記述)する。
 - ・各学科長等に係る評価については、学長が評価結果を入力(記述)する。
- 4) 処遇等への反映方策について
 - ・学長は各学科長等が入力(記述)した評価結果に基づき「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目の業績が特に顕著であると認められる教員に対しては、就業規則第44条(表彰)第1号「職務上の功績が顕著であり他の職員の模範と

なる場合」に基づく「表彰制度」を活用して教員表彰を行っていただくよう理事長に上申する。

- ・理事長は学長からの上申に基づき教員表彰を行う。
- ・学長は教員表彰を受賞した教員のうち、業績が特に顕著な教員に対してはインセンティブを付与するため学長裁量経費の中から特別教育研究費を配分する。

なお、このほか、教育内容・方法の創意工夫を行い、授業の改善を図るとともに教員の教育力の向上に資するため、毎年度実施する「学生による授業評価」の結果に基づき、高評価の教員に対して学長顕彰を実施しています。

こうした本学の取り組みについては、平成 30 年度受審した大学評価(認証評価)の結果において『このように、単なる業績評価にとどまらず、表彰制度に結び付けて、教員の処遇に反映している点は評価できる。一方で、業績評価及び処遇への反映に関する基準について定めはなく「評価データ」も自由度の高い記述式であるため、各学部・研究科等の特性を考慮したうえで、全学的に評価基準を規定・公開し、公正性を担保することが望まれる』とのご意見を頂いたところであり今後検討してまいります。

第7章 学生支援

中期目標

本学の建学の精神・教育目標に基づき、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、全学が連携して学生に対する修学、生活、進路（就職活動等）を総合的に支援する環境を整備し、適切に学生支援を実施する。

中期計画

【19】学生支援の実施においては、「学生支援に関する基本方針」に基づき全学が連携し総合的に実施するとともに、その適切性について定期的に点検・評価及び検証を行いその結果を踏まえて学生支援センターの機能の充実を図る。

①修学支援

- ・修学支援に当たっては、学生に対するガイダンス機能の更なる充実を図るとともに、初年次教育をより一層充実する観点から、学生が修学する上で必要な情報を提供し支援を行うなど各学科教員、事務局が緊密に連携を図って適切に対応する。
- ・学部学生に対し、入学前教育の実施を推進するとともに、入学時に英語・数学・生物に係るプレースメントテストを実施し、その結果に基づき、補習・補充教育を行う等適切な修学支援を行う。
- ・学生の社会貢献・社会活動に関する意識の涵養や人間性を養い健全な心身の発達を図るための学友会活動、クラブ活動、地域等へのボランティア活動等の課外活動を推奨し、学生の主体的で積極的な課外活動への参加推進を適切に支援する。
- ・障がいのある学生の修学等の支援は「障がい学生修学支援規程」に基づき、関係部署及び教職員が連携し適切に支援する。
- ・学部及び研究科学生のうち成績優秀な者については、本学独自のスカラシップ制度に基づき、授業料の減免措置による経済支援を行う。
- ・日本学生支援機構の奨学金をはじめとした修学に係る各種奨学金貸与等手続きの適切な支援を行う。
- ・経済的理由により学費の納入が困難な学生については、個別の事情により相談に応じ適切な配慮を行う。

②生活支援

- ・心身の健康保持・増進、安全・衛生に関する最新情報の適切な周知徹底を図るとともに保健室においては日常的な病気・ケガの応急措置・健康相談等に適切に対応する。
- ・精神的問題を抱えた学生のための「学生相談室」の充実を図るとともに相談等が必要な学生が気軽に相談できる体制の周知を図る。
- ・「ハラスメントに関する取扱細則」に基づきハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対し人権倫理委員会及び相談窓口、相談員を設置し適切に対処する。併せて「ハラスメント防止のためのガイドブック」を作成し、全教職員・学生に配布する。
- ・本学が設置している女子学生寮（2寮：定員58名）において、学生が社会性や協調性を身に付け健康で自立した学生生活を送ることができる安全、安心な環境を維持し寮生の生活支援を適切に行う。

③進路支援（就職活動等支援）

学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図り、幅広い職業意識の形成を図ることを目的として、社会の第一線で活躍する企業人を講師に招くなどのキャリア教育の充実と、企業体験などの就職活動支援との更なる連携を図る。

- ・進路、就職活動に関する支援のため、個人面接、進路・就職総合ガイダンス、各種就職支援講座、先輩との交流（先輩の話聞く会、卒業生交流会等）、病院説明会、企業研究キャリア講座、求人をはじめ各種就職活動に関する情報提供等を適切に実施し進路・就職支援を推進する。
- ・就職先が多岐にわたる医療栄養学科及び医療情報学科で履修した学生の能力・適性を活かせる就職先採用等情報を継続的に収集、提供する。
- ・就職活動に関する情報共有や個別学生の課題対応を目的に各学科の特性に応じ家族就職説明会を開催し、就職を希望する学生全員が就職できるよう全学教職員が適切に支援する（目標：就職率100%）。

④学部卒業生への支援及び在校生との連携に関する支援等

- ・学部卒業生に対し、本学ホームページ「卒業生相談窓口」「住所変更・改姓届」をはじめとした卒業生サイトの拡充により、卒業生への情報発信、支援体制の整備・拡充を図る。卒業生相談窓口では、就職先や仕事での悩みを抱えている卒業生からの申し出による相談をメールで受け付けて適切に支援する。
- ・学部卒業生の卒業後の状況を確認するとともに、本学教育課程の改善を図るべく卒業生アンケートを実施し、その回答を踏まえて在学生の就職支援及び授業内容の改善に活用する。
- ・先輩の話聞く会、進路就職総合ガイダンス、企業研究キャリア講座、病院説明会等に卒業生を招聘し卒業生と在学生の交流の機会を積極的に設ける。
- ・同窓会の組織運営、活動を適切に支援する。

⑤大学院生の処遇改善

- ・大学院生の処遇改善の一環として、研究科における教育研究スタッフの充実、また若手研究者としての研究能力の育成を図るため、大学院生をティーチング・アシスタント(TA)またはリサーチ・アシスタント(RA)として雇用し活用を図る。

⑥保護者との教育懇談会の開催

- ・学部等における教育研究の状況を保護者に報告するとともに、理事長・学長等との意見交換を行う機会を設けることにより、本学の教育研究活動等の現状を理解し協力していただくため、本学後援会総会に併せて教育懇談会を開催する。

取り組み状況及び課題等

本学の建学の精神及び教育目標に基づき、社会情勢の変化や医療技術の進歩・発展に伴い医療現場が刻々と変わっていく中で「時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に解決することのできる人材の育成を図るとともに、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、修学・生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的」として、「学生支援に関する基本方針」を定めています（資料 7-1）。

各学部学科・研究科教員と事務職員(学生支援センター、教務部)が、この基本方針に沿って緊密に連携を図って学生への修学支援、生活支援、進路支援(就職支援)等をはじめ学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しています。

具体的には、学部学科教員による学生指導、サポート体制を構築し、事務局においても担当部署として学生支援センターを設置し、保健室、教務部、各キャンパス事務部職員の関係部署において緊密な連携を図り、教員と事務職員が協働して学生の個々の相談に応じる体制を整備しています。

医療保健学部においては、1年次から全学生に対して学生生活支援を継続的に行うため、学生をグループに分け各学科の教員をアドバイザーとして配置し、履修指導を含めた修学上の問題や学生生活上の悩み、卒業後の進路についてアドバイザー教員による個別面談を行うなど親身に相談に応じ、適宜専門的支援へと繋いでいます。

東が丘・立川看護学部においては、豊かな学生生活を送ることができるよう学生相互の交流や情報交換を目的として、各学年の学生と教員で構成するコンタクトグループを設けています。1学年を43グループに分け、1グループが各学年5~10名で合計約20名の学生と教員1名で編成しグループごとに交流や情報交換のための活動を行っています。また、学年担任を2名の教員が担当し学生生活全般にわたり相談窓口となり、将来の進路に関すること、大学生活、友人関係に関すること、学習に関すること、休学、退学に関することなど、一人では解決できない時や悩んだ時には相談できる体制を整備しています。

また、平成30年4月に開設した千葉看護学部及び和歌山看護学部においても、医療保健学部と同様に教員をアドバイザーとして配置して、修学上の問題や学生生活上の悩み等について個別面談を行うなど対応しています。

なお、学生からの授業科目等に関する質問や学生生活上の相談等に応じるため全学的にオフィスアワー制度を設けており、学生は教員の在室を電子表示画面で確かめ連絡・訪問し直接質問や相談を行うことができます。

〔修学支援〕

特に、学生に対する修学支援については、ガイダンス機能の充実を図りながら、学生が修学する上で必要とする情報の提供を行っています。体調不良等により欠席が多く見られる学生等については、各学科・各年次の担任教員・アドバイザー教員、学生支援センター・保健室・教務部職員等関係部署において緊密に連携し、学生との面談を行って適切な修学支援に取り組んでいます。

進路変更等により止むを得ず退学を希望する学生については、保証人・学生・教員との面談を繰り返し行って修学を勧める等の努力を行っています。平成30年度では、医療保健学部全体の退学率(除籍を含む)は4.3%、東が丘・立川看護学部は3.5%です。

学生の退学理由をみると、実習授業をきっかけに当初描いていた医療系のイメージとのギャップにより、適性・興味・関心について考え、自分の本当に進みたい道なのか疑問を感じ、進路再考・進路変更や病気療養(メンタル等)のために休学から退学に至るケースが見られます。最近では経済的な理由での退学も見受けられます。

入学後の初年次教育の一環として、毎年度新入生全員を対象とした合宿研修を実施しています。5月上旬の2日間にわたり国立オリンピック記念青少年総合センターを利用して

新入生合同による全体講義(学長講話、理事長講話、マナー講座、薬物・アルバイト等生活リスクに関する講話、カルト宗教に関する講話、性感染症防止に関する講話)、教育内容の理解を深めるための各学部学科のキャリア教育に関する講義、将来展望に基づく学生生活の送り方に関する研修、在学生をもって構成する学友会の企画によるレクリエーション等を実施しています。

平成30年度は、千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設しましたので総勢700名を超える新入生が一堂に会しての合宿研修となり、各学部・学科・学生間の相互交流とともに、積極性・協調性及びコミュニケーション能力の育成にも役立っています。

さらに本学では、AO入試及び推薦入試で合格し入学手続きを終えた高校生を対象にして、学業意欲の継続的維持と学力の増進を図るとともに、各学部学科の教育目的に沿った修学支援を行っています。

具体的には、入学前学修プログラムにおいて、学部学科ごとに数回、英語・生物・化学・数学等の科目に関して学力の維持を図るため通信添削を行うとともに、大学において3日間程度のスクーリングを行っています。

医療保健学部の看護学科においては、AO入試及び推薦入試により早期に入学が決定した入学予定者に対しては、独自の添削課題、授業体験会、e-ラーニング教材の提供等による入学前先取り学修プログラムを実施しています。授業体験会において、入学後の学修意欲の向上及び学修習慣継続の動機づけを図るため実際に大学生が受講している授業(1年次生「体の仕組みと働きⅡ」)を聴講し、e-ラーニング「ナーシングスキル」の使用方法的説明を受けるとともに、在学生から大学生活について聞く等入学後の生活をイメージし大学生活への適応を促進する等、学習習慣の継続に一定の効果があったとする評価が得られています。

また、1年次生の修学支援の充実に資するため、入学時に各学部学科の特性に応じ学生に対し英語・数学・生物に係るプレースメントテストを実施しています。プレースメントテストの結果に基づき、各学部学科においては報告会を開催し、結果の活用方策・効果等を検証するため教員にアンケートを実施しています。教員はプレースメントテストの結果から現状の学生の理解度を把握し、特に英語の授業はクラス分けを行った上で授業を実施しています。なお、数学及び生物の科目について理解度が不十分な学生には、補習・補充教育を行う等の適切な修学支援を行っています。

障がいのある学生の修学等の支援については「障がい学生修学支援規程」「障がい学生修学支援委員会規程」に基づき、関係部署の教職員が連携し適切に支援しています。

(奨学等支援)

修学に係る各種奨学金貸与等手続きの適切な支援については、日本学生支援機構の奨学金の貸与を申請する学生に斡旋を行っていますが、毎年度貸与を希望した学生全員に斡旋することができます。

経済的理由により学費納入が困難な学生については、個別の事情により相談に応じ学費の納入期限を延期するなど修学に支障が生じないよう適切な配慮を行っています。

また、修学支援の一環として、学生のご家族の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくはご自宅等の火災、風水害等により家計が急変し、授業料緊急措置の必要が生じた場合、日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金制度を案内することとしています。この緊急・

応急採用奨学金制度は、通常の奨学金制度と異なり年間を通じ随時申込みが出来る制度で、無利息の一種奨学金と利息付の第二種奨学金があります。なお、本学においては日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金制度による奨学金の手続きが可能となるまでは授業料の延納を認めることとしています。

東日本大震災(23.3.11)等により被災し、授業料等の納付が困難となった学生に対しては、その経済的支援を図るため、平成23年度から被災の状況に応じて授業料等の特別減免措置を講じています。

なお、学部及び研究科学生のうち成績優秀な者については、独自のスカラシップ制度に基づき、授業料等の減免措置による経済支援を行っています(資料7-2、7-3、7-4)。

〔生活支援〕

健康で自立した学生生活を送ることができるよう環境を整備し、充実した学生生活に必要な生活支援を行うこととしています。

とりわけハラスメント防止のための措置については「ハラスメントに関する取扱細則」を定めており(資料7-5)、同細則に基づき、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するため相談窓口、相談員を配置しています。またハラスメント防止に関する意識啓発、周知徹底を図るため「ハラスメント防止のためのガイドブック」を作成し全教職員・全学生に配布しています(資料7-6)。

さらに、各キャンパスに保健室を設置し専任の看護師各1名を配置しており、定期健康診断等による健康指導や日常の学生の身体の不調だけではなく、精神的な不安や悩み等の相談を受けています。学生のメンタルケアに関しては学生支援センターの学生相談室にカウンセラーを配置し適切に対処しています(資料7-7)。各キャンパスの保健室看護師には学生の状況等により学生相談室カウンセラーとして対応してもらうこととし、相談の状況により医療機関での緊急対応や安定した治療が学生のメリットになると判断した場合は、学生に医療機関において専門医師の診察を受けることを勧め、医療機関の情報提供を行うこととしています。

本学には三軒茶屋駅から徒歩約10分の場所に「なでしこ寮」(定員25名)と「和敬寮」(定員33名)の2寮(定員58名)を整備していますが、平成30年4月から船橋キャンパスの敷地内に、全室個室女子学生寮の「なのはな寮」(定員56名 平成31年4月現在)を新たに整備し、学生が社会性や協調性を身に付け、健康で自立した学生生活を送ることができる安全、安心な環境を維持し寮生の生活支援を行っています。

〔進路(就職)支援〕

本学は医療系の大学として、本学の建学の精神及び理念・目的に基づき優れた医療人の育成を図ることとしています。平成31年3月に医療保健学部においては11回目の卒業生、東が丘・立川看護学部においては6回目の卒業生を社会に送り出すことができました。就職率は全ての学科において100%となっております(資料7-8)。

これは、各学科教員及び国家資格キャリアコンサルタント等の有資格者(厚生労働省の指定するキャリアコンサルタント能力評価試験の合格者)を配置した学生支援センターを中心に事務局と教員が一体となり手厚い進路支援(就職支援)を行っている成果といえます。

特に、医療栄養学科及び医療情報学科においては、卒業生の進路・就職先は病院等の医療機関をはじめ多岐にわたり、医療栄養学科の医療を重視した栄養学の知識や実習等で培う技術を修得した卒業生及び管理栄養士資格を取得した卒業生は、食や健康にかかわる様々な分野に就職し活躍しています。医療情報学科の診療情報管理士や医療情報技師等の資格取得を目標に医療と情報に関する知識や技術をバランスよく修得した卒業生は、高度化・専門化が進む病院の医療現場や医療系等 IT 企業、医療機器業界など幅広い医療や情報等の分野に就職し活躍しています（資料 7-9）。

今後も医療栄養学科及び医療情報学科で資格を取得した学生の能力・適性を活かせる就職先の更なる拡充に取り組んでまいります。

なお、平成 29 年度の医療保健学部看護学科卒業生 115 名と東が丘・立川看護学部看護学科卒業生 212 名が、看護師国家試験に全員合格(100%)したことは創設以来の悲願達成の出来事でした。

本学では進路(就職)に関する意識啓発を図るため、早期から個別面談を実施し就職支援ガイダンス・先輩の就職活動体験を聞く会・就職支援講座・各種国家試験受験対策講座・病院説明会・企業研究キャリア講座等を適切に実施しています（資料 7-10、7-11）。

具体的には、医療保健学部 3 年次生に係る就職活動の取り組みに関し、家族等の意識を高めてもらうとともに就職活動を理解してもらうため、保護者・保証人を対象とした就職説明会を開催し、同日個別相談会においてご家族と就職担当が情報共有を行っています。

東が丘・立川看護学部においては就職活動の進め方に関する総合ガイダンスを実施するとともに個人面談・模擬面接を実施し就職支援を行っており、3 年次生には早期から就職活動を意識して取り組んでもらうため就職支援講座を実施するとともに国立病院機構主催による病院説明会等を紹介し多くの学生が参加しています。

（学友会活動）

本学には、学生の自主活動によって組織される全学課外活動団体として「東京医療保健大学学友会」があります（資料 7-12）。

医療保健学部及び東が丘・立川看護学部につき、平成 30 年 4 月に開設された千葉看護学部及び和歌山看護学部の学部生を加え、全学部生が一体となって運営、活動を実施しています。医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部生は東京エリアとして参集しイベントやサークル活動を実施し、地理的に離れた和歌山看護学部は雄湊キャンパスで活動しています。

主な活動としては、新入生合宿研修における学友会主催リクレーション、スポーツ大会、大学祭等をはじめとしたイベントがあり、平成 30 年度では大学祭(医愛祭)を 11 月 3 日(土)、4 日(日)に東京エリア(世田谷キャンパス)と和歌山雄湊キャンパスで同日開催しました。

また、クラブ・サークル活動は、女子バスケットボール部、チアダンス部、サッカー部、ACT(救急災害医療)、ヒーリングぽっと(アロマハンドトリートメント)、手話ボランティアサークル、2SK 会(青少年の性と健康を考え活動する会)のクラブをはじめ運動系 11 団体、文化系 7 団体のサークル(同好会)があり、平成 30 年度では 912 名の学生が活動しており、千葉看護学部船橋キャンパスではバレーボールやバトミントンをはじめとしたサークル(同好会)4 団体が、和歌山看護学部雄湊キャンパスでは救急医療や軽音楽をはじめとしたサークル(同好会)5 団体が設立されております。

なお、女子バスケットボール部は、平成 30 年度開催の第 70 回全日本大学バスケットボール選手権大会(インカレ)において優勝し、2 年連続日本一の栄冠に輝きました。

国立病院機構キャンパス(目黒区)にある東が丘・立川看護学部看護学科においては学生の課外活動の一環として学生が同区目黒消防団に多数加入しており(平成 30 年度 140 名)、目黒消防団においては街を災害から守るという使命感の下に、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っていますが、学生の消防操法大会・総合防災訓練等の活動ぶりは目黒区及び目黒消防団から高い評価を得ています。

課外活動は幅広い人間性を養い、健全な心身の発達を促すことが期待されていることから今後も学生支援センターはじめ全教職員による日常的な支援の下、課外活動への積極的な参加を奨励しています。

さらに、医療系の大学で学ぶ学生として社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り学修意欲の向上を図るため、ボランティア活動への積極的な参加を奨励しています。

〔卒業生支援・在校生との連携〕

卒業生に関する支援の一環として、卒業生向けのサイトを設置し住所変更や改姓の届出をウェブサイトで可能にするとともに、卒業生相談窓口を設けて仕事上の悩みや転職等の支援体制を整備しています。

また、学部卒業生の就職先における状況を確認するとともに在学時の学修や課外活動の感想等を聴くために、平成 22 年度以降毎年度卒業生に対するアンケート調査を実施しています(資料 7-13)。

アンケート調査では卒業生が就職後悩んでいることや転職等の相談がある場合に学生支援センターに相談するよう知らせており、就職後も卒業生と大学を繋ぐ貴重なツールとなっています。しかし、アンケート調査の回収率が毎年度 20%程度と低いため多くの卒業生に協力いただくよう回収率を上げる方策について検討して行くこととしています。さらに進路就職総合ガイダンス・先輩の就職活動体験を聞く会・就職支援講座・病院説明会等に、本学卒業生の参加・出席をお願いするなど卒業生と在学生との交流の機会を積極的に設けています。

これらのことについては同窓会の協力も欠かせないため同窓会との連携を密に図ってまいります。

〔大学院生の処遇改善〕

大学院生の処遇改善の一環として「研究科に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、学生の処遇改善に資する」(ティーチング・アシスタントに関する規程)こと、また研究科の教育研究スタッフの充実を図るためティーチング・アシスタント(TA)として大学院生を雇用し活用を図っています。

平成 30 年度は、「成人・老年看護実践論」「母性看護学実践論」「臨床検査学演習」「分娩期診断・技術学」「診断のための NP 実践演習」「フィジカルアセスメント」「統合演習」の授業において、教育補助業務を行うため延べ 36 名の院生を雇用しています。

〔保護者との教育懇談会〕

本学においては、学部学科等における教育研究の現状を理解いただき、大学運営に協力いただくため、毎年度、保護者との教育懇談会を開催しています。

教育懇談会には、大学側から理事長、学長、副理事、学部長、学科長、研究科長が出席し、医療保健学部の看護学科、医療栄養学科、医療情報学科の3学科、東が丘・立川看護学部看護学科(臨床看護学コース及び災害看護学コース)、千葉看護学部看護学科、和歌山看護学部看護学科の学部学科から、それぞれ特色ある教育活動等の取り組み状況について説明を行い、保護者からご意見・ご要望等を頂く貴重な機会となっています。

懇談会の終了後は、保護者の時間が許す限り学部学科ごとに個別相談に応じています。

第 8 章 教育研究等環境

中期目標

- (1) 本学の理念・目的を達成し教育研究等を円滑に遂行するため、必要な施設・設備の整備を図る。
- (2) 教育研究等を支援する環境等の整備・充実を図る。
- (3) 教育研究活動に必要な研修機会の確保を図るとともに教育研究費の充実に努める。
- (4) 本学の理念・目的を実現するため、図書・学術雑誌・視聴覚資料・電子媒体等の体系的及び量的整備を図るとともに、図書館利用者のサービスの向上を図る。
- (5) 教員及び研究者における研究倫理の遵守、研究活動の不正防止のための必要な措置を講じその徹底を図る。

中期計画

【20】各学部・研究科等における教育研究組織の整備・充実に配慮した適切な施設・設備について、「環境整備に関する実施計画」に基づき計画的な整備を図るとともに教育研究等の環境整備について、学生の学修・研究及び生活実態調査結果などを踏まえて、その適切性について点検・評価、検証を行い、その結果を改善に反映させる。

取り組み状況及び課題等

本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するために、必要な施設・設備等の整備を図ること及び教育研究環境の整備・充実に努めること等を目標とした「東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画」(23.10.19)に基づき、各学部学科・研究科等における施設・設備の整備・充実に努めています(資料 8-1)。

平成 30 年度においては、実施計画の一部改正を行い「平成 30 年度整備計画」を次のとおり定め、着実に実行しています。

【平成 30 年度整備計画】

- ① 世田谷キャンパス別館(東側)外壁及び窓枠の改修
- ② 立川キャンパスの校舎増築工事
- ③ 立川キャンパスの空調設備の更新
- ④ 五反田キャンパス第四別館の改修

〔整備状況〕

整備完了日	キャンパス名	整備内容
平成 30 年 11 月 2 日	世田谷	・別館(東側)外壁及び窓枠の改修
平成 31 年 2 月 28 日	五反田	・第 4 別館の改修
平成 31 年 10 月 31 日	立川	・校舎増築工事

教育研究等の環境整備においては、各学部学科・研究科等の特色ある組織の整備・充実に配慮するとともに学生の修学・研究に適切な施設・設備を整備していくため、修学実態調査結果や生活実態調査結果、学部教務(カリキュラム)委員会等の意見を踏まえて、点検・評価、検証を行い、教育研究等の円滑な遂行に資するよう、その結果を改善に反映させています。

中期計画

【21】「環境整備に関する実施計画」に基づき、教育研究等を支援する環境等の整備・充実を図る。

- ・各キャンパスを繋ぐ学内 LAN、デスクネットの円滑な整備に努める。
- ・各キャンパス校舎においてはバリアフリーに配慮した施設・設備の改修を推進する。
- ・各キャンパスの施設・設備の維持管理は、法令に基づき適切に行うとともに施設・設備の老朽化対策（特に世田谷校舎）に対応した適切な整備を図る。
- ・各学部学科・研究科等の実験・実習に当たっては、安全面での注意を徹底するとともに実験・実習室及び設備の管理・責任体制の徹底を図る。
- ・学生の主体的な学習支援のための体制や開放的な空間（ラーニング・commons）の整備に努める。

取り組み状況及び課題等

本学は、6 キャンパス（五反田、世田谷、国立病院機構（目黒区東が丘）、国立病院機構立川（立川市）、船橋、和歌山）に分かれています。それぞれのキャンパスにおいては、学部・学科、大学院とも教育研究上の目的を達成するため、教育研究に支障がないように開学当初から学内 LAN を整備しており、教職員・全学生にパソコンを貸与して、デスクネットにより教学に関する事項及び学内運営に関する事項等の各種情報の速やかな伝達等を行っています。

バリアフリーに配慮した施設・設備については、五反田校舎本館（3 階建て）及び世田谷校舎別館（4 階建て）、立川別館（5 階建て）のエレベーター設置、世田谷校舎別館廊下の段差等の整備が課題となっています。今後、可能なものから整備してまいります。

本学は医療系人材養成の大学であることから、看護学科については法令に定める看護師等養成施設の基準、医療栄養学科については栄養士法に定める基準に基づき適切に施設・設備の整備・維持管理を行っており、施設・設備の老朽化に対応して適切に整備を行っています。

校地・校舎・施設・設備の維持管理及び法令に基づく設備関係（防災設備、エレベーター、電気設備等）の点検・整備についても資格を有する業者への委託を行うとともに、施設担当職員を配置して校地・校舎等の維持管理の万全を期しています。

また、法令に定める快適な環境の形成、衛生管理活動の円滑な推進を図るため、産業医・衛生管理者等を構成員とする衛生委員会を設置しており、安全・衛生の確保に努めています。

さらに、各学部学科・研究科等の実験・実習に当たっては、安全面での注意を徹底するとともに、実験・実習室及び設備の管理・責任体制の徹底を図っています。また、学生の主体的な学習支援のための図書館閲覧室等のスペース（ラーニング・commons）の整備（空調増設等）に取り組んでいます。

なお、オフィスアワーのための電子表示板を全キャンパスに整備しており、学生が教員の在室状況を確認し、いつでも修学や生活面の相談ができるようにしています。

中期計画

【22】教育研究活動に必要な教員の研修の機会を確保するため、学会・研究会等に参加する等、就業規則に基づき適切な配慮を行う。また、教育研究費の充実を図るため科学研究費補助金・各種団体の研究助成金・受託研究費・奨学寄附金等、外部資金への積極的な申請を奨励し獲得を図る。

特に、科学研究費補助金については外部講師を招いて定期的に説明会を開催し申請・獲得を図る。

取り組み状況及び課題等

本学の研究活動に対する基本的な考えは「高度化・複雑化する医療保健分野を支え更に発展させるため、現在及び未来の社会が抱える諸課題を克服し、世界の医療保健をリードできるよう、先進的な研究活動を推進」していくことを「東京医療保健大学ビジョン」に掲げています。

このため、教員の研究活動については、その振興と円滑化を促進していくこととし教員個人研究費を措置するとともに、研究成果の発表を行うため「東京医療保健大学紀要」を毎年度発行しています。また、教員の採用選考時において採用された教員の論文数の業績が少ない場合には採用後論文を発表していくよう奨励しています。

このような考えに基づき、教員の研究活動を促進するための具体的方策について、次のとおり取り組んでいます。

- a) 教員の教育研究活動の促進を図るため、個人研究費を設けて研究の実施に必要な経費、図書費、学会参加出張費等を支援しており、予算を有効に活用できるよう予算に上限額を設定し翌年度繰延を認め支援を行っています。

(単位：円)

	教授	准教授	講師	助教	助手
単年度予算額	617,500	522,500	427,500	237,500	142,500
繰延予算上限額	967,500	822,500	677,500	387,500	242,500

- b) 教員の教育研究活動に必要な研修機会の確保のため、勤務時間の特例として裁量労働制を設けています。授業等公務に支障がない場合や夏季休業期間等に各種学会・研究会等に参加する場合に出張届又は研修届により許可しており、教員の研究活動を積極的に推奨しています。
- c) また、医療保健学部及び東が丘・立川看護学部における研究費総額の中に占める科学研究費補助金・各種団体の研究助成・受託研究費・奨学寄附金等、外部資金の割合は、次表にあるとおり平成29年度では概ね29.8%となっています。

研究費総額に占める学外からの研究費の割合

(単位：千円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
研究費総額	212,837	100.0%	182,524	100.0%	203,291	100.0%
学内経常研究費	127,494	59.9%	140,643	77.1%	142,793	70.2%
学外からの研究費	85,343	40.1%	41,881	22.9%	60,498	29.8%
政府もしくは政府 関連法人からの研究 助成金	—	—	—	—	17,225	—
科学研究費補助金	57,850	—	31,644	—	34,848	—
民間研究助成金	1,823	—	900	—	2,070	—
奨学寄附金	17,550	—	3,000	—	0	—
受託研究費	3,898	—	3,337	—	3,175	—
共同研究費	4,222	—	3,000	—	3,180	—

d) 科学研究費補助金の積極的な申請を奨励するため、毎年度外部講師を招いての説明会を開催しており、平成 30 年度においては新設された千葉看護学部及び和歌山看護学部にも案内し開催しました。

7 月 5 日(木)の午後 4 時半から午後 6 時まで五反田キャンパス(医療保健学部 3 学科、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部)において、また 10 月 1 日(月)午後 3 時半から午後 5 時まで雄湊キャンパス(和歌山看護学部)において、科研費申請・採択に豊富な経験を有し本学スクリー委員会委員である奈良県立医科大学教授の今村知明先生に講師を依頼し「科研費申請書類を書く前に」をテーマに説明会を実施しました。

説明会では、平成 30 年度から科研費の審査区分、審査方式の見直しが行われることを踏まえ、科研費申請・採択の現状と変更点、さらに採択されやすい申請書類の書き方などの説明が行われ、終了後のアンケートでは、「研究計画調書の書き方の説明が、研究を行う上で考えるべき事柄が多く盛り込まれていたのとても参考になった」「科研費を申請する上で抑えるべきポイントについて具体例を挙げながら説明があり、科研費応募に挑戦しなくなった」等の感想が多数ありました。

説明会は、教員の FD 活動及び職員の SD 活動の一環として全教職員に参加を呼び掛け、83 名の参加がありました。

この成果としては、平成 31 年度の科学研究費助成事業の日本学術振興会への申請件数(平成 30 年 11 月 7 日提出期限)が研究活動スタート支援(平成 31 年 3 月～5 月募集)事業を除き、40 件あり過去最多数となりました(資料 8-2)。

e) また、平成 30 年度は昨年度に引き続き文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」の「タイプ 1 教育の質的転換」に採択されました。

当該事業は、教学面からの大学改革に組織的・体系的に取り組む私立大学等を選定し大学等の財政基盤の充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として支援するもので、本学の取り組みは全体の選定ラインの 55 点を上回り 84 点満点の 71 点でした。今後この事業に積極的に取り組むとともに教育の質向上に努めてまいります。

f) さらに、教育研究の活性化を図るため、各教員への研究費配分の見直しの一環として、教育の質向上等に取り組む教員及び組織等を支援しており、平成 26 年度から大学全体の教育研究経費の中から学長裁量経費 5,000 千円を措置しメリハリのある配分を実施しています。

平成 30 年度においては、学内公募により申請があった教育の質向上等に関して優れた取り組み 14 件を採択して配分し、透明性を確保するため配分決定額及び配分可否理由を学内に公表するとともに大学経営会議に報告しています。

なお、学長裁量経費の配分を受けた教員及び組織等は教育の質向上等の取り組み状況及び評価を明記した報告書を、平成 30 年度末までに学長(事務局)に提出することとしており、提出された報告書は学部長等会議に報告することとしています。

中期計画

【23】図書館機能の整備・充実を図るため、以下の取組を推進する。

- ・教育研究遂行上必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料・電子媒体等の整備・充実に努める。
- ・図書館管理システムにより、利用サービスの維持・向上を図る。
- ・新入生に対する図書館利用に関するオリエンテーションを実施するとともに、利用者のニーズに対応した図書館ガイダンスを実施する。
- ・図書館利用に関する学生及び教職員からの相談を適切に行うとともに、文献複写サービスの提供に努める。また、ラーニング・コモンズの整備に努める。
- ・図書館の書架を体系的・目的別に整備し、書架の案内掲示を見易くする等利用サービスに努める。
- ・地域に開かれた大学として地域開放に努めるとともに、図書館利用の拡充に努める。

取り組み状況及び課題等

6 キャンパス(五反田、世田谷、国立病院機構、国立病院機構立川、船橋、和歌山)には、それぞれ附属図書館を設置しており、附属図書館においては、本学の教育理念・教育目標・教育目的を支えるため、図書・学術雑誌・電子媒体等の充実と学修環境(学修閲覧室等)の整備を図るとともに、学生・教職員の利用者に対する利用サービスの維持向上に取り組み、さらに地域開放にも努めています。

図書館の利用サービス業務に従事する各キャンパスの附属図書館職員の配置状況は、次のとおりです。

図書館職員等配置状況

31.3.31 現在

図書館の名称	専任職員数	業務委託及び派遣によるスタッフ数	年間開館日数
附属世田谷図書館	平成 17 年度から 1 人 配置	2 人	270 日
附属五反田図書館	平成 25 年度から 1 人 配置	4 人	270 日
附属東が丘図書館	平成 22 年度から 1 人 配置	3 人	276 日
附属立川図書館		3 人	269 日
附属船橋図書館	平成 30 年度から 1 人 配置	2 人	256 日
附属雄湊図書館	平成 30 年度から 2 人 配置		259 日
計	6 人配置	14 人	—

注) 1. 専任職員及び業務委託によるスタッフは、全員、司書の資格を有している。

2. 開館時間
- | | | |
|---------|---|--------------|
| 月～金 | : | 9:00 ～ 20:00 |
| 土 | : | 9:00 ～ 17:00 |
| 夏季等休業期間 | : | 9:00 ～ 17:00 |
| 日・祝祭日 | : | 休 館 |

また、医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部、大学院医療保健学研究科、大学院看護学研究科の新入生に対し、図書館利用方法、図書館システム・利用申請手続き、蔵書検索・データベースによる論文検索・文献入手方法等の図書館利用に関するオリエンテーション及び図書館ガイダンスを実施しています。

〔図書館利用サービス〕

- a) 図書館管理システムにより、館内資料は全てコンピューター検索ができるよう整備し学内外から検索が可能となっています。「マイライブラリ」機能により利用者が貸出中の資料や文献複写の取寄状況確認、検索結果の保存ができるようサービスを拡大し平成 29 年度にシステムをアップグレードし検索をスマートフォン対応に切り替えています。
- b) 図書館機能と電子図書館機能を有機的に結合した図書館を目指し以下のとおりデータベースを積極的に導入しています。
- ア) 国家試験対策として『系統別看護師国家試験問題＋保健師国家試験問題 WEB 法人サービス』がある外、
 - イ) 新聞記事データベースとしては朝日新聞オンライン記事データベース『聞蔵Ⅱ』、新聞・雑誌記事データベース『日経テレコン 21』、
 - ウ) 文献情報データベースとしては医学文献情報データベース『医中誌Web』、科学技術文献情報データベース『J-DreamⅢ』、
 - エ) 論文をダウンロード可能な電子ジャーナル機能を持つデータベースとしては医学論文データベース『メディカルオンライン』、学術論文データベース『CiNii』、医学関係雑誌論文データベース『EBSCOhost』、看護論文データベース『最新看護索引 Web』

本学が契約している『EBSCOhost』は、CINAHL Plus with Full Text と MEDLINE with Full Text の二つのデータベースで構成されており、特定雑誌の英語論文全文の利用が可能となっています。

- c) 平成 28 年度からは医学書院の電子ジャーナル『Medical Finder』を導入し、看護系雑誌、看護系学会誌の日本語論文の全文を提供しています。なお、医療保健学研究科では平成 19 年 4 月の設置時より、電子ジャーナル化した外国学術雑誌及びデータベースを導入し、毎年教員等の要望を聴取し更新しています。
- d) 平成 25 年度からは電子書籍の導入を行っています。現在、『EBSCOhost』と同じデータベースで提供される電子書籍『紀伊國屋書店 NetLibrary』と丸善の電子書籍『MARUZEN eBook Library』の 2 つの電子書籍プラットフォームを導入しており、医療・栄養・看護・情報分野の電子書籍について、学内 LAN 経由で全キャンパスにおいて閲覧・印刷・PDF ファイル送信が可能となっています。

〔図書館書架の体系的・目的別整備、書架案内掲示を見やすくする等の利用サービス〕

図書館では、日本国内の図書館で広く利用されている日本十進分類法を分類法として採用し主題に合わせて分類順に配架しています。

また、大学のシラバスにおいて教科書・参考図書として指定されている図書を推薦図書として別置している外、国家試験対策にあわせて特設コーナーを書架に設けることで利用者の便宜を図っています。

各館ごとに案内図を掲示し書架の主題に合わせた分類を表示することで主題から該当する図書がどの書架にあるのか確認できるようにしています。

平成 28 年度より世田谷図書館に差替式書架サインを導入し、各書架にある資料の分類を実情に合わせて更新可能としています。

〔地域開放〕

- a) NTT 東日本関東病院図書館と相互利用協定を結び、病院図書館利用者は附属五反田図書館の資料閲覧及び複写が利用できます。
- b) また、世田谷区教育委員会と附属世田谷図書館で相互利用協定を締結し、世田谷区民は附属世田谷図書館、附属五反田図書館、附属東が丘図書館の資料閲覧及び複写が利用可能であり、かつ、データベース・電子ジャーナルの利用もできます。
- c) 平成 27 年 4 月より図書館ホームページ「利用案内」に学外利用者のための利用案内の項目を整備し、受付方法や利用時間、利用できるサービス等の条件を公開しました。

図書等の利用についても、学生が各キャンパス図書館の蔵書リストを閲覧できるようになっており、学生は必要な時に図書等を借りることができます。定期試験や論文作成等が集中する期間では特定の図書に需要が集中するため、そのような図書については蔵書を複数冊としています。また、各教員研究室の蔵書についてもリスト化し学生の求めに応じて貸出しができるように工夫してまいります。

中期計画

【24】 教員及び研究者における研究倫理の遵守及び研究活動の不正防止のため、以下の措置を講じる。

- ・ 「ヒトを直接の対象とする研究」を実施する場合には「ヒトに関する研究倫理基準」に基づき、所要の手続きを経ることとする等研究倫理遵守の徹底を図る。また、生命の尊重、個人の尊厳の保護等に関する倫理的配慮及び個人情報保護を図る観点から、研究倫理委員会において、研究の可否についての審査・判定を経た後、実施する。
- ・ 研究活動の不正防止については不正防止に関する諸規程を教職員が常時参照できるようにデスクネットに掲載するとともに周知徹底を図る。また、研究者に対し研究倫理教育の徹底を図るため、外部講師を招聘し研究倫理教育に関する講習会を実施する。

取り組み状況及び課題等

教職員、学生の研究倫理の確立に関する取り組みについては、本学が保有する個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め、個人情報の収集、管理及び利用に関する本学の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的に「個人情報保護に関する規程」を定めて取り組んでいます。

研究倫理面においては、本学の教員及び研究者が行う「ヒトを直接対象とする研究」について、生命の尊重、個人の尊厳の保護等に関する倫理的配慮及び個人情報保護を図る観点から「ヒトに関する研究倫理基準」に基づき、学長の責任のもとで全学委員会である「東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理審査委員会」を設置しており、研究者からの申請に基づき調査・審議を行い、その研究の可否について適正に判定を行っています。

審査に当たっては、外部の意見等を反映することにより透明性を図り、もって社会に対する説明責任を果たす観点から、医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部及び大学院の学内委員13名に加え学外の有識者2名を委員に委嘱しており、研究倫理に係る審査の適切性を図っています。

〔ヒトに関する研究倫理審査・承認件数〕

※平成30年度は千葉看護学部及び和歌山看護学部を含む。

	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)
専任教員に係るもの	28件	34件	41件
院生の課題研究等に係るもの	54件	46件	65件
学部学生の卒業研究に係るもの	10件	18件	20件
計	92件	98件	126件

なお、平成27年度に日本学術会議が定めた「科学研究における健全性について」(27.3.6)に基づき、「東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定・施行(27.5.13)するとともに、「東京医療保健大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」を制定・施行(27.7.15)して、教職員に周知徹底を図るとともにデスクネットの規程集に掲載し常時参照できるようにしています(資料8-3、8-4)。

また、研究者に対する研究倫理教育の徹底を図るため、本学では定期的に研究倫理教育に関する講習会等を実施しております。

平成 30 年度においては、研究者、院生等に対して研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識・技術等の修得等を目的に、筑波大学生存ダイナミクス研究センターの岡林浩嗣先生を招いて開催しました(30.9.27)。

このほか、動物実験を倫理的かつ適正に実施するため、東京大学本部ライフサイエンス研究倫理支援室の三浦竜一先生を招いて動物実験講習会を開催(隔年)しています。

研究倫理教育に関しては、文部科学省が指定する研究倫理教材として日本学術振興会の研究倫理教材及び CITIJapan の e-ラーニングが常時ホームページ上で利用可能となっており、教職員、院生等に対し引き続き意識啓発等を図るとともに取り組みに万全を期してまいります。

第9章 社会連携・社会貢献

中期目標

医療系の大学として、医療・健康・保健面における社会連携・社会貢献を積極的に推進するとともに、地域交流事業及び国際交流事業に参加しその成果の社会への還元を図る。

中期計画

【25】 医療・健康・保健面における社会貢献を積極的に推進するため「社会連携・協力に関する基本方針」に基づき、地域との連携・協力を組織的に推進する全学的体制（地域連携推進センター（仮称））を整備して、医療・健康・保健面において地域を指向して教育研究活動を推進するとともに、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図る等医療系の大学として地域社会の活性化に貢献していく。また、その取組の適切性について点検・評価及び検証を行いその結果を踏まえ改善を図る。

- ・ 高齢者等の健康維持等への支援のため大学が所在する品川区、世田谷区、目黒区、立川市、船橋市、和歌山市との共催及び後援による「まちの保健室」や公開講座の開催を推進するとともに、自治体との連携により「産後ケア事業」を開設し、産後不安を抱える母子へのケアに高度な助産実践力をもって貢献していく。また、地域貢献の取組の円滑な推進を図るため、各地方自治体との連携協力に関する協定書の締結に努める。
- ・ 本学の教育研究活動を理解願うため業務に支障を生じない範囲で、地方自治体及び医療関係機関等からの要請に応じて、医療保健をテーマとする講演会・セミナー等に教員を派遣するとともに、地域の医療保健に関わる共同研究及び受託研究を推進する。
- ・ 大学院研究科における研究への取組及び最新の研究課題・研究成果等を紹介する、大学院主催の公開講座等の充実を図る。また、保健医療機関等において、感染管理に従事する看護師の要請に応じて「感染制御実践看護学講座」（6ヶ月研修：厚生労働省認定）を実施する。
- ・ 社会貢献の一環として、一旦臨床現場を離れた看護師等が職場復帰を目的に、また医療系企業人が最新の専門知識・能力の修得を目的に、本学での再教育を希望する場合その受入方法等を検討し積極的に応じていく。
- ・ 学部及び研究科における研究成果等については本学の紀要及び研究成果報告書等を定期的に発刊しウェブサイト等に公表する。
- ・ 医療系の大学で学ぶ学生として、社会貢献・社会活動に関する意識の涵養及び学習意欲の向上を図るとともに、地域との交流を深めるため学生のボランティア活動への積極的な参加を奨励する。
- ・ 教育・研究の充実・発展を図るため産・学・官等との共同研究及び受託研究を積極的に推進するとともにその成果を公表する。
- ・ 地域社会に開かれた大学として大学の施設の開放及び図書館利用の拡充に努める。

- ・「国際交流に関する基本方針」に基づき、学生・教員に係る海外派遣・海外研修等を実施するとともに海外からの留学生・研究生等の受入れを積極的に推進することにより、大学の国際化を進め地域の国際化に寄与する。

取り組み状況及び課題等

本学は、建学の精神及び理念・目的に基づき、医療系大学として学部・研究科等の教育・研究の充実・発展を図るとともに、医療・健康・保健面での社会貢献を積極的に推進し、地域との連携・協力を組織的に推進するため「社会連携・協力に関する基本方針」を定めて取り組んでいます（資料9-1）。

基本方針及びその取り組み状況については、本学のホームページ等により社会に公表していますが、この基本方針に基づき、医療・健康・保健面において地域を指向して教育・研究・社会貢献活動を推進し、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在として機能強化を図るなど医療系の大学として地域社会の活性化に貢献しています。

このような本学の取り組みを理解いただくためにも、業務に支障を生じない範囲で地方自治体や医療関係機関等からの要請に応じ、医療保健をテーマとする講演会・セミナー等に教員を派遣するとともに、地域の医療保健に関わる共同研究や受託研究を積極的に受け入れており成果についてはホームページで公表しています。

[大学が所在する自治体との連携協力について]

大学のキャンパスが所在する品川区、世田谷区、目黒区、立川市、船橋市、和歌山市との連携・協力により地域における高齢者等の健康維持支援等の事業を実施するとともに、地域貢献の取り組みの円滑な推進を図るため各地方自治体との連携・協力に関する協定書の締結に努めています（資料9-2）。

- 1) 五反田キャンパスが所在する品川区においては、区内に所在する7大学等と協力して大学連携公開講座等の広報を実施することにより生涯学習活動の活性化を図ることとしており、本学としても地域貢献の観点から、毎年度品川区と連携・協力し区民を対象に公開講座を実施しています。

また、品川区では全ての妊婦・子育て家庭を支援する仕組み「ネウボラネットワーク」の整備を進め、子どもを安心して健やかに産み育てるため、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を提供しており、本学は品川区との官学連携事業として平成28年6月より、ホテルの一室を利用し、一組の母児を対象とした産後ケア（日帰り型）委託事業を開始しています。平成30年4月から本学が「産後ケア研究センター」を開設したことを契機にセンターに授乳や乳房トラブル等に特化した電話相談窓口を開設するとともに、6月からはニーズの高い授乳や乳房をはじめとした、不安や相談に迅速に対応することを目的とした訪問型（助産師が母児の自宅に訪問しケア）の産後ケア事業を開始しています。センターでは、産後ケアの申込受付、実施、事業評価まで一括して行っており産後ケアを提供する助産師の能力とサービスの質の担保を図ることを目的として、従事者研修プログラムの構築・実施も担っています。また、既に従事している助産師のブラッシュアップ研修も併せて開催しケアの質の維持・向上を図っています。

日帰り型及び訪問型事業の利用率はほぼ 100%となっておりキャンセル待ちの状況となっています。実施後のアンケートからもリフレッシュや育児不安軽減が図れたという意見が多数あり利用者の満足度は高い状況となっています。センターの活動の中で、品川区とも定例会議を実施し利用者状況や事業評価を基に検討し、産後ケア事業の改善や推進に寄与するとともに利用者の満足など効果を上げています。

このほか、品川区や地元自治会主催の健康イベントに学生がボランティアで参加し、住民の方々とコミュニケーションをとりつつ、健康体力測定や災害発生時のストレスマネジメント知識を深めるワークショップを実施するなど、学生にとってより実践的に学ぶ機会となっています。

本学として、これまでの品川区との様々な事業において協力を行ってきたこともあり、平成 30 年 6 月 1 日に品川区と包括連携協定を締結しました。

この協定は、保健・医療、教育・文化、福祉、産業振興、防災及びまちづくりの政策等における包括的連携のもと、品川区における地域社会の課題解決と本学の教育・研究機能の向上を図り、もって地域社会の発展を図ることを目的としており、より一層の連携協力を進めてまいります。

なお、学生と区長とのタウンミーティングが令和元年 7 月に予定されています。

- 2) 世田谷キャンパスが所在する世田谷区においては、世田谷区基本計画に掲げる「世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり」の一環として、平成 26 年度から区内所在の 13 大学における地域貢献等の取り組みに関する区長と学長との懇談会を開催し意見交換等を行っています。

なお、世田谷区基本計画に関連して、本学創設の平成 17 年度に本学と世田谷区教育委員会とで連携に関する基本協定書を締結しています。

- 3) 国立病院機構キャンパスが所在する目黒区においては、学生が同区目黒消防団に多数加入しています(平成 30 年度 136 名)。目黒消防団では、わが街を災害から守るという使命感の下地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っており、学生の消防操法大会・総合防災訓練等の活動ぶりは目黒区及び目黒消防団から高い評価を得ています。

また、平成 29 年度から目黒区との共催により公開講座を開催しています。さらに、地域の健康関連企業や診療所、包括支援センター等の協力の下に、目黒区との共催で「ひがしが丘保健室」(まちの保健室)を学生・教員により年 2 回(9 月、3 月)開催しており、高齢者を中心とした地域の方々を対象に認知症・フレイル予防などの健康相談や骨密度・血管年齢などの健康測定等を行い、学生にとっては貴重な体験とともに学びの機会ともなっています。

なお、目黒区とはこうした密接な連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもってこれまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し明るく希望に満ちた地域社会を築くため、目黒区から基本協定締結の申し出があり、平成 29 年 10 月 6 日に基本協定書を締結しています。

- 4) 立川キャンパスが所在する立川市においては、医療系大学として地域貢献を積極的に進めるため、今後、立川市との共催により本学の教育研究活動の成果を還元する公開講座を開催する等、同市との連携・協力を推進しています。

平成 29 年度より立川市が主催する立川駅帰宅困難者対策訓練に、災害看護学コース 2 年次生が帰宅困難者役として参加しています。また、平成 30 年度は立川市との共催により公開講座を開催しました。

平成 31 年 3 月 7 日に立川市と連携・協力に関する基本協定書を締結しています。

- 5) 船橋キャンパスが所在する千葉県船橋市においては「第 14 回ふなばし健康まつり」へ千葉看護学部として参加し地域との交流を図っています。

健康づくりは個人の取り組みだけではなく健康を支える環境や家族、地域の絆等地域社会全体で取り組むことが重要と考え、船橋市が主催しています。千葉看護学部は学生の地域連携活動の機会作りと大学の存在を広く住民にお知らせすることを目的に「健幸(健やかで幸せになる)スポットマップを作りませんか」と題して、東京医療保健大学のブースを出展し教員と学生が参加し、また、保健所、保健センターの 4 つのイベントを学生がボランティアとしてサポートし船橋市に貢献するなど、学生にとって貴重な実践的学びの機会となっています。

また、千葉看護学部が千葉県より委託を受け、千葉県看護職員研修事業「実習指導者講習会(40 日コース)」を行いました。本講習会は「実践能力の高い看護職を育成するためには臨地実習の充実が不可欠であり、そのために実習指導者の育成が重要」との考えにより千葉県が計画したものです。平成 30 年度より千葉県より委託を受けて実施しており、厚生労働省の「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱」に適合した、講習会であることを確認いただいています。受講者は千葉県下 37 医療施設から 49 名が受講し実施後のアンケートでは、約 9 割が「自己の知識が向上し得られた知識を実践で活用できそうだ」と回答しました。受講者 49 人全員が修了認定基準を満たし千葉県より認定証を受領しており、本事業の受託に対し千葉県から高い評価を得ています。

- 6) 和歌山看護学部の雄湊キャンパスが所在する和歌山市においては、市内中心部に開設された看護学教育の大学として地域貢献に関する要請が多く寄せられています。

平成 30 年度は、和歌山県や和歌山県看護協会主催の各種事業に協力し、実習指導者講習や新人看護技術研修、教育職員免許法認定講習などに講師を派遣しています。学生はボランティア募集に積極的に応募・参加し、保健医療福祉に関する事業以外にも農業など多岐にわたり活発に活動しており、学生にとっては住民とのコミュニケーションに苦勞しながらも実践的に学ぶ貴重な機会になっています。

さらに、卒業後の学生が地元で貢献し活躍するため、また学生に経済的な支援をしていただくために、学生・保護者対象に和歌山県下の病院から奨学金についての説明会を開催していますが、2 日間で和歌山県下の延べ 24 病院が参加し学生延べ 61 名、保護者延べ 34 名が参加しています。

今後も和歌山看護学部の存在を地域に広く知っていただき、社会貢献活動を展開していく必要があるため、和歌山市の夏祭りの一大イベントである「ぶんだら節」への参加やフェイスブック、オープンキャンパスなどで情報発信に努めてまいります。

平成 30 年 4 月 6 日に和歌山県教育委員会と連携協力に関する基本協定書を締結しています。

〔大学院等における社会貢献の取り組みについて〕

医療保健学研究科においては、社会貢献の一環として、仕事を続けながら修士あるいは博士の学位を取得できます。現場に根を張りながら、未来の日本の医療と保健に貢献する研究を指導・支援しています。また、社会に出た卒業生の生涯学習支援を充実させるため大学院の高度な知識・技術を活用しています。

医療の現場では健全な倫理観と高度の専門性を持ち、かつ高いコラボレーション能力を持った人材が求められており、このような資質は多くの人が潜在的に持っており少し磨きをかければその能力を発揮するチャンスに恵まれます。

本学は、卒業生・修了生のみならず、すべての医療人が最先端の知識・技術を学び続けられるよう、幅広い支援(医療機関が開催する現職研修の出前講義や科目等履修生の受入れ等)に取り組み、今後もわが国の医療保健全体の質向上に貢献してまいります。

また、修士課程の6領域については、厚生労働省による教育訓練給付制度の指定講座に認定され、一定の条件を満たせば受講費用の一部が支給されること等から学生の入学希望者は増えており、今後さらにニーズに応じて教育・研究指導體制等を工夫してまいります。

さらに、医療保健学研究科においては、研究の取り組みや最新の研究課題・研究成果等を一般に紹介するため公開講座を開催しています。平成30年度は第11回目となり「これからの在宅医療・介護～地域の元気をつくる～」と題し開催しました。

一般社団法人 Neighborhood Care 代表理事の吉江悟氏から「生涯を通じて住民に伴走する地域看護について」、本学の医療情報学科の今泉一哉教授から「地域高齢者の介護予防と健康支援について」講演をいただくとともに、研究発表においては、本学の大学院修了生や教員による研究成果報告4題、特別講演として株式会社シーディーアイ(ケアデザイン研究所)CEOの岡本茂雄氏に「人工知能とケアマネジャーによるハイブリッド型ケアマネジメントの発明について」講演をいただきました。参加者は一般の企業関係者、医療機関関係者、本学関係者を含め164名が参加し、終了後のアンケートでは「在宅医療・介護について、今後必要だと感じていた内容がとても分かり易く学ぶことができた」「初めて聞く内容も多く知識を増やすことができた」など好評に終わりました。

(研究成果等の発刊・公表)

研究成果等については、教員の教育研究活動の振興と円滑化を促しその発表のために、紀要や年報を発刊し本学ホームページに公表しています。

特に医療保健学研究においては、医療関連感染に関する研究成果等を発表するため、毎年度原著論文・短報等を掲載した「医療関連感染 Journal of Healthcare-Associated Infection」を年2回発刊しており、平成30年度は、7月に同誌「Vol.11 No.1 及び no.2, July2018」を発刊するとともにホームページにも公表しています。

(感染制御学研究センターの取り組み)

感染制御学教育研究センターにおいては、保健医療機関等で感染管理に従事する看護師の要請に応じ「感染制御実践看護学講座」(6ヶ月研修:厚生労働省認定)を実施するとともに、医療関連企業等からの要請により企業等で感染制御に関する業務に携わっている方を対象に「感染制御学企業人支援実践講座」を実施しています。

感染制御実践看護学講座(6ヶ月研修:募集定員20名)については、保健医療機関等において5年以上感染管理に従事した経験を有する看護師を対象に、感染制御実践看護

師の育成を目的とし平成 22 年度から継続して実施しています。この講座は、厚生労働省が定める感染防止対策加算の施設基準（診療報酬加算対象）の感染管理に関する適切な研修であると厚生労働省から認定されています（22. 6. 11）。

平成 30 年度においては、14 都府県から過去最多の 24 名の受講者がありました。受講者は現職の看護師であることから、主として週末の土曜日や夏季期間等、大学院の集中講義の時期に合わせて講義を行うなど工夫を行っています。受講者及び受講者を派遣している医療機関等から、感染管理に関する専門的知識を受講することができると高く評価されています。

感染制御実践看護学講座の受講者数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
12 都道府県	11 都府県	14 都府県	10 都府県	13 都道府県	14 都府県
20 名	20 名	23 名	17 名	21 名	24 名

感染制御学企業人支援実践講座（6 ヶ月研修：募集定員 10 名程度）については、企業等で感染制御に関する業務に携わっている方を対象に、専門的知識を更に深め併せて感染制御学に関する最新の情報や医療現場における取り組み状況を知ってもらうため、平成 25 年度から継続して実施しています。修了生には「感染制御に関する最新の専門的知識を修得することができて大変有意義な講座であった」と評価されています。

平成 28 年度と平成 30 年度は最低受講者数 5 名に満たなかったため開講を見送りました。

感染制御学企業人支援実践講座の受講者数の推移

25 年度	26 年度	27 年度	29 年度
12 名	6 名	7 名	6 名

（ボランティア活動、施設の開放の取り組み）

医療系の大学で学ぶ学生として社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り学修意欲の向上を図るため、ボランティア活動への積極的な参加を奨励しています。具体的には、ボランティア活動を希望する学生は児童養護施設等における介助活動高齢者・障害者への介助・支援活動、地元の行事に参加して地域との交流を深める活動、医療に関わる活動等に参加しています。今後も積極的な参加を奨励していきます。

地域社会に開かれた大学として大学の施設の開放と図書館利用の拡充に努めています。具体的には、NTT 東日本関東病院図書館と相互利用協定を結び、病院図書館利用者は附属五反田図書館において資料の館内閲覧と複写が可能であり、また、世田谷区教育委員会と相互利用協定を締結し、区民が図書館を利用する場合には世田谷区立図書館の事前連絡と紹介状の発行により、附属世田谷図書館、附属五反田図書館、附属東が丘図書館の利用が可能になっています。データベース・電子ジャーナルの利用も可能になっています。

(国際交流センターの取り組み)

国際交流センターが実施する国際交流事業については、本学の教育目標に基づき、実践を重視した教育研究の充実・発展に資するため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進することとして「国際交流に関する基本方針」を定めており、これに沿って具体的には、ア)教職員・学生に係る海外派遣・海外研修を積極的に推進すること、イ)海外からの受入れを積極的に行い本学の国際化を推進すること、ウ)海外の大学等との国際交流協定の締結を推進することとしています。

学部学生を対象とした全学合同海外研修は、医療保健学部3学科及び東が丘・立川看護学部の学生のうち、主として1年次生～3年次生で海外研修を希望する学生を対象として実施していましたが、平成30年度においては千葉看護学部と和歌山看護学部が新設されたことに伴い全学部生を対象に実施しました。海外研修は、本学の特色である医療のコラボレーション教育の一環として、在学中から協働意識を醸成し情報交換、相互理解を図ることを目的に開学当初の平成18年度から実施しています。

海外研修は、アメリカハワイ大学及びシャミナーデ大学等において実施していましたが、平成30年度は、オーストラリアのグリフィス大学看護学部を研修先に追加しました。グリフィス大学での研修は平成30年9月に9泊10日(学生参加者19名)、ハワイ大学では平成31年3月に7泊9日(学生参加者29名)の日程で実施しました。

研修終了後、毎年教職員を対象とした報告会を実施していますが、学生たちにとってはそれぞれの国の医療制度や、看護・医療栄養・医療情報の取り組みについて知見を深め、現在及び将来におけるわが国の医療や、自己の将来の職業的可能性について、広い視野で考える機会となっています。なお、グリフィス大学の研修はホームステイ形式であり直接その国の文化と触れ合うなど貴重な経験となりました。

また、国際交流の一環として、世田谷キャンパスの医療保健学部医療情報学科において平成28年度から経済連携協定(EPA)によるインドネシアの看護師候補者・介護福祉士候補者との学生交流を実施しています。病棟情報システムや患者シミュレータ、治療や自助具の体験学習などそれぞれの将来像について意見交換を行っています。

医療情報学科の3年次医療情報ゼミの一環として運営していますが、医療栄養学科の学生も参加して多職種交流、国際交流が融合した学修成果が期待されます。なお、インドネシアの看護師候補者・介護福祉士候補者は、来日後6ヶ月間の日本語研修を経てその後日本全国の病院で実習しながら国家試験の合格を目指しています。

平成28年12月7日：インドネシアの看護師候補者30名 医療栄養学科12名
医療情報学科13名

平成29年10月9日：インドネシアの看護師候補者27名 医療栄養学科7名
医療情報学科16名

平成30年10月29日：インドネシア人看護師候補者31名 医療栄養学科7名
医療情報学科16名

今後も海外から積極的に学生を受け入れ、本学の学生や地域との交流を推進することにより、大学の国際化のみならず地域の国際化に寄与してまいります。

第 10 章 大学運営・財務

中期目標

「大学運営」

- (1) 本学の理念・目的を実現し教育研究等を円滑に遂行するため所要の規程等を整備し運用するとともに、本学の将来を見据えた計画等を実現するため大学運営に関する中・長期のビジョンを策定する。
- (2) 中・長期のビジョンに基づき、教育研究等の円滑な遂行を図るため大学運営組織の整備・充実を図るとともに必要な予算の編成・執行について、適切に行う。
- (3) 実践的な教育研究活動を支援する事務組織の機能強化を図る。
- (4) 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため教員及び事務職員等の人材育成・資質向上を図る。
- (5) 適切な大学運営を行うためIR機能を強化しその推進について定期的に点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえて教育研究及び管理運営の改善・充実を図る。

「財務」

- (1) 本学の理念・目的を達成し教育研究等を円滑に遂行するため中・長期の財政計画に基づき、安定的な財務基盤の確立を図る。
- (2) 学内外への説明責任を果たすため、財務内容の明確化・透明化を図る。

中期計画

「大学運営」

- 【26】 本学の理念・目的を実現するため所要の規程等の見直しを行い適切に運用していくとともに、中・長期ビジョンを策定しビジョンの下に大学運営について全教職員が意識を共有し推進する。

取り組み状況及び課題等

本学の建学の精神及び理念・目的に基づき、教育研究活動等の円滑な推進を図るため、大学経営会議及び理事会・評議員会において審議・承認を経て、第2期の中期目標・計画を策定するとともに、平成17年度の創設より10年を経過したことを踏まえ、大学の今後10年に向けた本学の進むべき方向性について「東京医療保健大学ビジョン」を策定(平成29年度11月理事会・評議員会承認)し教育研究活動に取り組んでいます。

この中長期の目標・計画及び大学ビジョンについては、FD・SD活動の取り組みの一環として毎年全教職員を対象に開催している「東京医療保健大学を語る会」において理事長及び学長から説明し意見交換を行い、教職員との意識の共有を図っています。

また、平成30年度において大学ビジョンを実現するために全員参加型のアクションプラン(行動計画)を作成しこれを中期目標・計画に反映させ、中期目標・計画の実現を通して大学ビジョンを実現していくこととしており、各学部学科・研究科等の教育研究組織と事務局各部等の組織が、本学のあるべき姿を実現するために一丸となって、計画的に大学づくりを進めていくことについても意識の共有を図っています(資料10-1)。

なお、平成30年度は、新たに千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設したことに伴い、これまでの大学運営体制を抜本的に見直し新たな体制を整備しスタートしました。

中期計画

【27】適切な大学運営を遂行して行くため、管理運営体制の整備・充実及び予算措置を適切に行う。

- ・学長を補佐する体制（副学長、学長補佐等）の充実を図る。
- ・医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部及び和歌山看護学部の4学部間の情報共有方策を検討し円滑な連携を図る。
- ・理念・目的を実現するため予算の編成、執行を適切に行う。

取り組み状況及び課題等

平成30年度においては、千葉看護学部及び和歌山看護学部が新たに開設となり、初めて首都圏を離れての大学運営が始まることから、特に教学面については学長のもと各学部長等が結集(毎月1回学部長等会議を開催)し適切な運営がなされるよう意思疎通を図っています。

教学面における運営体制は、以下のとおりとなっています。

- ・学長については、学長選考委員会規程に基づき「人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者のうちから」(第1条)、理事長の推薦により理事会によって決定した後、理事長が任命します。また、学長の権限については「校務をつかさどり、職員を統督する」(学則第51条の2)と明示しています。
- ・学長のリーダーシップの下に学長を補佐する体制として、11名の副学長(医療保健学部看護学科担当、医療栄養学科担当、医療情報学科担当、医療保健学研究科担当(兼)、東が丘総括担当、立川キャンパス担当、看護学研究科担当、東が丘・立川看護学部担当、船橋キャンパス担当、千葉看護学部担当、日赤和歌山医療センターキャンパス担当、和歌山看護学部担当)を任命しています。
- ・副学長等の役職者の選任及び権限については、学則及び各役職者の選考規程に基づき、大学経営会議において選考を行い、理事長が任命します(資料10-2、10-3、10-4、10-5、10-6)。
- ・各学部学科・研究科における組織としては、教学上の重要事項を審議するため医療保健学部各学科(看護学科、医療栄養学科、医療情報学科)、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部、大学院医療保健学研究科及び看護学研究科に「教授会」を置いています(資料10-7)。
- ・教授会の役割については、学則第56条第4項において「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1)学生の入学、卒業及び課程の修了。(2)学位の授与。(3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。」としており、また、第5項において「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下「学長等」という)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と明示しています。
- ・第4項(3)に規定する「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」として、次のとおり明示しています。

- a) 中期目標・計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
 - b) 学則(教育研究に関する部分に限る)その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - c) 組織の整備充実及び改組転換に関する事項
 - d) 教育課程の編成に関する事項
 - e) 「入学者受け入れの方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「学位授与の方針」に関する事項
 - f) 学生の身分に関する事項
 - g) 学生の円滑な就学等の支援に関する重要事項
- ・ 大学全体としての教学上の重要事項の企画・審議を行うとともに各学部学科・研究科間の連絡・調整を行うため、学長を議長とし副学長(学部長、学科長、研究科長)等で構成する「学部長等会議」を設置(学則第 55 条)しており、学部長等会議は教学側と経営側との意思疎通を図り大学経営の重要事項を審議する「大学経営会議(学則第 53 条)」に教学上の重要事項を提案します。これにより、学長のリーダーシップの下に、各学部学科・研究科間の情報共有ができており、教育研究活動等において円滑な連携が図られています。この一環として、学長は定期的に全ての学部学科の教授会に出席し意見交換しています。
 - ・ 学部長等会議が大学経営会議に提案する事項は、次のとおり学則に明示しています。
 - a) 年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
 - b) 学則(教育研究に関する部分に限る)その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - c) 学生の円滑な就学等を支援するための必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - d) 学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - e) 教育研究に係る連絡及び調整
 - f) 学長選考委員の選出に関する事項
 - g) その他教育研究に関する重要事項
 - ・ 大学の管理運営に関する全学組織である大学経営会議は、理事長、理事・評議員の中から理事長が指名する者 10 名、教授会構成員の中から及び学長・副学長を含め理事長が指名する者 10 名の計 21 名で構成しています。学長及び副学長は教学面の責任者として大学経営会議に参画し大学の教育研究に関する意見・意思を反映させています。
 - ・ 大学経営会議が審議する事項は、次のとおり学則に明示しています。
 - ア) 中長期計画の策定に関する事項、
 - イ) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項、
 - ウ) 大学予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項、
 - エ) 教員人事に関する事項、
 - オ) 学部・学科・研究科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項、
 - カ) 学生の定員に関する事項、
 - キ) その他、全学に関する重要な事項及び理事会の諮問に関する事項
 - ・ 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任については、大学の設置者である法人としての最高意思決定機関である理事会、諮問機関である評議員会及び業務・財産に

関する監査を行う監事がそれぞれ役割を果たしており、学長は理事会・評議員会の構成員でもあり、教学面の責任者として理事会・評議員会に出席し、教育研究に関する事項の説明及び意見等を述べ、経営面と教学面の協働が図られるようになっていきます。

本学は、教育理念・教育目的を達成するために学則の他、人事・組織運営・教学・研究・学生支援・大学院等関係規程の整備を図るとともに、関係規程に基づく各種委員会を設置して適切な運営を行っています（資料 10-8）。

また、適切な大学運営に資するための学生及び教職員からの意見聴取について、学生の学修に関する調査や学生生活実態調査の結果を踏まえ、学生委員会等の各種委員会で審議を行い、教職員についても FD 活動、SD 研修等において意見聴取を行い教育研究環境等の整備に努めています。さらに、管理運営の適正な危機管理対策についてもハラスメントに関する取扱、研究資金及び研究の不正防止、個人情報の適正保護の取扱等にそれぞれ取り組み、これらに関しては規程やガイドラインを作成しコンプライアンスを推進しています。

災害対応については、東日本大震災等を教訓として「災害対応マニュアル」により定期的に防災訓練を実施し、危機管理の意識向上に取り組んでいます。

予算編成については、毎年度、大学全体の収支のバランス確保及び財務の健全性を図ることを基本的な編成方針案とし、次の予算計画に基づき整理した予算案を理事会・評議員会において審議願い、承認を経た後に決定しております。

- a) 学納金収入等の所要見込み額
- b) 受託研究費等外部資金の受入れ予定額
- c) 教育研究関係の備品及び図書等の購入予定額
- d) 教職員在職者数及び採用予定数等に基づく人件費の所要見込み額
- e) 教育研究経費及び管理経費等の所要見込み額
- f) 大学全体の事業計画に基づく所要見込み額

予算の執行においては、50 千円未満の物品購入の場合は事務局長決裁とし、50 千円以上の物品購入の場合は稟議書を作成し理事長決裁としています。なお、支出については、金額の多寡にかかわらず経理財務部の承認を経た後に理事長決裁としており、不正あるいは不適切な支出を未然に防止することとしています。

学校経営の健全化を図るため、教育研究経費及び管理経費等の見直しを絶えず行い、節減に向けた不断の努力を行っています。

中期計画

【28】実践的な教育研究活動を支援するため不断の事務組織の見直し・改善により大学教育制度改革に対応しうるよう機能強化を図る。また事務局各部等に係る情報共有及び連携を図るため、大学経営会議室長の下に事務局部長会を定期的に開催し大学運営の円滑な実施を図る。

取り組み状況及び課題等

本学は、東京医療保健大学事務局規程に校務分掌等を定めており、事務組織は大学経営会議室に事務局を置き、大学経営会議室長の下に、法人本部機能と大学事務局を兼務する組織として機能しています（資料 10-9、10-10）。

事務局に、企画部、教務部、総務人事部、経理財務部、学生支援センター、入試広報部、研究協力部、学生募集部、五反田事務部、世田谷事務部、東が丘事務部、立川事務部、千葉事務部、和歌山事務部、図書館事務室及び大学院事務室を配置しています。

キャンパスが6カ所にあることから大学経営会議室長及び総務人事部長は各キャンパスを巡回(千葉事務部、和歌山事務部を除く)しキャンパス運営の状況把握に努めています。

平成30年4月より千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設されたことに伴い、新たに事務局を設置するとともに、既存の事務局組織体制を見直してより機動性・効率性を発揮できる体制としました。特に医療情報学科の定員未充足の状態を改善すべく新たに「学生募集部」を設置するとともに、定員充足に向けて医療情報教育の魅力や募集活動の分析・検証を行い、改善方策を講じるため「情報教育研究センター」を立上げ全学的に取り組んでいます。また事務局各部の意思疎通のもと「報・連・相」をモットーに情報共有を図り、大学運営を円滑に遂行するため大学経営室長のもとに毎月事務局部長会を開催しています。部長会では各部長から業務の遂行状況や懸案事項の報告及び説明を行い意見交換を踏まえ業務の改善等に取り組んでいます。

このほか、国際交流事業や図書館機能の充実、入試広報・学生募集や学内情報システム事業の改革に必要な専門的な知識・能力を持った職員を随時採用し専門部署を立ち上げて取り組んでいます。

中期計画

【29】大学の教育研究の高度化・複雑化は現在進行形で進んでおり、本学としてこれに十分対応していくためには教員及び事務職員等の資質・能力の向上や意識改革が不可欠であり、教員と事務職員等が協働して業務に当たって行けるよう、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるSDの充実を図る。

- ・他機関等が開催する研修会・啓発セミナー等に教員・事務職員を積極的に参加させる。また、全教職員を対象の「東京医療保健大学を語る会」の充実・推進を図る。
- ・事務職員の職能開発及び自己啓発に資するため事務職員研修会を定期的で開催するとともに実施内容の充実を図る。
- ・FD及びSDの取組において、大学の教育研究活動等における教職協働の重要性の観点から一体的な推進方策について検討し取り組む。

取り組み状況及び課題等

本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員が協働して教学上の各種委員会を運営しており、また大学全体の運営においても全学的課題において担当副学長等と担当事務部とが協働して取り組んでいます。

その一環として、毎年開催する「東京医療保健大学を語る会」は全教職員が対象であり、理事長及び学長の講話を聴き、意見交換を行って大学運営の意識改革を図る機会となっています。今後も多くの教職員に参加いただけるよう企画・立案等を工夫してまいります。

事務職員については、大学の管理運営に携わるとともに、実践的な教育研究活動の支援を行う重要な役割を担っており、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中で、大学運営、教育研究活動の支援に関わる職員の人材育成・資質向上のための取り組み(職能開発:

スタッフ・ディベロップメント(SD))が必要不可欠となっていることから、本学は、開学間もない平成18年度から年2回(9月及び3月の各1日)、全事務職員が一堂に会し「事務職員研修会」を実施しています(資料10-11)。

研修会では、高等教育を取り巻く最近の状況、本学が取り組んでいる課題や懸案事項の現状等について、理事長・副理事・各部長等及び本学教員等を講師に講話をいただき意見交換等を行っています。これにより、職員一人一人が本学の課題等を自らの課題等として捉え業務に取り組んでいけるよう自己啓発の有意義な機会となっています。

また、職員の資質向上に資するため、私立大学連盟等外部機関が実施する研修会・セミナー等に職員を積極的に参加させています(資料10-12)。

事務職員の人材育成・資質向上に関しては、事務局部長会で事務職員研修会の実施等SDの実施内容等について検討し企画・立案を行っていますが、大学における教育研究の高度化・複雑化は現在進行形で進んでおり、これに対応できるようSDによる事務職員の資質・能力の向上と意識改革は不可欠であり、今後においても、教員と協働して業務に当たって行けるようSDの充実に取り組んでまいります。

また、教育研究活動等を適切にかつ効果的な運営を図るため、教職員が協働して教学上の各種委員会の運営や学生募集活動、公開講座等の企画・運営に取り組むとともに、平成30年度から教職員合同の「FD・SD委員会」を設置しており、教職協働がより機能するよう企画・立案等に取り組んでいます。

なお、こうした事務職員が果たしている役割・業務について、平成30年度受審の大学評価(認証評価)結果において「職員の適正な業務評価と処遇については、基準等が設けられていないため、検討が望まれる」との意見を頂いており、検討してまいります。

中期計画

【30】内部質保証機能、IR機能を強化し教育研究活動状況(教育、研究、財務、施設、人事等の情報)のデータ収集・分析を行い、課題の把握に努め、学内意思決定や教育研究活動の改善を図るとともに、全学教学マネジメントのPDCAサイクルを確立するなど、エビデンスに基づいた大学運営となるよう、IR機能が反映される全学的取組を推進する。

- ・健全な運営を図るため、教育研究活動等に伴う関係法令及び本学のサービス関係規程等に関して、教職員へのコンプライアンス(法令・モラル遵守)を徹底するとともに、本学が保有する教育研究活動等の情報の公開請求に対し学校法人青葉学園情報公開規程に基づき適切に対応する。
- ・本学の強み・特色を明らかにし社会に明確に伝わるようウェブサイトを有効に活用し情報発信に取り組む。
- ・教育研究活動状況や管理運営の適切性について、定期的に点検・評価を実施し、その結果に対する外部有識者で構成するスクリー委員会において検証願い、意見・提言等を踏まえて教育研究及び大学運営の改善・充実に努める。

取り組み状況及び課題等

本学では、理念・目的に基づき、第2期の中期目標・計画を策定し、東京医療保健大学ビジョンの実現を目指して関係法令等学内諸規程に沿って管理運営に取り組んでいます。

創設以来 14 年を経過し、当時は 1 学部 3 学科(総学生定員 1,120 名)でスタートしましたが、平成 30 年 4 月においては、4 学部 6 学科・大学院 2 研究科(各修士・博士)・1 専攻科の規模(総学生定員 2,823 名)に発展しています。

ここまでの間、中長期の目標・計画を達成するため各学部学科・研究科等において教育研究活動等を積極的に推進しその取り組み状況については、全学自己点検・評価委員会において毎年度「点検・評価報告書」を取りまとめて、自己点検・評価の結果について改善意見等を聴取するため外部有識者による外部評価(スクリー委員会)を実施するとともに、大学経営会議及び理事会・評議員会に報告しています。

外部評価、大学経営会議及び理事会・評議員会において表明された改善意見等を踏まえ、学長の指揮命令により、各学部学科・研究科等において教育研究活動等の改善充実を図るとともに、内部質保証システムが機能するよう大学運営について改善を図っています。

また、本学の教育研究活動等の状況を把握しその分析及び評価を通じて、教育研究活動等及びこれを支える経営の改善に資するため、教育、研究、学生支援、財務・施設、人事等に関する情報の総合的な分析・評価、共有を図るべく学長直属の「IR 推進室」を設置しています。

IR 推進室においては、学生の修学支援等の充実に資するため「学生の学修に関する実態調査アンケート」を毎年度実施し分析・評価を行っており、学生の能動的学修を促すための取り組みに活用しています。また、教育研究活動等のデータベース化を推進するとともに、日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」に本学の個性・特色が伝わるよう、積極的に教育研究活動等に関する所要の情報を公表しています。

さらに、教員と事務職員が相互に協働して教育研究活動等に取り組んでいく上で必要な関係法令及び服務関係規程等に関し、学内共有の「デスクネッツ(文書管理タグ)」に掲載して教職員が常時見られるようにしており、また学則等規程の改正・制定の概要を教職員向けにお知らせする「THCU トピックス」(年 4 回、メール配信)で周知を図る等、コンプライアンスの徹底を図っています。特に法令遵守等に関しては次のとおり対応しています。

- a) 平成 30 年 4 月に、千葉看護学部及び和歌山看護学部を届出により新設しましたが、平成 30 年 5 月に設置計画に基づく履行状況を明記した「設置計画履行状況報告書」を文部科学省に提出するとともにホームページに公表しており、本件については平成 31 年 3 月 28 日に文部科学省から「設置計画履行状況等調査の結果について(平成 30 年度)」メール通知があり「意見が付されなかった大学等」にノミネートされています。
- b) また、平成 30 年度においては、本学の教育研究活動等の取り組みに関して大学基準協会による 2 回目の大学評価を受審し「大学基準に適合している」と認定(認定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日の 7 年間)された際、是正勧告及び改善課題として提言を受けた事項について、平成 31 年度以降速やかに改善を図り、平成 33 年 7 月に改善状況報告書を大学基準協会に提出することとしています。

なお、教育研究活動等の情報に関する公開請求に関しては、情報公開規程に基づき適切に対応しています。

中期計画

「財務」

【31】理念・目的の実現のために策定されたビジョンの具体化を推進するため、中・長期の「東京医療保健大学の財政計画」に基づき、安定的な財務基盤の確立を図る。

このため、以下の取組を推進する。

- ・学部・研究科等入学定員を充足し学納金収入等の安定的な確保を図る。
- ・科学研究費補助金、各種団体の研究助成金、受託研究費、奨学寄附金等外部資金の積極的な確保を図り、財務における学納金依存体質の改善に努める。
- ・私立大学等改革総合支援事業補助金等の獲得増に向け、大学のシーズを育てる等工夫する。
- ・教育研究遂行上必要な経費は適切に措置するとともに、管理経費等については絶えず見直しを行って節減に努める。
- ・平成30年度開設の千葉看護学部及び和歌山看護学部の学年進行による収支状況、教育研究経費、管理経費の支出の適正化に努める。

取り組み状況及び課題等

本学では平成29年度をスタートとする第2期(5年間)の中期目標・計画を策定し、その達成に向けて事業を実施しており、実施に当たっては中期目標・計画において今後5年間の「東京医療保健大学の財政計画」並びに平成29年度決算をベースとする「東京医療保健大学の財務に係る年度別比率の目標」について定めています(資料10-13)。

平成29年度から平成33年度においては、平成30年度から千葉看護学部、和歌山看護学部が開設し、両学部が完成年度を迎える平成33年度までは補助金が交付されないこと、また学生納付金収入、人件費等の経費は年度毎に増加するため、年度別財務比率は大きく変動することとなっています。

年度別比率としては、ア)人件費比率、イ)人件費依存率、ウ)教育研究経費比率、エ)管理経費比率、オ)借入金等利息比率、カ)事業活動収支差額比率、キ)事業活動支出比率、ク)学生生徒等納付金比率、ケ)寄付金比率、コ)補助金比率の10の項目ごとに目標を定めています。

今後、毎年度、決算に基づいて各年度の目標値との差異を分析・評価するとともに、必要に応じて根拠を示した上で最終年度の目標値を改定することも予定しています。

予算作成においては、前年度決算の実績に基づいて収入・支出予定額の見直しを行い、財政計画の見直しを行っています。

本学は、表のとおり毎年度順調に入学定員を超えて入学者数を確保しており学納金収入等の安定的な確保を図っています。平成30年度予算額における収入に占める補助金の割合も15.8%を確保しています。

入学者数の推移

(単位：人)

	28年度		29年度		30年度	
	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数
医療保健学部	280	270	280	281	280	279
東が丘・立川看護学部	200	223	200	217	200	214
千葉看護学部	-	-	-	-	100	107
和歌山看護学部	-	-	-	-	90	104
助産学専攻科	15	19	15	19	15	20
医療保健学研究科	29	27	29	38	29	34
看護学研究科	32	33	32	34	32	25
計	556	572	556	585	746	783

平成30年度学校法人青葉学園予算額(第一回補正予算)

<事業活動収入>

科目	百万円	割合%
学納金	3,598	76.7
手数料	127	2.7
寄附金	42	0.9
補助金	739	15.8
付随事業収入	121	2.6
雑収入	59	1.3
教育活動外収入	2	0
特別収入	0	0
計	4,688	100.0

<事業活動支出>

科目	百万円	割合%
人件費	2,924	57.7
教育研究経費	1,499	29.8
管理経費	493	11.1
教育活動外支出	52	1.0
資産処分差額	5	0.1
予備費	16	0.3
計	4,989	100.0
基本金繰入前収支差額	△301	

平成29年度学校法人青葉学園決算額

<事業活動収入>

科目	百万円	割合%
学納金	3,383	67.0
手数料	129	2.6
寄附金	38	0.8
補助金	769	15.2
付随事業収入	126	2.5
雑収入	73	1.4
教育活動外収入	2	0
特別収入	530	10.5
計	5,050	100.0

<事業活動支出>

科目	百万円	割合%
人件費	2,550	62.3
教育研究経費	1,076	26.3
管理経費	424	10.4
教育活動外支出	39	1.0
特別支出	3	0
予備費	0	0
計	4,092	100.0
収支差額	958	

教育研究を安定して遂行するためには、現金等の資金流動性が高いことが必要となります。総資産に占める流動資産の構成割合を見るための指標として流動資産構成比率がありますが、この比率が高いほど、資金流動性があることとなります。

本学の2017年度(平成29年度)の流動資産構成比率は17.5%であり、平成29年度の私立大学平均17.2%と比較するとほぼ同水準であり、教育研究活動に支障になる水準ではありません。また、実際に教育研究活動の維持・発展に資金が投下されているかを見る指標として教育研究経費比率がありますが、本学の2017年度の教育研究経費比率は34.2%であり、平成29年度の私立大学平均34.6%と概ね同水準であることから教育研究活動を安定して遂行するための経費は措置されているといえます。

教育研究活動を安定して遂行し必要かつ十分な財政的基盤の確立を図るためには、大学全体の資産を適正かつ効率的に運用することが求められます。そのため学校法人青葉学園資産運用規程においては、学校法人青葉学園の資産の適正かつ効率的な運用に資するため、資産運用責任者、資産を元本返還が確実な方法で運用を行うこととする基本方針、資産の運用対象、運用手続等を定め、理事長は資産運用の状況及び結果を理事会及び評議員会において報告し、承認を得ています。

本学は、平成17年度に開学して以来、現在まで授業料の値上げを行っていませんでしたが、昨今の教育の質の充実向上が重要な指標とされていることに鑑みて、特にアクティブ・ラーニングを取り入れるなど学生参加型の授業や実験・実習を通じて学生が主体的に学修する授業展開が求められています。看護学科を有する首都圏の大学を調査したところ、本学の納付金総額が最も低い状況であることを踏まえるとともに、より一層の実験・実習授業を充実させるための教育環境を整備することを目的として、平成29年度入学生から授業料を年額950千円から1,000千円に年額50千円値上げしています。

また、本学の予算額に占める学納金の割合が高い状況であるため、引き続き、科学研究費補助金、各種団体の研究助成金、受託研究費、奨学寄附金等の外部資金の積極的な確保を図るよう努めています。なお、各学部学科・研究科及び教員等の教育研究遂行上の必要経費については適切に措置することとしています。

中期計画

【32】学内外への説明責任を果たすため、財務内容の明確化・透明化を図るとともに、財務比率の指標に基づき毎年度検証を行い、その結果をウェブサイト等に公開する。また財務状況について、監査法人及び監事監査を定期的実施し監査報告書を公表する。

取り組み状況及び課題等

今後の18歳人口の減少や看護系大学等の増加に伴い、安定した教育研究経費を確保していくため、これまでの募集活動を検証し学生確保の方策について検討し取り組んでいくとともに、教育研究充実のための科学研究費補助金や共同研究・受託研究について、教員個人の研究意欲(興味関心)を汲み上げていく体制(学長裁量経費の配分)が学内にきちんとあることを認識させて、教員の萌芽的研究等が外部資金の獲得に繋がっていくよう取り組んでいます。

平成 30 年 4 月に、千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設しましたが、開設準備経費として校舎改修や設備の整備を行っており、両学部が完成年度を迎える平成 33 年度までは補助金が交付されないこと、学生納付金収入が年度進行で増加すること、教員の計画採用により人件費、教育研究費が増加することから、年度別財務比率は大きく変動することとなっています。

本学のこのような財務状況に対し、平成 30 年度受審の大学評価(認証評価)結果において、次のとおり提言を頂いています。

<提言>

改善課題

- 1) 「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ、総負債比率が高く、純資産構成比率が低い状況が続いている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」も低い
ため、財政計画の見直しを行い十分な財務基盤を確立するよう改善が求められる。

本学としては、千葉看護学部及び和歌山看護学部が学年進行中ですが、学校法人全体の収支はプラスで推移しています。このため総負債比率は減少していきませんが、平成 31 年度以降の財務計画の立案においては提言を踏まえ、両学部の完成年度後は財政基盤の健全性を確立できるよう努力してまいります。

なお、学内外への説明責任を果たすため、平成 30 年度決算等財務状況についても従前どおり本学ホームページにおいて公開することとしています。

また、平成 31 年 5 月に平成 30 年度の財務実施状況について、独立監査人による監査及び学校法人青葉学園の監事(2 名)による監査を実施し、監査結果報告書について財務情報として本学ホームページに公開します。

今後も財務内容の明確化・透明化を図ってまいります。

おわりに

平成 30 年度の点検・評価報告書(以下「報告書」という)については、平成 29 年度にスタートした第 2 期中期目標・計画の 2 年目にあたり、その達成に向けての各学部学科・研究科等における教育研究活動等の取り組み状況について取りまとめております。

また、平成 30 年度は、大学の教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の総合的な状況について 7 年以内ごとに評価(認証評価)を受審する時期に当たっており、第 2 回目となる評価を受審し、その結果を整理し本報告書に盛り込みました。本学は、今回の評価においても「大学基準に適合していると認定する」との評価を受けることができました。一方で、報告書記載のとおり改善すべき課題もいくつかご提言を頂いたところであり、本学としてはこれを真摯に受け止め、今後、これらの課題を解決し、さらなる発展に向けて質の保証に取り組んでまいります。

なお、本学のこれまでのこうした取り組みについては、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 教育の質的転換」に、平成 30 年度を含め平成 26 年度から連続して採択されており、一定の評価をいただいているものと考えております。

さらに、平成 30 年度は、創設以来 14 年にわたる本学の充実した教育研究等の活動が地方公共団体や政府機関(独立行政法人)等に高く評価され、それぞれの機関との緊密な連携の下に、千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設され、開設 2 年目の平成 31 年度入試においても両学部は順調に学生確保ができています。

本学は、上記両学部の新設に伴い、学長のリーダーシップのもとに意思決定プロセスを明確にするとともに、総合的・戦略的に教学マネジメント体制を構築し、内部質保証を推進する体制に着手しておりますが、大学評価(認証評価)結果における提言を踏まえ、今後、内部質保証体制を全学的な組織として再構築し、3 つの方針(DP、CP、AP)がきちんと実施され成果があがっているか、PDCA サイクルにより見極めて確認しつつ、教育の質向上に一層取り組んでまいります。その際、高等教育を取り巻く最近の動向、2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(30.11.26 中央教育審議会答申)、学校教育法等の一部を改正する法律(令 2.4.1 施行)、令和 3 年度大学入学選抜について(大学入学共通テストの導入)などに留意し、建学の精神及び理念・目的に基づき、医療系大学として教育研究上の特色を発揮しつつ、社会に貢献できる有為な人材の育成を図ってまいります。

また、平成 30 年度においては、こうした動向を見据えつつ、平成 31 年度に看護学研究科修士課程高度実践公衆衛生看護コース(保健師資格取得)を開設するとともに、令和 2 年度の東が丘・立川看護学部の改組による東が丘看護学部(東が丘)及び立川看護学部(立川)の開設、さらには令和 2 年度の大学院和歌山看護学研究科(和歌山)の開設に向けた文部科学省等への届出設置申請手続きを進めております。

本学としては、今後においても建学の精神及び理念・目的に基づき、大学ビジョンの実現に取り組んでまいります。そのため、全学として取り組むべきプロジェクト及び各学部学科・研究科等ごとにそれぞれの強み・特色を発揮したプロジェクトを作成中であり、これを踏まえ、中期計画の見直し・充実を図り、取り組みを加速してまいります。